

大槌・気仙川地域森林計画書

(大槌・気仙川森林計画区)

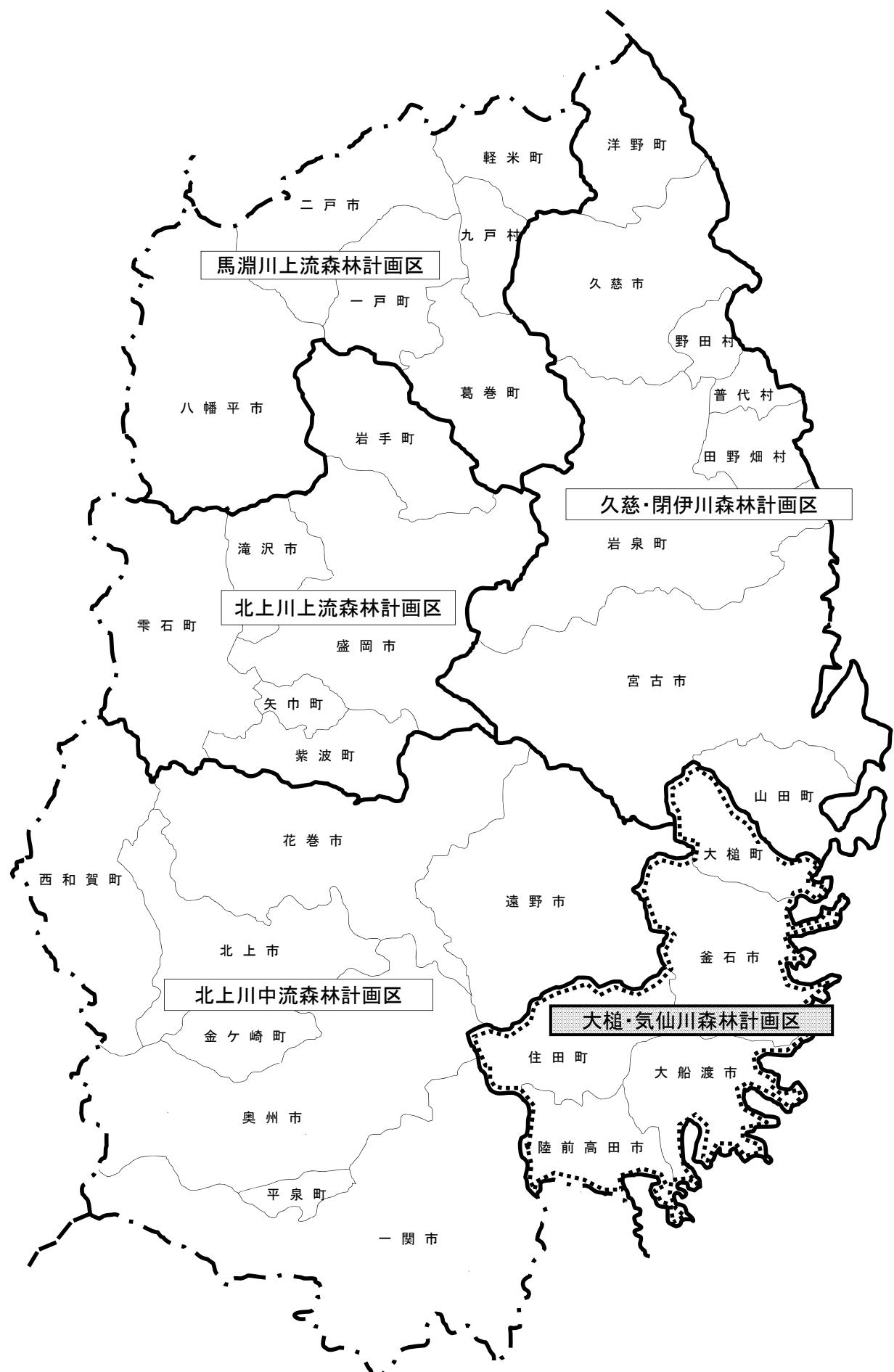
計 画 期 間

自 令和 7 年 4 月 1 日

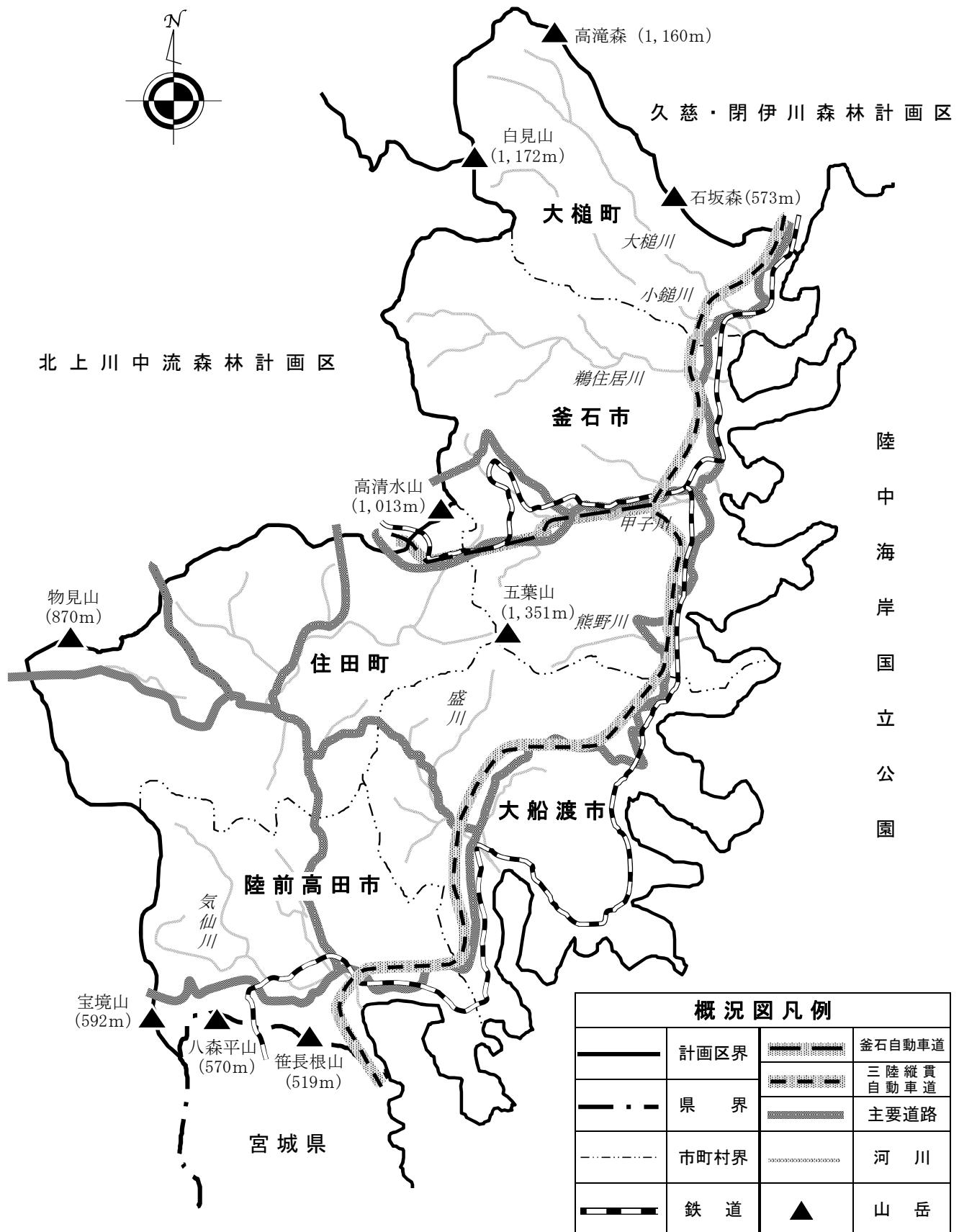
至 令和 17 年 3 月 31 日

令和 6 年度樹立

岩 手 県



大槌・気仙川森林計画区概況図



担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職氏名

農林水産部	部長	佐藤法之
	技監兼林務担当技監	工藤亘
森林整備課	総括課長	砂子田博
	計画担当課長	泉憲裕
	主任主査	鈴木将人
	主任	上村僚
	技師	小川茜
	技師	菅井竣矢

2 樹立従事期間

自 令和6年4月1日

至 令和6年12月24日

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概要	1
(1) 位置、地形	
(2) 地質、土壤	
(3) 気候	
(4) 社会経済的背景	
(5) 森林・林業の概況	
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	4
(1) 実行結果	
(2) 評価	
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	6
(1) 計画策定の基本方針	
(2) 施業方法別の森林整備	
(3) 目標設定の考え方	
4 主な計画量の概要	9
(1) 主伐等伐採立木材積	
(2) 造林・間伐面積	
(3) 林道の開設及び拡張	
(4) 保安林の指定又は解除	
(5) 治山事業	
5 本計画区内の特徴的な取組事例（トピック）	11
(1) 第73回全国植樹祭いわて2023の開催とレガシーの継承	
(2) 林業の担い手確保に向けた取組	
(3) 釜石地方森林整備推進協議会を中心とした森林経営管理制度の推進	
(4) 県産木材の利用促進に向けた取組	

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	13
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	14
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	14
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項	19
第3 森林の整備に関する事項	20
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	20
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
(3) その他必要な事項	
2 造林に関する事項	23
(1) 人工造林に関する指針	
(2) 天然更新に関する指針	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4) その他必要な事項	
3 間伐及び保育に関する事項	27
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	30
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	34
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	

(5) 林産物の搬出方法等	
(6) その他必要な事項	
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	37
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(6) その他必要な事項	
第4 森林の保全に関する事項	40
1 森林の土地の保全に関する事項	40
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4) その他必要な事項	
2 保安施設に関する事項	45
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	
(3) 治山事業の実施に関する方針	
(4) 特定保安林の整備に関する事項	
(5) その他必要な事項	
3 鳥獣害の防止に関する事項	46
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2) その他必要な事項	
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	47
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	50

1 保健機能森林の区域の基準	50
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	51
(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	
(3) その他必要な事項	
第6 計画量等	53
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	53
(1) 計画期間総数（令和7年度～令和16年度）	
(2) 前半5年分の計画量（令和7年度～令和11年度）	
2 人工造林及び天然更新別の造林面積	53
(1) 計画期間総数（令和7年度～令和16年度）	
(2) 前半5年分の計画量（令和7年度～令和11年度）	
3 間伐面積	54
4 林道の開設及び拡張に関する計画	55
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	57
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	62
第7 その他必要な事項	63
1 保安林その他制限林の施業方法	63
2 その他必要な事項	73
(1) 森林関連情報の収集・精度向上の推進	
(2) 林地保全等に配慮した森林施業に関する取組の促進	

I 計画の大綱

1 森林計画区の概要

(1) 位置、地形

本計画区は、県の沿岸南部に位置し、東は太平洋、南は宮城県に接する3市2町を包括する地域である。

大槌・気仙川森林計画区の行政区域

単位 面積：ha

行政区域		区域面積	
管轄県行政機関	市町村	小計	計
沿岸広域振興局	釜石市、大槌町	64,077	153,006
沿岸広域振興局 大船渡農林振興センター	大船渡市、陸前高田市、 住田町	88,929	

資料：令和5年 全国都道府県市区町村別面積調

本計画区の地形は、全体的に北上高地より太平洋に向けて東傾している。

中央部に五葉山（1,351m）等の山岳を有し、地形は一般に急峻である。北が高滝森（1,160m）、石坂森（573m）を結ぶ稜線で宮古市、山田町に、西は白見山（1,172m）、高清水山（1,013m）、物見山（870m）、宝境山（592m）を結ぶ稜線で遠野市、奥州市、一関市に、南は八森平山（570m）、笹長根山（519m）を結ぶ稜線で宮城県にそれぞれ接し、東は太平洋に面している。

これらの山岳地帯に源を発する主要河川としては、釜石市及び大槌町では、大槌川、小槌川、鶴住居川、甲子川及び熊野川が東流し、大船渡市、陸前高田市及び住田町では、盛川、気仙川が南流して、それぞれ太平洋に注いでいる。

また、本計画区内の三陸海岸に近い地域は、比較的急傾斜地のところが多く、リアス海岸となっている。

(2) 地質、土壤

本計画区の地質分布は、古生代ペルム紀の石灰岩、砂岩、粘板岩等となっている。

土壤は、黒色土が主体をなし、次いで褐色森林土、ポドゾル等となっている。標高が概ね700m以下の山岳地帯には褐色森林土が多く、丘陵地帯には赤色系の褐色森林土が分布している。また、内陸部の高原地帯には主として黒色土が分布しており、北上高地の概ね900m以上の地帯にはポドゾルが出現する。

(3) 気候

本県の気候は、緯度、経度、地形、海岸からの距離、海拔高度の違いによる各季節の気温、乾湿の変化から、大きく、三陸海岸、北上高地、内陸平野、西部山沿いの4つに区分されている。

本計画区は、三陸海岸の気候地帯に属し、温暖で内陸部に比べ夏は涼しく冬は暖かい。

年平均気温は、12°C前後であり、年間降水量は1,500mm程度と、県内では比較的降水量の多い地域である。

最深積雪は、10cm程度と少ないが、春先には重く湿った雪になりやすい。

(4) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の総面積は、県土の10%に当たる15万3,006haで、その内訳は、森林86%（民有林67%、国有林19%）、水田1%、畑2%、宅地4%である。

イ 人口の動態

本計画区の令和5年における人口は9万4,740人、世帯数は4万5,574世帯となっており、平成30年に比べ人口は13.2%減少、世帯数は3.0%減少している。

ウ 地域産業の概要

本計画区の令和2年における就業人口は、4万8,746人。産業別の割合は、第1次産業8%、第2次産業30%、第3次産業61%と、第3次産業の占める割合が高い。

産業別の割合を平成27年と比べると、第1次産業で0.04ポイント減少、第2次産業で2.95ポイント減少、第3次産業で2.26ポイント増加している。

また、令和3年度の総生産額は4,002億円である。これは県全体の8.5%を占めている。

(5) 森林・林業の概況

本計画区の民有林面積は10万2千haで、民有林全体の13%、蓄積は3,044万m³で本県民有林の16%を占めている。

なお、基準年次（平成30年度～令和5年度）間の林地の異動状況については、林地開発等により、724haの減少となっている。

本計画区の令和5年度における民有林の現況は、次のとおりである。

ア 針葉樹、広葉樹別の割合は、立木面積9万8千5百haのうち針葉樹52%、広葉樹48%、蓄積3,044万m³のうち針葉樹79%、広葉樹21%となっており、面積、蓄積共に針葉樹の割合が高くなっている。

また、人工林率は、民有林面積の48%で県全体の41%を上回っている。

イ 針葉樹の樹種別割合は、針葉樹面積5万1千haのうちスギ55%、アカマツ33%、

カラマツ10%、蓄積2,398万m³のうちスギ65%、アカマツ29%、カラマツ4%となっており、面積、蓄積ともスギの割合が高くなっている。

ウ 所有形態別面積は、私有林が6万7千haで、計画区面積の66%を占め、次いで市町村有林24%、県有林10%となっている。

エ 林道等基幹路網の整備状況は、令和5年度末までに総延長で636km開設され、林道密度は6.2m/haで、県平均密度5.8m/haを上回っている。

また、林内道路延長は1,729kmとなっており、林内道路密度は16.8m/haで、県平均密度16.8m/haと同程度となっている。

オ 令和4年次の素材生産量（推定値）は18万m³で県全体の12%となっており、このうち針葉樹は17万3千m³、広葉樹は6千m³となっている。

カ 大船渡市、陸前高田市、住田町は、松くい虫被害の沿岸部の被害先端地域として、懸命な防除対策を行っている。被害量は、平成28年度の3,974m³をピークに、令和4年度まで減少傾向で推移したが、令和5年度の被害量が3,701m³と、令和4年度から1,202m³の増となっている。

キ 近年、沿岸部の被害が拡大している、カシノナガキクイムシによる「ナラ枯れ」被害は、平成25年度に大船渡市で被害が確認されて以降、被害が拡大しているが、被害量は平成28年度の3,250m³をピークに減少し、令和5年度は876m³となっている。

ク 本計画区の特徴的な森林病虫獣害としては、五葉山を中心としたホンシュウジカの被害があげられる。令和5年度の林木被害は、区域面積107.26ha、実損面積15.54ha、被害額37,203千円となっている。関係機関が連携した生息域の監視や、個体数調整の実施状況を把握したうえで、防護柵の設置、忌避剤の塗布などの被害対策に取り組んでいる。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 実行結果

本計画区の前計画（令和2年度～令和11年度）における前半5か年分（令和2年度～令和6年度）の主な計画の実行結果については以下のとおりとなっている。

計画事項	区分	前計画	実行	実行率
伐採	主伐材積	630 千m ³	757 千m ³	120 %
	間伐材積	650 千m ³	195 千m ³	30 %
	計	1,280 千m ³	952 千m ³	74 %
造林	人工造林面積	1,380 ha	428 ha	31 %
	天然更新面積	1,060 ha	846 ha	80 %
	計	2,440 ha	1,274 ha	52 %
間伐	間伐面積	11,550 ha	3,039 ha	26 %
林道開設	開設延長	40,530 m	8,021 m	20 %
	拡張延長	6,060 m	782 m	13 %
	計	46,590 m	8,803 m	19 %
保安林	指定面積	1,045 ha	370 ha	35 %
	解除面積	2 ha	3 ha	150 %
治山事業	施行地区数	26 地区	10 地区	38 %

注 主伐の実行量は、令和2年次～令和4年次の実績に令和5年次～令和6年次の見込み量を加えたもの。

その他の実行量は、令和2年度～令和5年度の実績に令和6年度の見込み量を加えたもの。

単位未満を四捨五入しているため、区分の合計と計が一致しない場合がある。

(2) 評価

伐採材積について、伐期を迎えたスギを中心に伐採が進み、主伐材積は計画の120%となったもの、間伐材積は計画の30%の実行率となり、総量では計画の74%の実行率となっている。

造林については、森林所有者の経営意欲の減退等から、人工造林面積で計画の31%の実行率となっており、天然更新面積で計画の80%の実行率となっている。

間伐については、県が策定した「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針」において間伐目標面積を設定し、目標達成に向けて取り組んでいるが、近年の国産材の需要拡大に伴う主伐の増加により、間伐を担う作業員を確保することが難しくなってきていることなどにより、計画の26%の実行率となっている。

林道について、社会経済情勢による公共事業予算の削減や、地域との調整に時間を要したことなどから、計画の19%の実行率となっている。

保安林の指定については、公益的機能の発揮が特に必要な森林について、保安林指定を推進し、計画面積の達成に向けて取り組んでいるが、森林所有者の理解が得られないなどの理由により、計画の35%の実行率となっている。

治山事業については、県が策定した治山事業四箇年実施計画（第3期 令和元年度～令和4年度）及び治山事業四箇年実施計画（第4期 令和5年度～令和8年度）に基づき取組を進めたが、令和元年度に発生した甚大な台風災害や令和4年度の豪雨災害に緊急かつ優先的な対応が必要となったこと等により、計画量の38%の実行率となっている。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林に対する県民の要請は、木材等の林産物の供給や水源の涵養、県土の保全、保健・文化・教育的利用の場の提供、良好な生活環境を保全する機能の発揮に加え、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など多様化している。

本計画樹立に当たっての基本的な考え方は、令和3年6月に閣議決定された、「森林・林業基本計画」及び令和5年10月に閣議決定された「全国森林計画」に基づくとともに、本県森林の持続的な森林経営を促進する観点から次のとおりとする。

なお、この実行に当たっては、森林所有者、林業・木材業者、森林組合等はもとより、県民一人ひとりが受益者としての立場で、森林の育成に向けた主体的な取組を行うことが必要である。

(1) 計画策定の基本方針

ア 森林資源の循環利用

将来にわたり木材の安定的な供給を確保し、質的な資源の充実を図るため、保育・間伐等の森林整備を実施する。また、近年の木材需要に対応して伐採された跡地については、再造林等により確実な更新を図り、森林資源の循環利用を促進する。



イ 公益的機能に配慮した多様な森林整備

森林の有する公益的機能が十分発揮されるよう、保育・間伐等のほか、長伐期施業の導入、針広混交林や広葉樹林への誘導など多様な森林整備を促進する。



ウ 森林環境の保全の推進

県民の安全で安心な暮らしと豊かな環境づくりのため、森林の有する水源の涵養、山地災害防止等の公益的機能を高度に発揮する森林について、計画的な保安林指定と保安施設事業を推進する。

また、自然環境や景観を維持する必要がある森林については、環境に与える影響に配慮した施業を行い、森林環境の保全に努める。

エ 林道等路網の整備

林道等路網整備の推進に当たっては、計画的な森林施業の実施と林産物の円滑な搬出等のため、効率的な路網配置やコストの縮減を図るとともに、自然環境の保全や景観との調和にも十分配慮する。



また、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、作業を行う林業機械や、傾斜に応じて林道（林業専用道を含む）及び森林作業道を適切に組み合わせた整備を促進する。

オ 森林施業の合理化及び林業の担い手育成

効率的かつ安定的な森林経営を図るため、森林経営計画作成への助言・指導や林内路網整備、高性能林業機械の導入などにより、低コストで効率的な作業システムの構築を促進するとともに、これを担う林業経営体の育成を進める。

（2）施業方法別の森林整備

ア 育成单層林

地形、土壌条件、植生等の自然条件から見て、高い林地生産力が期待される森林等に対して、林業機械の導入や路網整備等の基盤強化を通じ、健全な森林の維持造成や木材の持続的な安定供給を図るため、伐採後の植栽や保育・間伐等の作業を積極的に実施する。



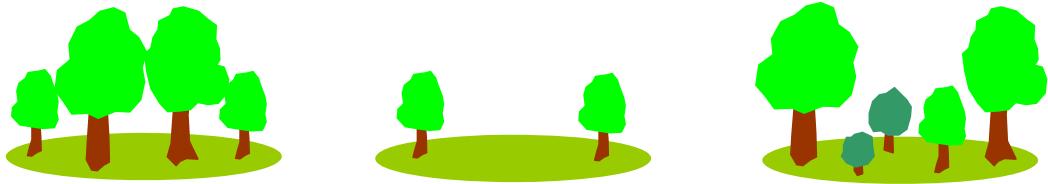
イ 育成複層林

公益的機能の発揮に対する要請が高い森林や、成長量が低い森林等において、林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成するよう、自然環境に配慮した森林の形成を図る。



ウ 天然生林

主として天然力の活用により多様で健全な森林を育成し、その中で公益的機能や木材生産機能等の発揮を図る。



(3) 目標設定の考え方

この計画の策定に当たっては、上記の基本的な考え方へ沿って、森林に対する県民の多種多様なニーズに応えながら、全国森林計画に即し、他の計画区との調整を図り、森林整備や保全の目標、立木竹の伐採、造林、間伐、林道の開設等に関する事項を明らかにする。

なお、市町村においては、市町村森林整備計画の策定に当たり、本計画を指針として関係諸施策の実施状況を考慮し、森林施業の効果的な実行の確保が図られるよう配慮するものとする。

4 主な計画量の概要

本計画区における計画期間（令和7年度～令和16年度）の主な計画量については、全国森林計画で定める計画量に即し、次のとおりとする。

(1) 主伐等伐採立木材積

主伐及び間伐に関する伐採立木材積については、全国森林計画に即して以下のとおりとし、人工林が本格的な利用期を迎える中、森林の有する公益的機能の発揮と木材生産を両立させる森林経営の確立を目指すこととする。

また、長伐期化や針葉樹混交林化を積極的に促進し、伐採方法については、皆伐から間伐・択伐への移行に努めることとする。

単位 材積：1,000 m³

区分	主 伐			間 伐
	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹
前期 (R7-R11)	650	100	750	700
後期 (R12-R16)	730	120	850	450
計 (R7-R16)	1,380	220	1,600	1,150

(2) 造林・間伐面積

造林については、全国森林計画に即して以下のとおりとし、伐採後は、人工造林又は天然更新によって速やか、かつ、適確な更新を図り造林未済地の発生を抑制する。

また、間伐については、利用間伐を促進する。

単位 面積：ha

区分	造 林			間 伐
	人工造林	天然更新	計	針葉樹
前期 (R7-R11)	1,600	1,100	2,700	12,800
後期 (R12-R16)	2,250	1,100	3,350	8,230
計 (R7-R16)	3,850	2,200	6,050	21,030

(3) 林道の開設及び拡張

林道の開設及び拡張については、効率的な森林施業及び森林の適切な管理に必要な林道を計画的に整備する。

単位 延長：m

区分	開 設		拡 張	
	路線数	延長	路線数	延長
前期 (R7-R11)	9	9,500	3	5,120
後期 (R12-R16)	8(6)	10,600	3(2)	6,200
計 (R7-R16)	11	20,100	4	11,320

注（ ）内の数値は、路線数のうち前期から継続のものであること。

(4) 保安林の指定又は解除

保安林については、保安林配備の現状を踏まえ、水源の涵養等森林の有する公益的機能の確保のため、必要のある森林について計画的に指定する。

単位 面積 : ha

区分	指定面積	解除面積	期末面積
前期 (R7-R11)	894	2	19,357
後期 (R12-R16)	846	-	20,203
計 (R7-R16)	1,740	2	

注 指定面積については、重複して指定する保安林面積の累計であること。

(5) 治山事業

治山事業の施行地については、災害に強い地域づくりや豊かな環境づくりのため、荒廃地や機能の低下した保安林を対象として、計画的に整備する。

単位 地区

区分	保安林 整備	山地 治山	治山施設 機能強化	計
前期 (R7-R11)	6	22	7	35
後期 (R12-R16)	7	25	5	37
計 (R7-R16)	13	47	12	72

5 本計画区内の特徴的な取組事例（トピック）

（1）第73回全国植樹祭いわて2023の開催とレガシーの継承

第73回全国植樹祭が、令和5年6月4日に天皇皇后両陛下の御臨席の下、陸前高田市の高田松原津波復興祈念公園で開催されました。本県での開催は、昭和49年に岩手県県民の森（八幡平市）での開催以来49年ぶり2回目となり、全国から約4,300人の方々の参加がありました。

全国植樹祭では、県内の緑の少年団、中学・高校生や若手林業者が、岩手の豊かで多様な森林・林業の素晴らしさ、復興支援への感謝の気持ち、緑豊かな森林を引き継いでいく決意を力強く発信するなど、岩手ならではの特色ある有意義な大会となりました。

大船渡農林振興センターでは、開催から1年後の令和6年6月に、森林・林業に親しむ機会として、「あばい もりの学び舎！森林レクリエーション in 大窪山」を開催するなど、全国植樹祭のレガシーを次世代に伝える取組が行われています。



第73回全国植樹祭（高田松原津波復興祈念公園）



カードゲーム「ZORING」（森林レクリエーション in 大窪山）

（2）林業の担い手確保に向けた取組

高齢化等により林業従事者が減少傾向にあり、担い手の確保・育成が課題となっていることから、大槌・気仙川流域では、林業の担い手確保・育成に向けた取組が展開されています。

沿岸広域振興局農林部では、近年、釜石地方において建設業と林業との連携が始まりつつあることから、新たに林業に取り組む建設業者を対象に、林業の知識や技術の習得を目的とした研修やセミナーを開催しています。

また、大船渡農林振興センターでは、林業・木材産業の人材確保を通じて、若者の地元への定着を図るため、将来的に林業の担い手として期待される高校生を対象とした職場体験会を開催しています。



建設業者を対象とした伐木・造材に関する研修



高校生を対象とした林業職場体験

(3) 釜石地方森林整備推進協議会を中心とした森林経営管理制度の推進

森林経営管理制度は、平成31年4月1日に施行され、市町村において森林環境譲与税を活用しながらその取組が行われています。

釜石地方では、森林整備に関する地域課題の解決策や事業の効率化を図ることを目的に、釜石市、大槌町、沿岸広域振興局農林部、釜石地方森林組合、林業経営体、学識経験者で構成される、「釜石地方森林整備推進協議会」を令和2年10月に設立しています。

この協議会では、釜石地方における森林整備に関する課題の共有や森林経営管理制度の取組の進め方等についての意見交換が行われています。

また、釜石市及び大槌町では、森林経営管理制度実施方針を定め、計画的に意向調査を実施しながら、意向調査が完了した一部地域において、経営管理権集積計画を策定するなどの手続きを進め、市町村森林経営管理事業による森林整備が始まっています。



釜石地方森林整備推進協議会の開催状況（研修）



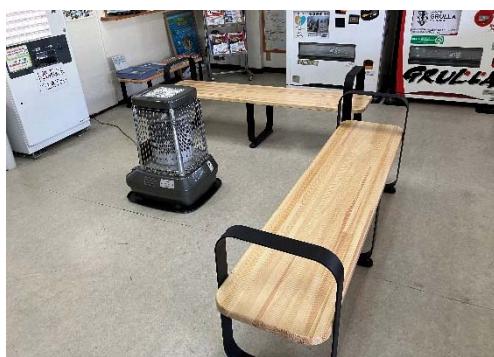
森林経営管理事業による保育間伐（大槌町）

(4) 県産木材の利用促進に向けた取組

県では、県産木材の利用促進を図るため、「いわて県産木材等利用推進本部」を設置し、全庁を挙げて取組を進めています。

沿岸広域振興局農林部では、多くの方に県産木材を使用した木製品に触れる機会を提供するため、釜石地方のアカマツ材を使用したローテーブルとベンチを製作し、三陸鉄道釜石駅の待合室に設置しています。木製ベンチ等は、デザイン、木材や鉄材の生産・加工、組み立てまでを地元の事業者の連携により製作したもので、「鉄のまち」釜石を連想させるデザインとなっています。

また、大槌・気仙川流域では、令和4年に岩手県立釜石祥雲支援学校が県産カラマツの大断面集成材等で建築されるなど、近年、多くの木造施設が整備されています。



三陸鉄道釜石駅に設置した木製ベンチ



岩手県立釜石祥雲支援学校のプレイルーム

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積 : ha

区分	面積	備考
総数	102,219	
市町村別内訳	釜石市	29,231
	大槌町	8,733
	大船渡市	24,356
	陸前高田市	17,106
	住田町	22,793

- 注1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
- 2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く）、森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者になった旨の届出及び森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く）の対象となる。
- 3 森林計画図の縦覧場所は、岩手県農林水産部森林整備課、沿岸広域振興局農林部、大船渡農林振興センター及び関係市町とする。
- 4 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数が一致しない場合がある。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿は、以下のとおりである。

機能の区分	森林の望ましい姿	イメージ
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林	
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ治山施設が整備されている森林	
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	
保健・レクリエーション機能	身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林	

機能の区分	森林の望ましい姿	イメージ
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮する機能であるが、属地的に機能が発揮されるものとして、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林	
木材等生産機能	林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、成長量が大きい森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、7つの機能（水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能）を基礎的な指標とする。また、それぞれの森林が有する機能に応じて、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業や経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

さらに、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化する。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針については、次のとおりとする。

機能の区分	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>

機能の区分	森林整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置や気象条件からみて風害、霧害等の気象災害等を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>

機能の区分	森林整備及び保全の基本方針
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。</p> <p>このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

森林の有する多面的機能の発揮に向けて、(2)に定める「森林整備及び保全の基本方針」を踏まえ、以下のとおり誘導する。

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha 蓄積：m³/ha

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	52,066	51,840
	育成複層林	1,755	4,223
	天然生林	48,398	46,156
森林蓄積		298	310

注1 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林

2 育成複層林

森林を構成する林木を帶状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林

3 天然生林

主として自然に散布された種子等により成立し、維持される森林

2 その他必要な事項

県及び市町村は、十分な連携のもと、発揮を期待する機能が高度に発揮されるよう、一体的な森林の整備及び保全に努める。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林施業を実施するに当たっては、第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の「計画量等」を踏まえ、次に掲げる事項によるものとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められる「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」についての指針は次のとおりとする。

なお、主伐に際しては以下の方法に加え、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とする。

ア 森林を伐採する際には、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため1箇所あたりの伐採面積を現地の地形等状況に応じた面積とともに、伐採箇所の分散、帶状や群状といった伐採方法の多様化、伐期の長期化を図るほか、伐採後の的確な更新を確保するものとする。

伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するとともに、保護樹帯を積極的に設置することにより、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等を図るものとする。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとする。

イ 伐採後に発生する不要な端材や枝条は林地に還元することを基本とするが、大雨の際に下流に被害を与えるおそれがあることから、溪流敷においては溪岸の侵食高、植生の生育範囲等から推定される最大水位高からさらに2m程度の余裕高をもって溪流敷外へ搬出する。

ウ 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとし、伐採跡地が連続するがないうよう適切な伐採区域の形状、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮することとする。

人工林の皆伐に当たっては、資源の保続、齢級構成の平準化に向けて再造林等が確実と見込まれる場所で行うものとする。

天然林の皆伐に当たっては、気候等の自然条件、一般的な林業技術及び所有者の森林経営状況からみて、伐採後に人工林の造成が確実な森林、または天然下種更新やぼう芽による更新が確実と見込まれる森林で行うこととする。また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。ぼう芽更新の場合には、優良なぼう芽を発生させるため、できるだけ11月から3月の間に伐採するものとする。

エ 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する

方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

オ 伐採作業方法（施業）別の主伐時期等の目安は、次のとおりとする。

伐採作業の方法		樹種	主伐時期の目安（年）	伐区の設定方法等
択伐	単木択伐作業	スギ アカマツ カラマツ 有用広葉樹	80以上 80以上 70以上 100以上	伐採率は30%以下 1伐区20m×20mで4箇所/ha程度以内 伐採幅は高木の樹高程度以内
	群状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	80以上 80以上 70以上	
	帯状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	80以上 80以上 70以上	
皆伐	長伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ケヤキその他 有用広葉樹	80以上 80以上 70以上 100以上	伐区の大きさは、土砂の崩壊、流出に伴い下流域に被害を及ぼすおそれがない程度とする。
	短・中伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ナラ類	45～60 45～60 40～55 25～30	

カ 森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木など、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

市町村森林整備計画で定める「樹種別の立木の標準伐期齢」についての指針は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採林齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとする。

なお、「標準伐期齢」は市町村森林整備計画で定められるものであるが当該林齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

単位 年

地 区	樹 種				
	ス ギ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
大槌・気仙川	40	40	35	45	25

(3) その他必要な事項

ア 県土の保全や自然環境の保全等の公益的機能を維持増進する必要のある森林については、市町村森林整備計画において伐採の方法を特定し、環境に配慮した伐採を行うよう努める。

イ 将来の安定した森林資源の保続を目指し、「択伐や利用間伐の促進」、「効率的な施業の促進」を進め、伐採作業の主体を皆伐から択伐・利用間伐への移行を図る。

ウ 近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、生産性向上など花粉発生源対策の取組を促進する。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められる「人工造林の対象樹種」についての指針は、郷土樹種も考慮に入れて、森林計画区の自然条件、既往の造林地の生育状況、林産物の需要動向等を勘案のうえ、適地適木を旨として次のとおりとする。

なお、苗木の選定に当たっては、成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木の増加に努めるものとする。

また、アカマツの人工造林に当たっては、松くい虫被害抵抗性アカマツ品種を植栽することとする。

対象樹種	スギ、アカマツ、カラマツ、造林実績のある有用広葉樹
------	---------------------------

市町村森林整備計画で上記以外の樹種を定める場合には、適地適木を旨とし、林業普及指導員等の指導を受けて定めるものとする。

また、森林所有者等が市町村森林整備計画に定める樹種以外の造林を行おうとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けることとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められる「人工造林の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとする。

(ア) 人工造林の植栽本数

a 皆伐後の植栽本数

主要樹種の植栽本数については、次の植栽本数を標準とし、自然条件や既往の植栽本数等を勘案して定めるものとする。

なお、植栽に当たっては、施業体系や生産目標の多様化を考慮し、現地の状況に応じた柔軟な植栽本数の選択について配慮することとする。

樹種	スギ	アカマツ	カラマツ
	3,000 本/ha	4,000 本/ha	2,500 本/ha
植栽本数	$\begin{cases} \text{疎} \sim \text{密} \\ 1,000 \sim 4,000 \text{ 本/ha} \end{cases}$	$\begin{cases} \text{疎} \sim \text{密} \\ 2,800 \sim 5,000 \text{ 本/ha} \end{cases}$	$\begin{cases} \text{疎} \sim \text{密} \\ 1,000 \sim 3,000 \text{ 本/ha} \end{cases}$

市町村森林整備計画で上記の範囲を超えて標準植栽本数を定める場合には、確実な更新が図られるよう、林業普及指導員等の指導を受けて定めるものとする。

また、森林所有者等が市町村森林整備計画に定める標準的植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けることとする。

b 非皆伐後の植栽本数

複層林化や混交林化を図る森林では、疎仕立ての本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上の植栽本数となるように配慮する。

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

a 地拵えの方法

全面地拵え、筋地拵え、坪地拵えの方法の中から、支障となる植生の状況、地形、気象等の自然条件、対象物の量、更新の目的等に応じ最も適切なものを選定し行うこととする。

なお、地拵えの際に、渓流敷内に林地残材・枝条等を放置しないよう留意するとともに、大雨で流されないよう杭木により固定することとする。

b 植付けの方法

作業対象地の気象条件や土壤条件、苗木の特性・形状に応じ、活着及び植栽後の生育に最も有効とされる方法で適期に行うこととする。

c 低コスト造林の導入

効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた低密度となる本数の苗木の植栽、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業に努めるものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められる「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指針は、森林への早期回復により公益的機能の維持を図るため、次のとおりとする。

伐採の方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在などの対象森林の現況のほか、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新の対象樹種や標準的な方法等、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められる「天然更新に関する事項」についての指針は、「天然更新完了基準（技術指針）」（平成20年4月23日付け森整第91号）により、次のとおりとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

更新対象樹種は、全ての針葉樹、ホオノキ※、クリ※、ナラ類※、カエデ類※、ミズキ、ハリギリ、サクラ類※、ケヤキ※、クルミ類※、ブナ※等、将来樹冠を形成する樹種（高木性）とする。

※ ぼう芽更新が期待できる樹種

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

更新の種類は、ぼう芽更新及び天然下種更新とし、それぞれの森林の状況に応じて行う必要な更新補助の作業は次のとおりとする。

(ア) ぼう芽更新

根株又は地際部から発生しているぼう芽の優劣が区分できる時期（ぼう芽発生後4～7年目頃）に、一株あたりの仕立て本数2～5本を目安として芽かきを行うこととする。

また、目的樹種のぼう芽の状況や根株の配置等を勘案し、必要に応じて植え込みを行うこととする。

(イ) 天然下種更新

地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、「天然更新完了基準（技術指針）」（平成20年4月23日付け森整第91号）に基づき、伐採後おおむね5年を経過した時点で更新状況を確認し、更新完了を判断することとする。

エ 更新完了基準

(ア) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高がおおむね30cm以上の稚樹、伐採時に残置した若齢木、ぼう芽枝等とする。

(イ) 完了した状態は、後継樹の密度がおおむね1haあたり2,000本以上であることとする。

(ウ) 上記(イ)の条件を満たす面積の割合が対象地全体のおおむね6割を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施する。

(エ) 上記(イ)の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施する。

オ 更新調査の方法

(ア) 更新調査の時期は、伐採後おおむね5年経過時点とする。

(イ) 調査の方法は、原則として標準地調査とする。

ただし、現地が明らかに更新完了基準を満たしていると判断される場合は目視による確認のみで良いこととする。この場合は野帳に現地の写真を添付し、保管する。

a 1箇所あたりの標準地の大きさは、5 m × 4 mとする。

b 標準地の数は、天然更新対象地全体が把握できるよう、下記を目安として現地の状況に応じて決定する。

天然更新対象地面積	1 ha 未満	2 箇所以上
	1 ha 以上 5 ha 未満	3 箇所以上
	5 ha 以上	5 箇所以上

c 標準地は、現地の状況を把握するうえで平均的と見られる箇所を選択する。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び所在」は、市町村森林整備計画において定めることとし、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準」についての指針は、次のとおりとする。

森林の有する多面的機能を維持するため主伐後の適確な更新を確保することを旨とし、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況のほか、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況並びに森林の有する機能の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、天然更新が期待できない森林について定めるものとする。

(4) その他必要な事項

ア 再造林の促進

針葉樹人工林については、資源の保続や齢級構成の平準化に向け、適地適木を基本としながら、伐採後の再造林を積極的に促進する。

なお、カラマツは、合板・集成材としての需要が高く、資源の枯渇が懸念されることから、生育適地においては再造林を促進する。

さらに、花粉の発生源となるスギ人工林については、花粉の少ない森林への転換を行う花粉発生源対策の取組を促進する。

イ 広葉樹資源の持続的利用

広葉樹は、製紙用チップやしいたけ、木炭の原木として供給されており、資源を持続的に利用していくため、適期に伐採・更新を図るとともに、林地の保全など環境に配慮した施業を促進する。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定められる「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」についての指針は、森林計画区の標準的な森林の自然条件、既往の間伐の方法等を勘案し、立木の生育促進、森林の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、方法等を次のとおりとする。

また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。

樹種	間伐の時期の目安	間伐時期(年)					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ		19	25	33	46		
アカマツ	間伐の実施時期は上層木の隣接する枝葉が重なりはじめて3年以内を目安とする。	17	21	27	36	51	
カラマツ		16	21	29	48		

○ 間伐の方法

間伐の方法は原則として岩手県民有林林分密度管理図を利用することとし、材積間伐率は35%以下、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲で行うこととする。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画において保育を行う際の規範として定められる「保育の種類別 の標準的な方法」についての指針は、立木の生育促進及び森林の健全化を図ることを 旨とし、次のとおりとする。

樹種	保育の種類	実施林齢															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
スギ	下刈	○	○	○	○	○											
	つる切							○			○						
	除伐								○					○			
	枝打ち										○						○
アカマツ	下刈	○	○	○	○	○											
	つる切						○			○							
	除伐							○								○	
カラマツ	下刈	○	○	○	○	○											
	つる切						○			○							
	除伐								○								○

○ 保育の考え方

保育作業	考え方
下刈	<p>目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととする。</p> <p>また、その実施時期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとする。</p>
除伐	<p>下刈の終了後、林冠がうつ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るために、森林の状況に応じて適時適切に行うこととする。</p> <p>また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成することとする。</p>

(3) その他必要な事項

ア 間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条を集積し、渓流敷に放置しないなど、災害の防止に努める。

- イ 森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図り、利用間伐の定着を図る。
- ウ 猛禽類の生息が確認されている地域においては、列状間伐を導入するなど生息環境の確保に配慮する。
- エ 地球温暖化防止や循環型社会の形成に向けて、未利用間伐材の利用促進に努める。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「水源涵養機能維持増進森林」という。）、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林」という。）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「快適環境形成機能維持増進森林」という。）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「保健文化機能維持増進森林」という。）、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産機能維持増進森林」という。）に区分し、発揮を期待する機能に応じた森林整備及び保全を図ることとしている。

本県における森林の機能区分は「生態系保全森林（悠久の森）」、「生活環境保全森林（ふれあいの森）」、「県土水源保全森林（ほぜんの森）」、「資源循環利用森林（循環の森）」の4タイプに区分している。

国が示す公益的機能別施業森林等との関連は、「保健文化機能維持増進森林」を「生態系保全森林（悠久の森）」に、「快適環境形成機能維持増進森林」を「生活環境保全森林（ふれあいの森）」に、「山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林」と「水源涵養機能維持増進森林」を併せ「県土水源保全森林（ほぜんの森）」に、「木材等生産機能維持増進森林」を「資源循環利用森林（循環の森）」とする。

市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林等の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針は次のとおりとする。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の指針に準拠し、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

県の区分	区域の設定基準
生態系保全森林 (悠久の森)	<ul style="list-style-type: none">・ 国立公園、国定公園、県立自然公園の特別地域・ 鳥獣保護区特別保護地区・ 県指定自然環境保全地域特別地区・ 民有林緑の回廊

県の区分	区域の設定基準
生活環境保全森林 (ふれあいの森)	<p>「生態系保全森林（悠久の森）」以外の森林のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林（飛砂防備、防風、潮害防備、防雪、防霧、防火、魚つき、航行目標、保健、風致） ・ 国立公園、国定公園、県立自然公園の普通地域等 ・ 都市計画法による風致地区 ・ 史跡名勝天然記念物にかかる森林 ・ 特別緑地保全地区、県指定環境緑地保全地域 ・ 生活環境保全機能又は保健文化機能が高位の森林
県土水源保全森林 (ほぜんの森)	<p>「生態系保全森林（悠久の森）」及び「生活環境保全森林（ふれあいの森）」以外の森林のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林（水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、なだれ防止、落石防止） ・ 保安施設地区、砂防指定地 ・ 急傾斜地崩壊危険区域 ・ 水源^{かん}養機能又は山地災害防止機能が高位であつて、木材等生産機能が低位であり、かつ、傾斜 20 度以上、かつ、年平均成長量が 5 m³/ha 未満である森林

イ 施業の方法に関する指針

県の区分	国の区分	該当する森林	森林施業の方法
生態系保全森林 (悠久の森)	保健文化機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 希少な生物の保護のため必要な森林(択伐に限る。) 	<p>① 択伐による複層林施業を推進すべき森林 左記森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>② 複層林施業を推進すべき森林 左記森林のうち、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」以外の複層林施業を推進すべき森林</p> <p>③ 長伐期施業を推進すべき森林 左記森林のうち、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保が可能な上記①、②以外の森林</p> <p>〔主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること。〕</p>
生活環境保全森林 (ふれあいの森)	快適環境形成機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林 	
県土水源保全森林 (ほぜんの森)	山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林	<p>【地 形】</p> <ul style="list-style-type: none"> 傾斜が急な箇所 傾斜の著しい変移点を持っている箇所 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所 <p>【地 質】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基岩の風化が異常に進んだ箇所 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所 破碎帶又は断層線上にある箇所 流れ盤となっている箇所 <p>【土壤等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山灰地帯等で表土が粗じょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所 土層内に異常な滞水層がある箇所 石礫地から成っている箇所 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所 	<p>なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。</p>
	水源涵養機能維持増進森林	<p>【地 形】</p> <ul style="list-style-type: none"> 標高の高い地域 傾斜が急峻な地域 谷密度の大きい地域 起伏量の大きい地域 渓床又は河床勾配の急な地域 掌状型集水区域 <p>【気 象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年平均又は季節的降水量の多い地域 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 <p>【その他の】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大面積の伐採が行われがちな地域 	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに、皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小する。
		上記以外の森林	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔を拡大する。

注1 区域内において各公益的機能の維持増進を図るための森林の区域が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めること。

- 2 次の森林は別途施業の方法に制限があることから、留意すること。
- 保安林、保安施設地区内の森林
 - その他の法令により立木伐採に係る制限がある森林

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

県の区分	区域の設定基準
資源循環利用森林 (循環の森)	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する木材等生産機能の発揮を重視する森林で、(1) のアの区分(生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林)以外の森林

イ 施業の方法に関する指針

県の区分	国の区分	該当する森林	森林施業の方法
資源循環利用森林 (循環の森)	木材等生産機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 材木の生育に適した森林で、路網の整備状況等から効率的な森林施業が可能な森林 木材生産等機能が高位であり、自然条件等から一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林 	<p>木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備、機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。</p> <p>また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の皆伐後は、原則として植栽による更新を行う。</p>

注1 木材等生産機能維持増進森林の区域が公益的機能別施業森林と重複する場合は、公益的機能の発揮に支障がないように定めること。

2 次の森林は別途施業の方法に制限があることから、留意すること。

- 保安林、保安施設地区内の森林
- その他の法令により立木伐採に係る制限がある森林

(3) その他必要な事項

なし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、Ⅱ第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとめり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮することとする。

なお、林道の整備については、森林經營計画作成森林等を主体に、効率的な森林施業や木材を輸送する車両の大型化等への対応を踏まえて推進することとする。

また、小動物が自力で脱出できる構造を有する側溝の設置や在来植生による緑化などにより、自然環境の保全に配慮しながら、森林の形態、森林整備状況等の諸条件、地元からの要望などを踏まえたうえで、地域の将来を見据えた整備を進めることとする。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	164	471
うち林業専用道	0	0

注1 林道等路網：一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」の総称

2 基幹路網：「林道」と「林業専用道」の総称

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

路網開設に当たっては、「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」を目安として、林道、林業専用道及び森林作業道を利用形態や地形・地質等に応じ適切に組み合わせ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択する。

なお、自然条件等が良好であり、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110以上	30以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	23以上
	架線系作業システム	25以上	23以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60〈50〉以上	16以上
	架線系作業システム	20〈15〉以上	16以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	5以上

- 注 1 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すること。また、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しないこと。
- 2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。
- 3 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。
- 4 「急傾斜地」のく書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網整備等推進区域は、市町村森林整備計画における「路網整備等推進区域」の設定について（平成25年10月21日付け森整第500号森林整備課総括課長通知）により、林班ごとに傾斜、木材等生産機能、路網整備の現状等を勘案し、基幹路網整備と併せた効率的な森林施業を推進する区域とする。

区域の設定に当たっては、次の箇所について設定を検討することとする。

- ア 木材生産機能が高い森林（木材等生産機能維持増進森林のゾーニング区域）
- イ 森林経営計画が立てられている、又は予定がある森林
- ウ 林道・林業専用道等が整備されている、又は計画（開設・改良）予定の森林
- エ 特定間伐等促進計画が立てられている、又は予定がある森林

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針に則り開設すること。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、森林の更新や林地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壤等の条件に応じた適切な方法により行う。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

○ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

単位 面積: ha

区分	森林の所在(林班)	面積	搬出方法
総 数		28, 212	
市	釜石市 2~9, 11~33, 36~47, 54, 56~64, 68, 70, 71, 77, 78, 87, 88, 95, 97, 98, 102, 104~106, 108~111, 114, 118~123, 127~139, 142, 143, 145, 146, 152, 155, 158~161, 166~170, 176, 177, 181~183, 192~198, 203, 208, 209, 211~216, 219, 220, 222, 225, 226, 228, 238~240, 243, 246, 249, 258~263, 266~273, 290~297, 300~304, 307, 309, 310, 313, 316, 324~326, 332, 334, 336~357, 361~404	8, 784	立木の伐採等による林産物の搬出方法については、土砂流出等の災害が発生しないよう、架線集材等林地の保全に留意した搬出方法とすること。 また、やむを得ず搬出のため作業路を開設する場合でも、切土等の土工は必要最小限とし、必要に応じて防災施設の設置を行い、林地の荒廃及び下流域への災害を未然に防止すること。
町	大槌町 1~12, 19~26, 31, 32, 44~49, 58~60, 64~68, 71, 75, 77, 78, 80~87, 89~93, 95~99, 102~106, 108~111, 114~124, 127~134	2, 216	
村	大船渡市 2, 3, 5~7, 9, 11~16, 18~21, 23, 25, 30~34, 36~46, 48~65, 67, 75, 77~80, 87~90, 92~102, 107, 109, 110, 112~114, 118, 125, 126, 132~167, 171~173, 176, 178~181, 192~197, 200~202, 205~216, 219, 224~231, 233~239, 241, 243, 246, 252, 254~257, 259~263, 266~271, 275~285, 289~300, 309~330	8, 381	
別			
内	陸前高田市 1~3, 8~20, 23~32, 34, 37, 43~53, 55~86, 88~91, 93, 94, 96~136, 138~146, 148~151, 161~163, 166, 167, 172~176, 180, 187~189, 194, 197, 205, 209, 215~218, 221, 222, 225~227, 231, 232	4, 678	
訳	住田町 1~15, 17~19, 23, 24, 26~31, 33~42, 44~50, 52~54, 60, 62~65, 67~71, 81~84, 87~92, 98, 100, 101, 121~124, 126, 161, 164~166, 168~170, 175~179, 182~184, 186~208, 211~216, 221~224, 229~233, 244~249, 251, 252, 269, 270, 272, 290, 296~299, 302~306, 308~316	4, 154	

注 1 森林の所在は、当該林班の全部又は一部が該当するものであり、その詳細は森林簿による。

2 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数は一致しない場合がある。

(6) その他必要な事項

搬出のため森林作業道を開設する場合は、極力地形に沿った路線形とし、切土、盛土、及び捨土は必要最小限にとどめ、必要に応じて、法面の安定のための法面保護工、雨水及び溪流による浸食を防ぐための排水施設などを施工することにより、林地の荒廃や下流への土砂の流出を未然に防止する。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

流域内の市町村、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、森林経営管理制度の活用促進、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を次のとおり計画的かつ総合的に促進することとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 意欲と能力のある林業経営体等による施業集約化の促進

「岩手県意欲と能力のある林業経営体」など、長期にわたり持続的な林業経営と適正な森林管理を実現できる経営体による施業集約化や長期施業受委託を促進する。

また、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林関連情報の提供や森林経営計画作成等による施業集約化を担う森林施業プランナーの育成など、支援体制の整備に積極的に努めることとする。

イ 国有林との連携の促進

効率的な森林整備や路網整備のため、民有林と国有林が連携して取り組む森林施業の共同化のための団地設定を促進する。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については「岩手県意欲と能力のある林業経営体」に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度を活用し、経営管理の集積・集約化を進める。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業従事者の養成・確保

林業従事者の養成・確保を図るため、いわて林業アカデミーによる森林・林業の知識や技術の習得を支援するとともに、林業労働力確保支援センターによる段階的かつ体系的な研修等との連携により林業従事者のキャリア形成を支援する。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険や退職金共済制度への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し、労働環境の改善を図る。

イ 意欲と能力のある林業経営体等の育成強化

長期にわたる持続的な森林経営の実現に向けて、ＩＣＴを活用した森林管理の省力化と、森林施業の集約化による事業量の安定的確保や生産性の向上などにより、「岩手県意欲と能力のある林業経営体」等の経営力強化を図る。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの普及・定着を促進するとともに、ＩＣＴの活用等により、木材の生産管理の効率化に努める。

また、傾斜等の自然条件や路網の整備状況等、地域の特性に応じて効率的な作業システムを展開できる技術者の養成を計画的に推進する。

ア 高性能林業機械の導入促進

生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械を利用した機械作業システムの構築を促進することとする。

導入促進に当たっては、オペレーターの養成、機械の共同利用の促進等を行うとともに、より効率的な森林施業のための路網整備になるよう、路網整備等推進区域の設定により、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせた路網整備を重点的に図ることとする。

なお、高性能林業機械の使用に当たっては、枝条の整理や林地のかく乱防止等森林の保全に配慮することとする。

イ 機械作業システムの目標

機械作業システムの目標は、地形や経営形態等の地域の特性に応じて、次のとおりとする。

区分		車両架線系別	主な高性能林業機械
大規模	緩傾斜地	車両系	ハーベスター（伐倒・造材）、フォワーダ（搬出）
	急傾斜地	架線系	タワーヤーダ（搬出）、プロセッサ（造材）
小規模	緩傾斜地	車両系	木寄ウインチ付グラップル（搬出）、 プロセッサ（造材）
	急傾斜地	架線系	スイングヤーダ（搬出）、プロセッサ（造材）

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 素材の安定供給体制の強化

意欲と能力のある林業経営体等の育成・強化や高性能林業機械導入、林内路網の整備などによる低コスト素材生産の促進及び関係団体等による県産木材供給連絡会議を通じて、大口需要者などへ向けた素材の安定供給体制の一層の強化に取り組む。

イ 木材加工事業体の育成・強化

需要者のニーズに対応した乾燥材等の品質が確かな製材品等の供給体制の整備を図るとともに、素材生産から製品加工に至るまでの事業体間の連携強化により外材や県外製材品等に対する競争力の強化に取り組む。

ウ 林産物の需要拡大

木材市場、合板工場、集成材工場等の連携により地域材の需要拡大を図るとともに、木質資源の多段階的利用を推進するため、土木用資材等として間伐材等の中小径材の利用を促進する。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

木質バイオマスについては、令和5年3月に策定した「いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針（第3期）」に即し、未利用間伐材や林地残材、製材工場等で発生する製材端材を利用するなど、未利用材の有効活用を促進する。

(6) その他必要な事項

流域森林・林業活性化センター等の活動を中心に、市町村、林業関係者、地域住民等の合意形成の下、川上から川下まで連携し、森林整備及び地域材の安定供給を総合的に促進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

○樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積 : ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	地 区 (林 班)			備 考	
総 数		48, 110			
釜 石 市	1~48, 50, 51, 54~64, 68, 70, 71, 77, 78, 87, 88, 90~93, 95, 97, 98, 102~123, 125~198, 200, 203, 205, 207~228, 230~247, 249~263, 265~275, 277~280, 286~288, 290~298, 300~310, 313, 315~317, 320~326, 332, 334, 336~404	16, 342	1 保安林等制限林については、制限林の施業方法によることとする。 2 その他の区域(山地災害防止機能の高い森林)については、森林内の地表や土壤のかく乱及び林床の破壊の防止に留意することとし、伐採に当たっては、択伐、小面積皆伐等の施業が望ましい。また、搬出に当たっては、できるだけ積雪時の冬期搬出や架線集材が望ましい。	水かん	5, 438
大 梶 町	1~15, 18~26, 28, 31, 32, 41, 42, 44~49, 53~56, 58~62, 64~68, 71, 74, 75, 77, 78, 80~87, 89~93, 95~100, 102~124, 127~134	2, 663		水かん	81
大 船 渡 市	1~7, 9, 11~16, 18~21, 23~28, 30~65, 67, 75, 77~80, 84, 86~90, 92~107, 109~116, 118~121, 125, 126, 128, 130~182, 184~186, 188, 189, 191~198, 200~202, 205~216, 218, 219, 221~231, 233~252, 254~263, 266~335	14, 237		水かん	2, 397
陸 前 高 田 市	1~3, 8~32, 34, 36, 37, 42~151, 154, 161~164, 166, 167, 172~176, 180~182, 186~199, 201, 205, 208~211, 215~218, 221~234	6, 949		水かん	1, 758

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	地 区 (林 班)			備 考	
住 田 町	1~15, 17~24, 26~42, 44~50, 52~65, 67~92, 94, 98~101, 108~111, 121~126, 130, 140, 141, 143~145, 147, 148, 154, 157~161, 164~171, 173, 175~179, 182~208, 211~224, 228~233, 244~253, 256, 258, 259, 261, 263, 269~272, 275, 277~280, 287, 290, 295~299, 302~316	7,920		水かん	3,082

注1 制限林の種類名の略字は下記のとおりである。

水かん = 水源かん養保安林	土 流 = 土砂流出防備保安林	土 崩 = 土砂崩壊防備保安林
飛 砂 = 飛砂防備保安林	防 風 = 防風保安林	潮 害 = 潮害防備保安林
干 害 = 干害防備保安林	雪 崩 = なだれ防止保安林	魚つき = 魚つき保安林
保 健 = 保健保安林		

2 備考欄の数字は重複する保安林面積である。

3 森林の所在は、当該林班の全部又は一部が該当するものであり、その詳細は森林簿による。

4 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数は一致しない場合がある。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

○ 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

単位 面積: ha

区分	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	搬 出 方 法
総 数		28,212	
市	釜 石 市 2~9, 11~33, 36~47, 54, 56~64, 68, 70, 71, 77, 78, 87, 88, 95, 97, 98, 102, 104~106, 108~111, 114, 118~123, 127~139, 142, 143, 145, 146, 152, 155, 158~161, 166~170, 176, 177, 181~183, 192~198, 203, 208, 209, 211~216, 219, 220, 222, 225, 226, 228, 238~240, 243, 246, 249, 258~263, 266~273, 290~297, 300~304, 307, 309, 310, 313, 316, 324~326, 332, 334, 336~357, 361~404	8,784	立木の伐採等による林産物の搬出方法については、土砂流出等の災害が発生しないよう、架線集材等林地の保全に留意した搬出方法とすること。 また、やむを得ず搬出のため作業路を開設する場合でも、切土等の土工は必要最小限とし、必要に応じて防災施設の設置を行い、林地の荒廃及び下流域への災害を未然に防止すること。
町	大 梶 町 1~12, 19~26, 31, 32, 44~49, 58~60, 64~68, 71, 75, 77, 78, 80~87, 89~93, 95~99, 102~106, 108~111, 114~124, 127~134	2,216	
村	大 船 渡 市 2, 3, 5~7, 9, 11~16, 18~21, 23, 25, 30~34, 36~46, 48~65, 67, 75, 77~80, 87~90, 92~102, 107, 109, 110, 112~114, 118, 125, 126, 132~167, 171~173, 176, 178~181, 192~197, 200~202, 205~216, 219, 224~231, 233~239, 241, 243, 246, 252, 254~257, 259~263, 266~271, 275~285, 289~300, 309~330	8,381	
別			
内	陸 前 高 田 市 1~3, 8~20, 23~32, 34, 37, 43~53, 55~86, 88~91, 93, 94, 96~136, 138~146, 148~151, 161~163, 166, 167, 172~176, 180, 187~189, 194, 197, 205, 209, 215~218, 221, 222, 225~227, 231, 232	4,678	
訳	住 田 町 1~15, 17~19, 23, 24, 26~31, 33~42, 44~50, 52~54, 60, 62~65, 67~71, 81~84, 87~92, 98, 100, 101, 102~124, 126, 161, 164~166, 168~170, 175~179, 182~184, 186~208, 211~216, 221~224, 229~233, 244~249, 251, 252, 269, 270, 272, 290, 296~299, 302~306, 308~316	4,154	

注 1 森林の所在は、当該林班の全部又は一部が該当するものであり、その詳細は森林簿による。

2 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数は一致しない場合がある。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、森林の適切な保全と利用との調整を図ることとし、飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避ける。

また、土石の切取り、盛土その他の土地の形質を変更する場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用と森林の現況並びに土地の形質を変更する目的・内容を総合的に勘案しつつ、実施地区の選定を適切に行うこととし、次の事項に留意する。

なお、太陽光発電施設を設置する場合には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいことから、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置など改正された開発行為の許可基準を適正に運用するとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

さらに、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

ア 土砂の流出又は崩壊その他災害の防止に関するこ

- (ア) 土地の形質を変更する行為が現地形に沿って行われること及び土砂の移動量が必要最小限度であること。
- (イ) 切土、盛土又は捨土を行う場合は、法面の安定を確保する工法で行うとともに、切土、盛土又は捨土を行った後に法面が生ずるときは、その法面の地質、土質、高さからみて崩壊のおそれのない勾配とすること。また、必要に応じて排水施設や小段の設置、又はその他の措置を適切に行うこと。
- (ウ) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が(イ)によることが困難であるか、若しくは適当でない場合、又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁又はその他の法面崩壊防止の措置を適切に行うこと。
- (エ) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、渓流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置を行うこと。
- (オ) 土地の形質を変更する行為に伴い、相当量の土砂が流出し、下流流域に災害が発生するおそれがある場合には、先行して十分な容量及び構造のえん堤等の設置、森林の残置等の措置を適切に行うこと。
- (カ) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を持つ排水施設を設置すること。
- (キ) 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置やその他の措置を適切に行うこと。
- (ク) 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石防止柵若しくはなだれ防止柵の設置やその他の措置を適切に行うこと。

イ 水害の発生の防止に関すること

現に森林の有する水害の防止機能に依存している地域において、土地の形質の変更により流量が増加し水害が発生するおそれがある場合は、洪水調節池の設置やその他の措置を適切に行うこと。

ウ 水源の確保に関すること

(ア) 飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林において、土地の形質を変更しようとする場合、周辺における水利用の実態等からみて、水量を確保する必要があるときは、貯水池や導水路の設置又はその他の措置を適切に行うこと。
(イ) 周辺における水利用の実態等からみて、土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置、その他の措置を適切に行うこと。

エ 環境の保全に関すること

(ア) 土地の形質を変更する目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ、土地の形質を変更する箇所の周辺に、森林・緑地の残置又は造成を適切に行うこと。
(イ) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、土地の形質を変更しようとする森林の区域内の適切な箇所に、必要な森林の残置又は造成を行うこと。
(ウ) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないよう配慮すること。特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、土地の形質の変更により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また土地の形質の変更後に設置される施設の周辺に森林を残置、造成する等の適切な措置を行うこと。

(4) その他必要な事項

なし。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林に指定する必要がある森林について、保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業の実施に関する方針

地域住民の安全・安心を確保し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、災害の発生形態が変化していることを踏まえ、治山施設の整備や海岸防災林の保全、保安林機能が低下している荒廃森林を早期に復旧する治山事業を計画的に進めるとともに、豪雨、地震、地すべり等により山地災害が発生した場合には、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

なお、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置や、渓流域での危険木の伐採等の実施に際しては、流域治水の取組との連携を図るものとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林を特定保安林として指定するとともに、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。

特に、造林、保育、伐採、その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図るものとする。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導を適正に行う。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害発生のおそれがある森林について、被害状況等を把握できる「森林生態系多様性基礎調査」の調査結果を基礎データとし、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）を設定するものとする。

その際、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき県が定めている各種計画、その他対象鳥獣による森林被害の情報等を参考とするものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置や当該対象鳥獣の捕獲等の鳥獣害防止対策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとする。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害防止対策の実施状況については、必要に応じて、現地調査や各種会議での情報交換、森林所有者等からの情報収集等によりモニタリングを行い、その結果を踏まえ、効果的な鳥獣害防止対策の実施を図るものとする。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等の被害対策について、松くい虫によるマツ枯れやカシノナガキクイムシによるナラ枯れ等の森林被害の拡大を防止するため、監視体制の強化を図り総合的かつ計画的に被害対策を推進する。

また、被害対策の推進に当たっては、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとする。

ア 松くい虫被害対策の方針

被害状況に応じた地域区分毎の対策の方針は次のとおりとする。

地域区分	被害状況	対策の方針
未被害地域	被害がない地域	監視の徹底により、被害の早期発見・早期駆除を図る
先端地域	被害発生地域の先端に位置し、被害が微弱な地域	被害の徹底駆除により、未被害地域化を図る
隣接地域	先端地域と高被害地域の中間に位置し、発生区域が限られ被害量が増加しつつある地域	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は感染源の駆除を行うとともに、樹種転換を積極的に推進し未被害地域への伝播を防ぐ
高被害地域	被害の発生が長期にわたり被害量が特に多く、区域的にも拡散している地域	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は樹種転換を積極的に推進し被害の分断化を図る

(ア) 松林の機能区分に応じた効果的な被害対策の実施

被害対策の実施にあたっては、松林の機能に応じた適切な防除方法を選択して、効果的な被害対策に努めるものとする。松林の機能区分毎の防除方法は次のとおりとする。

機能区分	松林機能	防除方法
高度公益機能森林	保安林として指定された松林及びその他公益機能が高い松林であって他の樹種からなる森林によってはその機能を確保することが困難な松林であって、防除措置の徹底により、将来にわたって松林として保全すべき松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除、衛生伐等）
被害拡大防止森林	被害対策を緊急に行わなければ、高度公益機能森林又は未被害地域の松林に被害が拡大すると認められる松林であって、樹種転換の推進を基本としつつ、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除、衛生伐等）

地区保全 森 林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措 置を推進すべき森林のうち、高度公益機能 森林への拡大を防止する措置を実施するこ とが適当な松林であって、高度公益機能森 林の周辺の松林で、一定のまとまりをもつ て保全を図ることが必要かつ可能な松林	予防（特別防除、 地上散布、樹幹 注入）、駆除（伐 倒駆除、特別伐 倒駆除、衛生伐 等）
地区被害拡 大防止森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措 置を推進すべき森林のうち、地区保全森林 以外の松林であって、地区保全森林の周辺 で樹種転換を計画的に推進することを基本 とし、樹種転換が終了するまでの間は暫定 的に駆除措置を実施する松林	樹種転換、駆除 (伐倒駆除、特 別伐倒駆除、衛 生伐等)

(イ) 松林の健全化

被害が微少な松林においては、被害木の駆除とあわせ被圧木、雪害木等の不良木及び枯れ枝等感染源の徹底除去と処理を行い、健全な松林を育成し、その機能の維持を図るものとする。

伐採にあたっては、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」（令和5年2月27日森整第745号）に定められた伐採方法、時期等に配慮し、伐採木が松くい虫の感染源にならないよう適切に行うものとする。

(ウ) 樹種転換の実施

被害が著しい松林や標準伐期齢に達した松林について、高度公益機能森林や地区保全森林への被害の感染源を除去するため、植生の遷移を考慮しながら、積極的に他の樹種へ転換（松くい虫抵抗性松を含む。）を図るものとする。

松の混交率が低く、当該松を除去しても森林の機能を維持できる広葉樹林等では、感染源の除去を行うため、生立木除去を行うものとする。

(エ) 松くい虫被害木の有効利用

被害木は、現場状況に応じ、積極的に破碎（チップ化）処理を行い、製紙用や燃料用としての利用を促進するものとする。

チップ以外に利用が可能な被害木については、「松くい虫被害木等の利用駆除ガイドライン」に基づき、計画的かつ適切な管理のもとで利用を促進するものとする。

イ ナラ枯れ被害対策の方針

被害が未発生の地域では、被害地域からの被害侵入を防止するため、監視体制を整備し早期発見に努めるとともに、被害木が発見された場合は、カシノナガキクイムシが羽化脱出するまでに駆除を実施し、被害の拡大、定着を阻止するものとする。

被害地域やその周辺地域では、ナラ類の伐採を進め、若返りによる森林の健全化と被害木のチップ化による駆除を推進するものとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害対策については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、鳥獣との共存にも配慮するものとする。

そのため、適時適切な間伐の実施、広葉樹林や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るとともに、個体数調整等の実施状況を踏まえながら、防護柵の設置等による被害対策を実施する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の大部分は人為的原因によることから、関係者が連携して巡視を強化するとともに、入山者、農業者等への啓発を行うこととする。

延焼防止に資する防火帯を兼ねた路網の整備や、適切な間伐の実施が林野火災を予防する上で有効な対策であることから、計画的に整備を行うものとする。

また、森林またはその周囲1kmの範囲内で、立木竹や雑草、堆積物等を面的に焼却する場合は、森林法第21条の規定に基づく市町村の長による許可を受けて行うよう指導を徹底する。

(4) その他必要な事項

なし。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備を一体的に推進することにより、森林の有する保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画で定める「森林の保健機能の増進に関する事項」についての指針は、次のとおりとする。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の区域は、保健文化機能の高い森林のうち、次に掲げる基準に基づき設定するものとする。

- (1) 湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林のうち、多様な樹種、林相からなり、明暗、色調に変化を有する森林、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観を構成している森林等の保健機能の高い森林であること。
- (2) 地域の実情、利用者の意向等を踏まえ、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行い、森林資源の総合的な利用を促進することが適当であること。
- (3) 施業の担い手となる森林組合等が存在し、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業が可能であること。
- (4) その森林の区域内における森林保健施設整備の状況及び見込み等からみて森林所有者の意向等による施設の整備が行われる見込みのあること。
- (5) 森林保健施設の設置により、その森林が現に有する保健機能以外の県土保全等の諸機能に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業は、森林の有する保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴い低下する水源の涵養^{かんよう}、県土保全等の機能を補完するため次の点に留意するものとする。

ア 造林

原則として、育成複層林にあっては、これを維持するための造林を推進すること。育成单層林、天然生林にあっては、必要に応じて樹下植栽、受光伐、間伐等を行うことにより育成複層林への誘導を推進すること。

イ 保育

森林の有する諸機能の保全等とともに、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこと。

ウ 伐採

自然環境の保全と景観の維持向上を図るため、原則として、皆伐以外の方法とすること。

エ その他

(ア) 保健機能森林の有する優れた自然景観等の特色を踏まえた多様な森林の施業を行うこと。

(イ) 森林の所有者、森林組合等森林施業の担い手が連携して森林の施業を行うこと。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、各種の施設を適切に整備することによって、森林の有する保健機能の増進が適切に図られるよう努めるものとする。整備する施設の具体的な内容としては、多数の利用者が見込まれる次の施設とする。

(ア) 休養施設	【森林を利活用した快適性の増進のための施設】 休憩施設、森林浴施設、展望施設及びこれらに類する施設
----------	--

(イ) 教養文化施設	【森林を利活用した学習活動、美術、工芸等の活動のための施設】 森林博物館、樹木園、林業体験学習施設、野外劇場及びこれらに類する施設
(ウ) スポーツ又はレクリエーション施設	【森林を利活用したスポーツ施設又はレクリエーションに資するための施設】 野営場、遊歩道、広場、フィールド・アスレチック、サイクリングロード、クロスカントリースキー場、バードウォッチング施設、ロッジ、キャビン、バンガロー及びこれらに類する施設
(エ) 宿泊施設	【森林への滞在及び森林内の活動の利便性を増進するための施設】 貸し別荘、ペンション及びこれらに類する施設
(オ) これらの施設の利用上必要な施設	【(ア)から(エ)までに掲げる施設の利用上必要な施設】 販売施設、飲食施設、駐車場、案内施設、管理施設及びこれらに類する施設

(3) その他必要な事項

ア 保健機能森林の管理及び運営の指針

森林の保全と両立した森林の有する保健機能の増進が図られることを旨とし、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて次の点に留意するものとする。

- (ア) 森林の巡視、施設の保守点検等日常の管理を通じて、森林の保全及び森林保健施設の維持・管理を行うとともに、これらの実施体制の確立に努めること。
- (イ) 利用者の防火意識の啓発等山火事の未然防止に努めるとともに、防火体制の整備及び防火施設の設置を図ること。
- (ウ) 安全施設の設置等利用者の安全及び交通の安全確保と円滑化に努めること。

イ 保健機能森林における建築物の高さの指針

施設に係る建築物の高さは、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高(その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高)未満とすること。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(1) 計画期間総数（令和7年度～令和16年度）

単位 材積：1,000m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,750	2,530	220	1,600	1,380	220	1,150	1,150	-
市町村別内訳	釜石市	699	660	39	317	278	39	382	382
	大槌町	150	123	27	89	62	27	61	61
	大船渡市	639	567	72	397	325	72	242	242
	陸前高田市	579	552	27	397	370	27	182	182
	住田町	683	628	55	400	345	55	283	283

(2) 前半5年分の計画量（令和7年度～令和11年度）

単位 材積：1,000m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	1,450	1,350	100	750	650	100	700	700	-
市町村別内訳	釜石市	382	364	18	149	131	18	233	233
	大槌町	78	66	12	41	29	12	37	37
	大船渡市	333	300	33	186	153	33	147	147
	陸前高田市	297	285	12	186	174	12	111	111
	住田町	360	335	25	188	163	25	172	172

2 人工造林及び天然更新別の造林面積

(1) 計画期間総数（令和7年度～令和16年度）

単位 面積：ha

区分	計画期間総数（R 7～R 16）		
	総数	人工造林	天然更新
総 数	6,050	3,850	2,200
市町村別内訳	釜石市	1,150	770
	大槌町	470	170
	大船渡市	1,630	910
	陸前高田市	1,290	1,030
	住田町	1,510	970

(2) 前半5年分の計画量（令和7年度～令和11年度）

単位 面積：ha

区分		前半5年分の計画量（R 7～R 11）		
		総数	人工造林	天然更新
総 数		2,700	1,600	1,100
市 町 村 別 内 訳	釜石市	510	320	190
	大槌町	220	70	150
	大船渡市	740	380	360
	陸前高田市	560	430	130
	住田町	670	400	270

3 間伐面積

単位 面積：ha

区分		面 積	
		計画期間総数 (R 7～R 16)	前半5年分の計画量 (R 7～R 11)
総 数		21,030	12,800
市 町 村 別 内 訳	釜石市	6,980	4,250
	大槌町	1,110	680
	大船渡市	4,430	2,690
	陸前高田市	3,340	2,030
	住田町	5,170	3,150

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長: km、面積: ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考		
開 設	林道	釜石市	佐須尾崎	0.60	140	○					
				1.00		-					
			箱崎	0.90	100	-					
				鳥谷坂	0.60	414	○				
					1.00		-				
			女遊部 小川	1.00	564	○					
				1.80		-					
			青島の木	0.90	370	-					
			計	5路線	7.80						
			前期	3路線	2.20						
			後期	5路線(3)	5.60						
	自動車道	指定林道	大槌町	渋梨一ノ渡	2.40	514	○				
					2.40		-				
			計	1路線	4.80						
			前期	1路線	2.40						
			後期	1路線(1)	2.40						
		指定林道	大船渡市	平根	0.80	365	○				
				甫嶺	0.60	306	○				
					0.60		-				
			計	2路線	2.00						
			前期	2路線	1.40						
			後期	1路線(1)	0.60						
	指定林道	陸前高田市	平根山	0.50	755	○					
				大松沢	2.00	230	○				
					2.00		-				
			鎌峯沢	1.00	305	○					
			計	3路線	5.50						
			前期	3路線	3.50						
			後期	1路線(1)	2.00						
計 画 区			合計	11路線	20.10						
			前期	9路線	9.50						
			後期	8路線(6)	10.60						

単位 延長 : km、面積 : ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考		
拡張	改良	林道	釜石市	不動沢	1.70	157	-				
				黒崎峠	0.62	104	○				
		計		2路線	2.32						
		前期		1路線	0.62						
		後期		1路線	1.70						
	舗装	指定道	大船渡市	大塩	3.50	732	○				
					3.50		-				
	改良			赤崎	1.00	786	○				
					1.00		-				
		計		2路線	9.00						
		前期		2路線	4.50						
		後期		2路線(2)	4.50						
計画区			合計	4路線	11.32						
			前期	3路線	5.12						
			後期	3路線(2)	6.20						

注 () の路線数は、前期の継続路線で外数字である。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保 安 林 の 種 類	面 積		備 考
	うち前半5年分		
総 数 (実 面 積)	20,203	19,357	
水源涵養のための保安林	14,298	13,732	
災害防備のための保安林	3,969	3,689	
保健、風致の保存等のための保安林	1,936	1,936	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 ／ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市 町 村	区 域	うち前半 5 年 分			
指 定	水 源 か ん 養	釜 石 市	甲 子 町	130	70	水 源 の 潛 養	
			栗 林 町	50	25		
			唐 丹 町	70	35		
			橋 野 町	60	30		
		大 槐 町	大 槐	70	35		
			小 槐	40	20		
			金 沢	70	35		
		大 船 渡 市	向 野	3	3		
			浪 板	6	6		
			井 戸 洞	1	1		
			西 甫 嶺	5	5		
			田 浜 上	5	0		
			石 浜	22	22		
			熊 之 入	69	0		
			岩 崎	71	71		
			中 甲 子	30	30		
			大 森	18	0		
		陸 前 高 田 市	中 板 用	72	72		
			舞 良	21	0		
			下 館 下	9	0		
			馬 越	108	0		
			片 地 家	50	0		
			神 明 前	7	0		
		住 田 町	三 日 市	8	8		
			宝 田 (1)	116	116		
		計	宝 田 (2)	39	0		
			計	1,160	594		
			前 期	594			
			後 期	566			

単位 面積 : ha

指定 解除	種類	森 林 の 所 在		面 積	指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市 町 村	区 域			
指 定	災 害 防 備	釜 石 市	鵜 住 居 町	15	10	土砂の流出の防備 土砂の崩壊の防備
			甲 子 町	10	5	
			栗 林 町	15	10	
			唐 丹 町	20	10	
			橋 野 町	10	5	
		大 槌 町	大 槌	10	5	
			小 鰐	10	5	
			金 沢	10	5	
			吉 里 吉 里	10	5	
		大 船 渡 市	千 歳	13	0	
			永 浜	19	19	
			長 崎	81	0	
			清 水	125	0	
			大 立	41	41	
			上 鷹 生	3	3	
			上 石 橋	13	13	
		陸 前 高 田 市	坂 下	56	56	
		住 田 町	小 股 (1)	45	45	
			小 股 (2)	12	12	
			小 股 (3)	22	22	
			狐 石	11	0	
			合 地 沢	29	29	
		計		580	300	
		前 期		300		
		後 期		280		
		合 計		1,740	894	
		前 期		894		
		後 期		846		
解 除	保 健 ・ 風 致 等 等	釜 石 市	鵜 住 居 町	1	1	公 益 上 の 理 由
			箱 崎 町	1	1	
		計		2	2	
		前 期		2		
		後 期		-		
		合 計		2	2	
		前 期		2		
		後 期		-		

注 該当がないものは「-」で示した。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	抾伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源涵養	-	5	320	320	320
災害防備	5	5	170	170	170
保健、風致の保存等	-	-	740	740	740
計	5	10	1,230	1,230	1,230

注 該当がないものは「-」で示した。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

種類	森 林 の 所 在		治山事業施行地区数			主 な 工 種	備 考
	市 町 村	区 域		うち前半 5年分			
保 安 林 整 備	釜 石 市	根 浜	1	1		森 林 整 備	
		荒 川	1	1			
		佐 須	1	1			
		滝 の 沢	1				
		弁 天 沢	1				
		北 大 畑	1				
	大 槌 町	浪 板	1	1		森 林 整 備	
	大 船 渡 市	沖 田	1			森 林 整 備	
		後 の 入	1				
		吉 浜	1	1			
	陸 前 高 田 市	的 場	1			森 林 整 備	
		滝 の 里	1				
		高 田 松 原	1	1			
		合 計	13	6			
	前 期		6				
	後 期		7				
山 地 治 山	釜 石 市	上 小 川	1	1		山 腹 工	
		天 神	1	1			
		本 郷	1	1			
		砂 子 畑	1	1			
		小 川	1	1			
		桜 木 町	1	1			
		外 山	1				
		新 川 原	1				
		野 田	1				
		浜 町	1				
		中 妻 北	1				
		両 石	1				
	大 槌 町	渋 梨	1	1		渓 間 工	
		沢 山	1	1			
		種 戸 口	1	1			
		臼 沢	1				
		赤 浜	1				

単位 地区

種類	森 林 の 所 在		治山事業実行地区数	主 な 工 種	備 考
	市 町 村	区 域			
大船渡市	坂 本 沢		1	1	山 腹 工
	館		1		
	上 甫 嶺		1		
	下 坂 用		1		
	野 ャ 前		1		
	後 の 入		1	1	
	永 浜		1	1	
	石 浜		1	1	
	鷹 生		1	1	
	河 内 (小 出)		1		
	大 森		1		
	久 名 番		1		
陸前高田市	六 ケ 浦		1		山 腹 工
	滝 の 里		1	1	渓 間 工
	本 宿		1	1	
	的 場		1	1	
	寺 前		1		
	山 馬 越		1		
	坂 下		1	1	
住 田 町	上 大 番		1		山 腹 工
	宇 南 田		1		
	大 渡		1		
	土 倉		1	1	
	葉 山		1		
	下 在		1	1	
	下 柏 里		1	1	
	高 瀬		1	1	渓 間 工
	高 貝		1		
	八 日 町		1		
	竹 ノ 原		1		
	合 計		47	22	
	前 期		22		
	後 期		25		

単位 地区

種類	森 林 の 所 在		治山事業実行地区数	うち前半 5年分	主 な 工 種	備 考
	市 町 村	区 域				
治 山 施 設 機 能 強 化	釜 石 市	種 ケ 沢	1	1	渓 間 工	
		女 遊 部	1	1		
		松 倉	1			
		大 松 沢	1	1		
		坪 内	1			
		桑 の 浜	1		山 腹 工	
		嬉 石	1			
	大 槌 町	小 久 保	1	1	山 腹 工	
		押 立	1	1	渓 間 工	
		中 村	1			
	大 船 渡 市	浦 浜 沖	1	1	渓 間 工	
	陸 前 高 田 市	平 滑 沢	1	1	渓 間 工	
	合 計		12	7		
	前 期		7			
	後 期		5			

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期
該当なし。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積 : ha

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
水 源	釜石市 (土流) (保健) (砂防指定) (国立二) (急傾斜) (その他)	14, 15, 48, 55, 90, 91, 110~112, 117~119, 126~128, 138~141, 144, 145, 149~157, 160~165, 167, 168, 171, 173~175, 178~185, 187~196, 200, 207, 208, 214~217, 225~227, 230~240, 274, 275, 298, 320~323, 348, 351, 357~360	5438.43 (2.04) (119.06) (7.54) (0.09) (11.55) (0.84)	別紙1の とおり	注3 参照
	大槌町	15	80.87		
	大船渡市 (土流) (砂防指定) (県立三)	18~20, 28, 31, 35~37, 39~43, 45~52, 56, 59~65, 118~120, 128, 130, 131, 133, 149, 151, 157~164, 166, 169~176, 178~181, 185, 186, 282, 331~334	2397.18 (0.10) (3.12) (555.67)		
	陸前高田市 (土流) (土崩)	37, 53~56, 67, 68, 87, 90~92, 147, 154, 189~196, 228~230, 233, 234	1758.44 (1.98) (10.46)		
	住田町 (土流) (史跡名勝)	8, 9, 17, 20~23, 32~34, 48, 56~63, 65, 72, 73, 75~80, 85, 86, 90~92, 94, 108~111, 140, 141, 143, 157~160, 167, 171, 173, 189, 191, 217~222, 228, 229, 250, 252, 253, 256, 258, 259, 261, 263, 275, 277~280, 287, 302, 306~308, 313~315	3081.86 (16.58) (14.32)		
	種類計 (土流) (土崩) (保健) (砂防指定) (国立二) (県立三) (史跡名勝) (急傾斜) (その他)		12756.78 (20.70) (10.46) (119.06) (10.66) (0.09) (555.67) (14.32) (11.55) (0.84)		
保 安 林	釜石市 (水かん)	50, 54, 109~111, 127, 128, 130, 131, 135, 139~143, 146~149, 151, 156, 158~161, 168, 169, 171, 182, 185~187, 189, 191~195, 197, 207~209, 212, 219~221, 237, 238, 242, 243, 246, 271, 273, 277~280, 286~288, 290, 292, 305~308, 315, 317, 325, 326,	361.67 (2.04)		
	大槌町 (保健) (国立二) (国立三) (急傾斜)	3~6, 13, 14, 20, 28, 41, 42, 44, 46~48, 53~56, 61, 62, 71, 83, 84, 86, 95, 99, 100, 107, 111, 120	169.59 (21.27) (19.11) (50.99) (0.32)		
	大船渡市 (水かん) (土崩) (防風) (魚つき) (保健) (国立三) (県立三)	15, 34, 35, 53, 55, 56, 67, 75, 78, 84, 86~89, 96, 97, 102~104, 111, 112, 115, 116, 118~120, 131, 151, 152, 156, 160~163, 166, 168, 170~173, 175~182, 184, 191, 192, 198, 208~210, 213~215, 219, 249, 272~274, 286, 288~291, 293~298, 302, 303, 306~308, 310, 314	1, 192.72 (0.10) (1.50) (0.15) (13.97) (0.43) (23.21) (167.15)		
	陸前高田市 (水かん) (県立三)	12, 36, 42, 44, 45, 50, 51, 53, 56, 100, 108, 147, 148, 154, 164, 176, 181, 182, 191, 192, 194, 198, 199, 208~211, 216, 222~224, 228, 230, 233, 234	307.34 (1.98) (3.76)		
	住田町 (水かん)	1, 2, 4, 18, 22, 26, 32, 36, 40, 42, 46, 47, 55, 60, 70, 71, 85, 86, 88, 90, 124, 125, 143~145, 147, 148, 154, 161, 182~185, 212, 216, 247~249, 269, 271, 277, 295, 296, 299	619.79 (16.58)		

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
土砂流出防備保安林	種類計 (水かん) (土崩) (防風) (魚つき) (保健) (国立二) (国立三) (県立三) (急傾斜)		2,651.11 (20.70) (1.50) (0.15) (13.97) (21.70) (19.11) (74.20) (170.91) (0.32)	別紙1の とおり	注3 参照
土砂崩壊防備保安林	釜石市 (魚つき) (急傾斜)	91, 106, 172, 185, 195, 198, 227, 228, 241, 245, 246, 296	4.91 (0.57) (0.06)		
土砂崩壊防備保安林	大槌町 (国立二)	1, 4, 9, 59, 74, 113	7.41 (0.20)		
土砂崩壊防備保安林	大船渡市 (土流) (魚つき) (国立二)	23, 27, 35, 110, 112, 236, 279, 280, 290, 313, 315, 330	7.71 (1.50) (2.50) (0.08)		
土砂崩壊防備保安林	陸前高田市 (水かん) (魚つき) (国立二)	20, 49, 50, 61, 72, 85, 94, 105, 125, 133, 151, 186, 192, 201, 231, 233	40.89 (10.46) (0.70) (0.54)		
土砂崩壊防備保安林	住田町	13, 64, 70, 72~74, 77, 130	20.80		
飛砂防備保安林	種類計 (水かん) (土流) (魚つき) (国立二) (急傾斜)		81.72 (10.46) (1.50) (3.77) (0.82) (0.06)		
飛砂防備保安林	釜石市	51, 268	1.94		
飛砂防備保安林	陸前高田市 (国立二) (史跡名勝)	21, 95	4.10 (4.10) (4.10)		
飛砂防備保安林	種類計 (国立二) (史跡名勝)		6.04 (4.10) (4.10)		
防風保安林	釜石市	365, 366, 369, 372~374, 376, 379	14.87		
防風保安林	大槌町	47	0.36		
防風保安林	大船渡市 (土流) (国立二) (県立三)	4, 273	3.29 (0.15) (0.12) (3.17)		
防風保安林	住田町	111, 114, 199	18.38		
防風保安林	種類計 (土流) (国立二) (県立三)		36.90 (0.15) (0.12) (3.17)		

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
潮 害 防 備 保 安 林	釜石市	50, 110	0.76	別紙1の とおり	注3 参照
	大槌町 (国立二)	120	0.81 (0.81)		
	大船渡市 (保健) (国立三)	194, 197, 201, 258, 313	3.41 (0.29) (0.71)		
	陸前高田市 (国立二) (史跡名勝)	21, 95, 121	7.53 (7.29) (7.29)		
	種類計 (保健) (国立二) (国立三) (史跡名勝)		12.51 (0.29) (8.10) (0.71) (7.29)		
	大船渡市 (保健) (県立三)	61, 110, 116, 118, 121, 273, 274, 328, 329	263.76 (155.58) (157.44)		
干 害 防 備 保 安 林	陸前高田市 (保健)	119	32.74 (32.74)		
	住田町 (保健)	108~110	35.17 (35.17)		
	種類計 (保健) (県立三)		331.67 (223.49) (157.44)		
	大槌町	18	10.15		
	種類計		10.15		
魚 つ き 保 安 林	釜石市 (土崩) (国立特) (国立二) (国立三) (鳥保護) (史跡名勝) (急傾斜)	1~3, 7, 8, 10, 50, 51, 91~93, 103, 105~107, 113, 115~120, 131, 218~224, 241, 245~247, 249~255, 257, 258, 261, 262, 265, 266, 268, 297	1, 139.43 (0.57) (29.34) (815.03) (21.12) (27.66) (27.66) (0.22)		
	大槌町 (国立二)	1, 111~113, 120, 131	81.81 (72.06)		
	大船渡市 (土流) (土崩) (国立特) (国立一) (国立二) (国立三)	1~6, 12, 13, 188, 189, 192, 194~196, 218, 221~224, 228, 230, 231, 240, 244, 247, 248, 251, 252, 258, 279~281, 283, 289, 291~293, 318, 330	224.99 (13.97) (2.50) (1.73) (3.80) (39.29) (33.77)		
	陸前高田市 (土崩) (国立特) (国立二) (鳥保護) (史跡名勝)	16, 22, 116~118, 121, 125~129, 133~139, 141, 143	106.55 (0.70) (2.99) (56.34) (1.42) (0.99)		

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
魚 つ き 保 安 林	種類計 (土流) (土崩) (国立特) (国立一) (国立二) (国立三) (鳥保護) (史跡名勝) (急傾斜)		1,552.78 (13.97) (3.77) (34.06) (3.80) (982.72) (54.89) (29.08) (28.65) (0.22)	別紙1の とおり	注3 参照
	釜石市 (水かん)	274, 275	119.06 (119.06)		
	大槌町 (土流) (国立二) (国立三)	111	21.27 (21.27) (6.75) (14.52)		
	大船渡市 (土流) (潮害) (干害) (県立三)	273, 274, 313	188.75 (0.43) (0.29) (155.58) (186.94)		
	陸前高田市 (干害)	119	32.74 (32.74)		
	住田町 (干害)	108~110	35.17 (35.17)		
	種類計 (水かん) (土流) (潮害) (干害) (国立二) (国立三) (県立三)		396.99 (119.06) (21.70) (0.29) (223.49) (6.75) (14.52) (186.94)		
砂 防 指 定 地	釜石市 (水かん) (急傾斜)	7, 103, 105, 106, 110, 118, 121, 125~127, 135, 162, 165, 166, 177, 196, 208, 210, 214, 216, 230, 231, 236, 246, 249, 262, 263	36.76 (7.54) (2.24)	別紙2の とおり	
	大槌町	41, 49, 109, 116, 118, 119	3.46		
	大船渡市 (水かん)	2, 13, 16, 23~26, 32, 52, 54, 126, 132, 136, 137, 139, 140, 147, 148, 207, 283	21.24 (3.12)		
	陸前高田市	14, 97, 102, 215	1.49		
	住田町	71, 99	9.15		
	種類計 (水かん) (急傾斜)		72.10 (10.66) (2.24)		

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
国 立 公 園 特 別 保 護 地 区	釜石市 (魚つき) (鳥保護) (史跡名勝)	251	29.34 (29.34) (27.66) (27.66)	別紙2の とおり	
	大船渡市 (魚つき) (史跡名勝)	3, 13, 188, 189	4.96 (1.73) (2.96)		
	陸前高田市 (魚つき) (鳥保護)	137	2.99 (2.99) (1.42)		
	種類計 (魚つき) (鳥保護) (史跡名勝)		37.29 (34.06) (29.08) (30.62)		
国 立 公 園 第 一 種 特 別 地 域	大槌町	112	1.27		
	大船渡市 (魚つき) (史跡名勝)	1, 3, 4, 195	14.71 (3.80) (5.06)		
	種類計 (魚つき) (史跡名勝)		15.98 (3.80) (5.06)		
	釜石市 (水かん) (魚つき)	1, 109, 113, 115~120, 218~223, 247, 249~258	1, 058.34 (0.09) (815.03)		
国 立 公 園 第 二 種 特 別 地 域	大槌町 (土流) (土崩) (潮害) (魚つき) (保健)	111~113, 120, 131	150.57 (19.11) (0.20) (0.81) (72.06) (6.75)		
	大船渡市 (土崩) (防風) (魚つき) (鳥保護) (史跡名勝)	3~6, 229, 230, 243~245, 286, 287, 330	164.64 (0.08) (0.12) (39.29) (27.77) (6.03)		
	陸前高田市 (土崩) (飛砂) (潮害) (魚つき) (史跡名勝)	21, 95, 116, 121, 133~138	96.92 (0.54) (4.10) (7.29) (56.34) (13.58)		
	種類計 (水かん) (土流) (土崩) (飛砂) (防風) (潮害) (魚つき) (保健) (鳥保護) (史跡名勝)		1, 470.47 (0.09) (19.11) (0.82) (4.10) (0.12) (8.10) (982.72) (6.75) (27.77) (19.61)		

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
国 立 公 園 第 三 種 特 別 地 域	釜石市 (魚つき)	1, 106, 107, 250, 251, 257, 258,	327.25 (21.12)	別紙2の とおり	
	大槌町 (土流) (保健)	111	88.06 (50.99) (14.52)		
	大船渡市 (土流) (潮害) (魚つき) (鳥保護)	1~4, 195~197, 201~203, 226, 228~230, 240~247, 286~288, 330	1, 206.60 (23.21) (0.71) (33.77) (4.60)		
	種類計 (土流) (潮害) (魚つき) (保健) (鳥保護)		1, 621.91 (74.20) (0.71) (54.89) (14.52) (4.60)		
	釜石市	34, 35	138.79		
県 立 自 然 公 園 第 三 種 特 別 地 域	大船渡市 (水かん) (土流) (防風) (干害) (保健)	102~107, 271~274, 288, 299, 301~307, 331~335	1, 874.25 (555.67) (167.15) (3.17) (157.44) (186.94)		
	陸前高田市 (土流)	164	94.71 (3.76)		
	種類計 (水かん) (土流) (防風) (干害) (保健)		2, 107.75 (555.67) (170.91) (3.17) (157.44) (186.94)		
	釜石市 (魚つき) (国立特) (史跡名勝)	251	27.66 (27.66) (27.66) (27.66)		
	大船渡市 (国立二) (国立三)	286, 287	32.37 (27.77) (4.60)		
鳥 獸 保 護 区 特 別 保 護 地 区	陸前高田市 (魚つき) (国立特)	137	1.42 (1.42) (1.42)		
	種類計 (魚つき) (国立特) (国立二) (国立三) (史跡名勝)		61.45 (29.08) (29.08) (27.77) (4.60) (27.66)		

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
史跡名勝天然記念物にかかる森林	釜石市 (魚つき) (国立特) (鳥保護)	4, 251	29.30 (27.66) (27.66) (27.66)	別紙2の とおり	
	大船渡市 (国立特) (国立一) (国立二)	4, 13, 183, 192	15.22 (2.96) (5.06) (6.03)		
	陸前高田市 (飛砂) (潮害) (魚つき) (国立二)	21, 95, 121	13.58 (4.10) (7.29) (0.99) (13.58)		
	住田町 (水かん)	108~110	46.51 (14.32)		
	種類計 (水かん) (飛砂) (潮害) (魚つき) (国立特) (国立一) (国立二) (鳥保護)		104.61 (14.32) (4.10) (7.29) (28.65) (30.62) (5.06) (19.61) (27.66)		
	釜石市	377, 381	5.60		
	住田町	265, 267	45.30		
	種類計		50.90		
	釜石市 (水かん) (土崩) (魚つき) (砂防指定)	91, 102, 103, 131, 132, 134, 135, 180, 196, 197, 205, 207~210, 212~217, 244, 245	57.70 (11.55) (0.06) (0.22) (2.24)		
	大槌町 (土流)	46, 47, 108, 109	5.01 (0.32)		
急傾斜地崩壊危険区域	大船渡市	2, 16, 28, 154, 171, 189, 192, 193, 206, 207, 237, 249, 330	5.70		
	陸前高田市	16, 17, 85, 96, 118	2.69		
	住田町	29	0.58		
	種類計 (水かん) (土流) (土崩) (魚つき) (砂防指定)		71.68 (11.55) (0.32) (0.06) (0.22) (2.24)		
	釜石市 (水かん)	215~217	2.74 (0.84)		
	大船渡市	23	0.38		
その他	種類計 (水かん)		3.12 (0.84)		

注1 制限林の種類名の略字は下記のとおりである。

水かん	= 水源かん養保安林	砂防指定	= 砂防指定地
土流	= 土砂流出防備保安林	国立特	= 国立公園特別保護地区
土崩	= 土砂崩壊防備保安林	国立一	= 国立公園第1種特別地域
飛砂	= 飛砂防備保安林	国立二	= 国立公園第2種特別地域
防風	= 防風保安林	国立三	= 国立公園第3種特別地域
潮害	= 潮害防備保安林	県立三	= 県立自然公園第3種特別地域
干害	= 干害防備保安林	鳥保護	= 鳥獣保護区特別保護区
雪崩	= なだれ防止保安林	史跡名勝	= 史跡名勝天然記念物にかかる森林
魚つき	= 魚つき保安林	県環特	= 県指定自然環境保全地域特別地区
保健	= 保健保安林	急傾斜	= 急傾斜地崩壊危険区域

2 市町村欄の（ ）書きは重複する他の制限林の種類であり、面積欄の（ ）書きはその面積の内数である。

3 表の備考の記載は下記のとおり

備考

ただし、平成13年度以前に指定した保安林で法改正による指定施業要件を変更していない保安林の指定施業要件は下記のとおりである。

1 拗伐

伐採年度ごとに拘伐による伐採をすることができる立木材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に拘伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木材積から前回の拘伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは10分の3とする。）を乗じた材積とする。ただし、保安林の指定後最初に行う拘伐にあっては、指定箇所ごとに定められている率を乗じた材積とする。

2 間伐

伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の2を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

3 植栽

立木を伐採した後において当該伐採地が植栽によらなければ的確な更新が困難と認められるものについては、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、満1年以上の苗をおおむね1ha当たり3,000本以上の割合で均等に分布するように植栽しなければならない。なお、樹種については各保安林ごとに定められているものに限る。

別紙1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 水源の涵養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、択伐による。</p> <p>ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。</p> <p>ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。</p>
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>ロ 地形、気象、土壤等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>
3 植栽	<p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

森林法施行令第4条別表第2 拠粋

別紙2 自然公園等の施業方法

区分	施業の方法
砂防指定地	択伐とする。 伐採を行う場合は、「砂防法施行条例」第5条の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
国立公園 特別保護地区	禁伐とする。 木竹に損傷を及ぼす行為等については、「自然公園法」第21条第3項の規定に基づき環境大臣の許可を受ける必要がある。
国立公園 第1種特別地区	1 禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。この場合、「自然公園法」第20条第3項の規定に基づき環境大臣の許可を受ける必要がある。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
国立公園 第2種特別地域	1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。いずれも「自然公園法」第20条第3項の規定に基づき環境大臣の許可を受ける必要がある。 2 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 3 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 4 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめることとする。 5 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。 (1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、樹冠疎密度が3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
国立公園 第3種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。 木竹に損傷を及ぼす行為等については、「自然公園法」第20条第3項の規定に基づき環境大臣の許可を受ける必要がある。
県立自然公園 第3種特別地域	伐採の方法は、国立公園第3種特別地域と同様とする。 木竹を伐採する場合は、「県立自然公園条例」第10条第4項の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
鳥獣保護区 特別保護地区	1 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その他の森林にあっては伐採種を定めない。 2 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要と認められる特定の樹木については禁伐とする。 3 皆伐できる面積の限度は、当該特別保護区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 4 一定限度以上の木竹を伐採する場合は、「鳥獣の保護及び獵銃の適正化に関する法律」第29条第7項の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
史跡名勝天然記念物	指定の目的に応じた施業を行う。 史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をする場合は、「文化財保護法」第125条第1項の規定に基づき文化庁長官の許可を受ける必要がある。
県指定自然環境保全地域 特別地区	1 30%以内の択伐とする。ただし、森林の群落構成に大きな変化を招くおそれの少ない場合は、例外として2ヘクタール以内の皆伐を行うことができるものとし、伐区はつとめて分散することとする。 2 特別地区内の野生動植物保護地区については、禁伐とする。ただし、森林の群落構成に大きな変化を招くおそれの少ない場合は、単木択伐をできるものとし、択伐率は現在蓄積の10%以内とする。 3 木竹を伐採する場合は、「岩手県自然環境保全条例」第15条第4項の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
急傾斜地崩壊危険区域	択伐とする。 伐採を行う場合は、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」第7条の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。

2 その他必要な事項

(1) 森林関連情報の収集・精度向上の推進

県は、森林所有者に対する適切な森林施業等の指導や、森林経営計画の作成に必要な情報提供等を行うため、森林関連情報の収集・精度向上を推進する。特に、森林所有者情報については、森林法の一部改正により、平成24年4月以降、新たに森林の土地の所有者となった者は市町村長への届出義務が課せられたことから、市町村と情報の共有化を図るほか、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地売買届出、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査の成果等について情報収集に努める。

(2) 林地保全等に配慮した森林施業に関する取組の促進

県は、近年、記録的な豪雨による災害が全国各地で頻発していることを踏まえ、土砂の流出等による災害を未然に防止するため、林業事業体等が作成する伐採等に関する行動規範などの参考となる「伐採・搬出・再造林ガイドライン」（令和3年3月26日）を策定し、市町村や林業関係団体・林業事業体に対し周知を図るとともに、林地残材の適切な取扱いなど災害防止に向けた指導を行ってきたところであり、引き続き、市町村や関係団体と連携し、ガイドラインに掲げる具体的な項目を遵守するよう林業事業体に対し徹底していく。

(附) 參 考 資 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積: ha、比率: %

区分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②/①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	153,006	131,257	29,038	102,219	85.8
市町村別内訳	釜石市	44,035	39,211	9,980	89.0
	大槌町	20,042	17,734	9,001	88.5
	大船渡市	32,251	26,132	1,776	81.0
	陸前高田市	23,194	18,443	1,337	79.5
	住田町	33,484	29,737	6,944	88.8

注1 区域面積は、全国都道府県市区町別面積調(令和4年)による。

2 国有林面積は、東北森林管理局による林野庁所管面積(官行造林を含む)。

3 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数が一致しないことがある。

(2) 地況(気候)

単位 気温: °C、降水量: mm、積雪量: cm

観測地	気温			年間降水量	最深積雪量	最多風向
	最高	最低	年平均			
釜石	36.7	-6.7	13.2	1,660	-	西北西
大船渡	35.4	-7.2	12.6	1,558	9	北北西
住田	35.9	-10.5	11.6	1,456	-	北西

注1 気象庁アメダスデータ(2019~2023年)の平均値による。

(3) 土地利用の現況

単位: ha

区分	区域面積	森林	農地			その他		
			総数	うち田	うち畠	総数	うち宅地	
総 数	153,006	131,257	4,940	1,862	3,078	16,809	6,281	
市町村別内訳	釜石市	44,035	39,211	550	174	376	4,274	836
	大槌町	20,042	17,734	574	159	415	1,734	3,290
	大船渡市	32,251	26,132	997	327	670	5,122	1,155
	陸前高田市	23,194	18,443	1,631	701	930	3,120	730
	住田町	33,484	29,737	1,188	501	687	2,559	270

注1 区域面積は、全国都道府県市区町別面積調(令和4年)による。

2 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数が一致しないことがある。

(4) 産業別生産額

単位：百万円

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総数	農業	林業	水産業		
総 数	400,163	13,478	3,886	1,758	7,835	129,123	252,509
市町村別内訳	釜石市	152,276	2,751	54	294	2,404	57,930
	大槌町	32,352	555	99	112	345	9,364
	大船渡市	144,624	5,701	1,046	609	4,045	42,958
	陸前高田市	51,414	2,065	705	320	1,040	12,320
	住田町	19,497	2,406	1,982	423	1	6,551

注1 市町村民経済計算年報 令和3年度による。

2 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数が一致しないことがある。

3 総生産額は分類不能産業を含むため、産業別生産額の計と一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位：人

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	漁業		
総 数	48,746	3,682	1,545	296	1,841	14,480	29,945
市町村別内訳	釜石市	14,824	690	158	41	491	4,446
	大槌町	5,091	292	117	22	153	1,804
	大船渡市	17,324	1,261	423	87	751	4,744
	陸前高田市	9,036	1,003	488	69	446	2,662
	住田町	2,471	436	359	77	-	824

注1 令和2年国勢調査による。

2 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数が一致しないことがある。

3 総数は分類不能産業を含むため、産業別就業者数の計と一致しない。

2 森林の現況
(1) 齢級別森林資源表
ア 総 数

区分		総 数			1 齢 級			2 齢 級			3 齢 級			単位	面積: ha、材積: m ³ 、成長量: m ³
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量		
人	総 数	102,219.42	30,441,800	369,992	366,04	-	-	1,172.55	33,499	4,153	2,436,80	109,650	9,150		
	総 総 数	98,498.08	30,441,800	369,992	366,04	-	-	1,172.55	33,499	4,153	2,436,80	109,650	9,150		
	針葉樹	51,092.84	23,980,735	320,738	293,07	-	-	344,91	7,287	2,441	355,28	25,479	4,137		
	広葉樹	47,405.24	6,461,065	49,254	72,97	-	-	827,64	26,212	1,712	2,081,52	84,171	5,013		
	総 総 数	48,439.15	22,682,022	314,803	313,75	-	-	378,46	8,523	2,529	363,39	25,951	4,163		
	針葉樹	48,013.16	22,635,438	313,921	293,07	-	-	344,91	7,287	2,441	355,28	25,479	4,137		
	広葉樹	425.99	46,584	882	20,68	-	-	33,55	1,236	88	8,11	472	26		
	総 総 数	47,613.04	22,357,257	310,799	313,55	-	-	374,41	8,437	2,507	363,06	25,935	4,162		
	針葉樹	47,208.60	22,312,677	309,961	292,87	-	-	341,66	7,222	2,420	355,13	25,471	4,136		
	広葉樹	404.44	44,580	838	20,68	-	-	32,75	1,215	87	7,93	464	26		
工林	育成単層林	826.11	324,765	4,004	0,20	-	-	4,05	86	22	0,33	16	1		
	針葉樹	804.56	322,761	3,960	0,20	-	-	3,25	65	21	0,15	8	1		
	広葉樹	21.55	2,004	44	-	-	-	0,80	21	1	0,18	8	-		
	総 総 数	50,058.93	7,759,778	55,189	52,29	-	-	794,09	24,976	1,624	2,073,41	83,699	4,987		
	針葉樹	3,079.68	1,345,297	6,817	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	広葉樹	46,979.25	6,414,481	48,372	52,29	-	-	794,09	24,976	1,624	2,073,41	83,699	4,987		
	総 総 数	3,360.22	1,306,842	6,868	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	針葉樹	2,769.85	1,216,679	6,118	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	広葉樹	590.37	90,163	750	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	総 総 数	912.35	210,640	1,094	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
然地	育成単層林	290.57	120,975	646	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	針葉樹	621.78	89,665	448	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	広葉樹	45,786.36	6,242,296	47,227	52,29	-	-	794,09	24,976	1,624	2,073,41	83,699	4,987		
	天然生林	19.26	7,643	53	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	針葉樹	45,767.10	6,234,653	47,174	52,29	-	-	794,09	24,976	1,624	2,073,41	83,699	4,987		
竹林		103.53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無立木地		3,617.81	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

区分		4 齡 級		5 齡 級		6 齡 級		7 齡 級		成長量	
		面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積
総 数		2,137.41	159,142	9,786	1,113.59	139,289	7,540	2,455.42	401,600	16,345	3,638.80
総 數	総 數	2,137.41	159,142	9,786	1,113.59	139,289	7,540	2,455.42	401,600	16,345	3,638.80
針葉樹	針葉樹	381.48	48,434	4,511	399.37	82,160	5,265	984.99	259,674	11,813	2,093.76
広葉樹	広葉樹	1,755.93	110,708	5,275	714.22	57,129	2,275	1,470.43	141,926	4,532	1,545.04
総 數	総 數	419.02	50,919	4,633	425.34	84,117	5,345	1,027.44	263,718	11,935	2,119.69
人	針葉樹	381.42	48,427	4,510	398.99	82,048	5,259	981.99	258,978	11,785	2,091.65
広葉樹	広葉樹	37.60	2,492	123	26.35	2,069	86	45.45	4,740	150	28.04
人	総 數	407.35	49,475	4,531	407.09	81,900	5,207	1,011.15	260,538	11,783	2,050.74
工	針葉樹	372.05	47,137	4,416	388.06	80,328	5,144	966.64	255,903	11,636	2,025.62
広葉樹	広葉樹	35.30	2,338	115	19.03	1,572	63	44.51	4,635	147	25.12
工	総 數	411.67	1,444	102	18.25	2,217	138	16.29	3,180	152	68.95
林	針葉樹	9.37	1,290	94	10.93	1,720	115	15.35	3,075	149	66.03
広葉樹	広葉樹	2.30	154	8	7.32	497	23	0.94	105	3	2.92
林	総 數	1,718.39	108,223	5,153	688.25	55,172	2,195	1,427.98	137,882	4,410	1,519.11
針葉樹	針葉樹	0.06	7	1	0.38	112	6	3.00	696	28	2.11
林	広葉樹	1,718.33	108,216	5,152	687.87	55,060	2,189	1,424.98	137,186	4,382	1,517.00
天	総 數	0.21	11	-	2.43	289	13	27.51	2,760	96	6.59
針葉樹	針葉樹	-	-	-	0.38	112	6	2.00	595	22	2.11
天	広葉樹	0.21	11	-	2.05	177	7	25.51	2,165	74	4.48
然	総 數	-	-	-	-	-	-	4.47	399	14	6.92
針葉樹	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
然	広葉樹	-	-	-	-	-	-	4.47	399	14	6.92
林	総 數	1,718.18	108,212	5,153	685.82	54,883	2,182	1,395.00	134,723	4,300	1,505.60
針葉樹	針葉樹	0.06	7	1	-	-	1.00	101	6	-	-
林	広葉樹	1,718.12	108,205	5,152	685.82	54,883	2,182	1,395.00	134,622	4,294	1,505.60
竹	林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無	立木地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分		8 齡 級		9 齡 級		10 齡 級		11 齡 級		成長量	
		面積	材積	成長量	材積	成長量	材積	成長量	材積	成長量	材積
総数	4,310.00	1,182,451	30,431	5,101.69	1,828,034	37,538	6,143.95	2,387,379	39,175	9,351.83	3,591,516
総数	4,310.00	1,182,451	30,431	5,101.69	1,828,034	37,538	6,143.95	2,387,379	39,175	9,351.83	3,591,516
針葉樹	2,929.31	1,002,281	26,881	4,141.71	1,696,254	35,583	4,891.69	2,203,365	37,212	6,390.83	3,147,605
広葉樹	1,380.69	180,170	3,550	959.98	131,780	1,955	1,252.26	184,014	1,963	2,961.00	443,911
総数	2,994.84	1,010,404	27,037	4,149.60	1,691,348	35,486	4,912.91	2,203,077	37,178	6,325.62	3,122,152
針葉樹	2,922.94	1,000,619	26,846	4,114.75	1,686,963	35,426	4,874.45	2,197,387	37,139	6,315.81	3,120,488
広葉樹	71.90	9,785	191	34.85	4,385	60	38.46	5,690	39	9.81	1,664
総数	2,953.58	996,348	26,646	4,122.57	1,680,897	35,279	4,847.79	2,172,791	36,670	6,225.70	3,075,203
針葉樹	2,882.61	986,671	26,457	4,087.72	1,676,512	35,219	4,810.51	2,167,280	36,631	6,215.89	3,073,539
広葉樹	70.97	9,677	189	34.85	4,385	60	37.28	5,511	39	9.81	1,664
総数	41.26	14,056	391	27.03	10,451	207	65.12	30,286	508	99.92	46,949
針葉樹	40.33	13,948	389	27.03	10,451	207	63.94	30,107	508	99.92	46,949
広葉樹	0.93	108	2	-	-	-	1.18	179	-	-	-
総数	1,315.16	172,047	3,394	952.09	136,686	2,052	1,231.04	184,302	1,997	3,026.21	4,055
針葉樹	6.37	1,662	35	26.96	9,291	157	17.24	5,978	73	75.02	27,117
広葉樹	1,308.79	170,385	3,359	925.13	127,395	1,895	1,213.80	178,324	1,924	2,951.19	442,247
総数	63.70	7,542	159	56.71	12,878	209	45.67	10,964	128	127.16	34,550
針葉樹	6.37	1,662	35	24.95	8,443	143	17.07	5,923	73	69.80	24,929
広葉樹	57.33	5,880	124	31.76	4,435	66	28.60	5,041	55	57.36	9,621
総数	17.30	1,618	35	13.20	2,390	37	42.54	5,481	68	55.98	9,826
針葉樹	-	-	-	2.01	848	14	0.17	55	-	5.22	2,188
広葉樹	17.30	1,618	35	11.19	1,542	23	42.37	5,426	68	50.76	7,638
総数	1,234.16	162,887	3,200	882.18	121,418	1,806	1,142.83	167,857	1,801	2,843.07	424,988
針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広葉樹	1,234.16	162,887	3,200	882.18	121,418	1,806	1,142.83	167,857	1,801	2,843.07	424,988
竹林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無立木地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分		12 齡 級		13 齡 級		14 齡 級		15 齡 級		成長量	
		面積	材積	成長量	材積	成長量	材積	成長量	材積	成長量	材積
総数		12,253.72	4,708,951	50,483	12,823.64	4,698,740	39,617	13,305.12	4,389,695	29,391	8,402.82
総数	総数	12,253.72	4,708,951	50,483	12,823.64	4,698,740	39,617	13,305.12	4,389,695	29,391	8,402.82
針葉樹	針葉樹	7,804.68	4,003,536	45,945	7,537.54	3,913,408	36,368	6,371.78	3,353,669	26,108	2,626.35
広葉樹	広葉樹	4,449.04	705,415	4,538	5,286.10	785,332	3,249	6,933.34	1,036,026	3,283	5,776.47
総数	総数	7,562.52	3,904,095	45,021	7,151.79	3,742,332	35,120	5,775.14	3,100,287	24,561	2,221.11
人	針葉樹	7,545.93	3,901,060	45,004	7,142.95	3,740,908	35,117	5,764.63	3,098,663	24,557	2,204.12
人	広葉樹	16.59	3,035	17	8.84	1,424	3	10.51	1,624	4	16.99
人	総数	7,481.57	3,866.595	44,625	7,054.29	3,701,379	34,782	5,595.18	3,029,841	24,123	2,170.11
人	針葉樹	7,464.98	3,863.560	44,608	7,045.53	3,699,968	34,779	5,584.81	3,028,240	24,119	2,154.42
人	広葉樹	16.59	3,035	17	8.76	1,411	3	10.37	1,601	4	15.69
人	総数	80.95	37,500	396	97.50	40,953	338	179.96	70,446	438	51.00
人	針葉樹	80.95	37,500	396	97.42	40,940	338	179.82	70,423	438	49.70
人	広葉樹	-	-	-	0.08	13	-	0.14	23	-	1.30
人	総数	4,691.20	804,856	5,462	5,671.85	956,408	4,497	7,529.98	1,289,408	4,830	6,181.71
人	針葉樹	258.75	102,476	941	394.59	172,500	1,251	607.15	255,006	1,551	422.23
人	広葉樹	4,432.45	702,380	4,521	5,277.26	783,908	3,246	6,922.83	1,034,402	3,279	5,759.48
人	総数	436.95	127,293	1,086	457.29	171,328	1,193	577.06	229,029	1,362	365.22
人	針葉樹	239.07	94,951	872	352.00	154,001	1,117	515.75	219,140	1,333	356.24
人	広葉樹	197.88	32,342	214	105.29	17,327	76	61.31	9,889	29	8.98
天	総数	96.08	20,385	147	103.67	27,444	168	213.06	48,292	241	142.65
天	針葉樹	16.95	6,664	61	42.59	18,499	134	78.99	30,407	186	65.99
天	広葉樹	79.13	13,721	86	61.08	8,945	34	134.07	17,885	55	76.66
天	総数	4,158.17	657,178	4,229	5,110.89	757,636	3,136	6,739.86	1,012,087	3,227	5,673.84
天	針葉樹	2.73	861	8	-	-	-	12.41	5,459	32	-
林	広葉樹	4,155.44	656,317	4,221	5,110.89	757,636	3,136	6,727.45	1,006,628	3,195	5,673.84
林	林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林	無立木地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分		16 歳			17 歳			18 歳			19 歳		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	4,094.03	991,654	3,296	3,163.61	874,225	2,882	2,211.62	599,902	1,510	1,675.53	437,779	881	
総数	4,094.03	991,654	3,296	3,163.61	874,225	2,882	2,211.62	599,902	1,510	1,675.53	437,779	881	
針葉樹	784.04	468,118	2,483	820.65	501,970	2,418	569.41	343,460	1,349	429.64	249,415	761	
広葉樹	3,309.99	523,536	813	2,342.96	372,255	464	1,642.21	256,442	161	1,245.89	188,364	120	
総数	546.92	357,030	2,034	546.55	373,140	1,975	362.48	247,482	1,086	246.35	165,782	563	
針葉樹	539.26	356,021	2,032	545.31	372,955	1,975	359.12	247,138	1,086	245.66	165,683	563	
広葉樹	7.66	1,009	2	1.24	185	-	3.36	344	-	0.69	99	-	
総数	541.20	353,799	2,019	532.67	366,913	1,950	343.28	241,793	1,074	240.48	162,293	550	
針葉樹	533.78	352,839	2,017	531.43	366,728	1,950	339.92	241,449	1,074	239.79	162,194	550	
広葉樹	7.42	960	2	1.24	185	-	3.36	344	-	0.69	99	-	
総数	5.72	3,231	15	13.88	6,227	25	19.20	5,689	12	5.87	3,489	13	
針葉樹	5.48	3,182	15	13.88	6,227	25	19.20	5,689	12	5.87	3,489	13	
広葉樹	0.24	49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
総数	3,547.11	634,624	1,262	2,617.06	501,085	907	1,849.14	352,420	424	1,429.18	271,997	318	
針葉樹	244.78	112,097	451	275.34	129,015	443	210.29	96,322	263	183.98	83,732	198	
広葉樹	3,302.33	522,527	811	2,341.72	372,070	464	1,638.85	256,098	161	1,245.20	188,265	120	
総数	234.31	105,144	421	253.36	118,327	404	200.75	91,841	251	171.79	78,589	186	
針葉樹	225.96	103,824	418	253.02	118,276	404	200.38	91,785	251	171.58	78,561	186	
広葉樹	8.35	1,320	3	0.34	51	-	0.37	56	-	0.21	28	-	
総数	58.85	13,788	40	65.99	16,701	45	36.51	8,395	13	26.75	7,403	12	
針葉樹	16.06	7,197	28	22.02	10,600	38	9.91	4,537	12	12.40	5,171	12	
広葉樹	42.79	6,591	12	43.97	6,101	7	26.60	3,858	1	14.35	2,232	-	
総数	3,253.95	515,692	801	2,297.71	366,057	458	1,611.88	252,184	160	1,230.64	186,005	120	
針葉樹	2.76	1,076	5	0.30	139	1	-	-	-	-	-	-	
広葉樹	3,251.19	514,616	796	2,297.41	365,918	457	1,611.88	252,184	160	1,230.64	186,005	120	
竹林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無立木地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

單位 面積 : ha、材積 : m³、成長量 : m³

區 分		20 歲 級			21 歲 級			22 歲 級		
總 數		面 積			材 積			面 積		
總 數		1,324.46			321,096			563		
針 葉 樹		1,324.46			321,096			563		
廣 葉 樹		312.75			176,581			448		
人 立	總 數	1,011.71			144,515			115		
	針 葉 樹	172.07			112,265			347		
工 林	總 數	169.99			110,915			345		
	針 葉 樹	169.84			110,889			345		
木 天	總 數	0.15			26			-		
	針 葉 樹	0.15			26			-		
然 地	總 數	2.08			1,350			2		
	針 葉 樹	2.08			1,350			2		
林 天	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
然 地	總 數	1,152.39			208,831			216		
	針 葉 樹	140.83			64,342			101		
林 天	總 數	1,011.56			144,489			115		
	針 葉 樹	129.20			58,994			94		
然 地	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
林 天	總 數	17.14			6,192			7		
	針 葉 樹	11.63			5,348			7		
然 地	總 數	5.51			844			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
林 天	總 數	1,006.05			143,645			115		
	針 葉 樹	-			-			-		
然 地	總 數	1,006.05			143,645			115		
	針 葉 樹	-			-			-		
林 天	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
然 地	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
林 天	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
然 地	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
林 天	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
然 地	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
林 天	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
然 地	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
林 天	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
然 地	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
林 天	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
然 地	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
林 天	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
然 地	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
林 天	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
然 地	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
林 天	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
然 地	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
林 天	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
然 地	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
林 天	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
然 地	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
林 天	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
然 地	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
林 天	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
然 地	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
林 天	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
然 地	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
林 天	總 數	-			-			-		
	針 葉 樹	-			-			-		
然 地	總 數	-								

区 分		総 数			1 齢 級			2 齢 級			3 齢 級		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数	20,825.10	6,012,122	79,798	130,66	-	-	-	121,74	3,230	610	270,56	13,220	1,390
総 数	20,075.96	6,012,122	79,798	130,66	-	-	-	121,74	3,230	610	270,56	13,220	1,390
針葉樹	11,475.91	4,835,648	72,274	91,65	-	-	-	67,37	1,539	508	84,67	6,083	948
広葉樹	8,600.05	1,176,474	7,524	39,01	-	-	-	54,37	1,691	102	185,89	7,137	442
総 数	11,102.81	4,639,228	71,585	109,63	-	-	-	78,78	1,917	535	87,85	6,305	960
針葉樹	11,013.70	4,632,509	71,423	91,65	-	-	-	67,37	1,539	508	84,67	6,083	948
広葉樹	89.11	6,719	162	17,98	-	-	-	11,41	378	27	3,18	222	12
総 数	10,828.49	4,540,897	70,229	109,63	-	-	-	78,34	1,909	533	87,52	6,289	959
針葉樹	10,747.41	4,534,882	70,086	91,65	-	-	-	66,93	1,531	506	84,52	6,075	947
広葉樹	81.08	6,015	143	17,98	-	-	-	11,41	378	27	3,00	214	12
総 数	274.32	98,331	1,356	-	-	-	-	0,44	8	2	0,33	16	1
針葉樹	266,29	97,627	1,337	-	-	-	-	0,44	8	2	0,15	8	1
広葉樹	8.03	704	19	-	-	-	-	-	-	-	0,18	8	-
総 数	8,973.15	1,372,894	8,213	21,03	-	-	-	42,96	1,313	75	182,71	6,915	430
針葉樹	462.21	203,139	851	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広葉樹	8,510.94	1,169,755	7,362	21,03	-	-	-	42,96	1,313	75	182,71	6,915	430
総 数	469.06	194,422	798	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
針葉樹	421.65	186,999	754	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広葉樹	47.41	7,423	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総 数	185.25	32,617	238	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
針葉樹	31.78	12,257	74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広葉樹	153.47	20,360	164	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総 数	8,318.84	1,145,855	7,177	21,03	-	-	-	42,96	1,313	75	182,71	6,915	430
針葉樹	8.78	3,883	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広葉樹	8,310.06	1,141,972	7,154	21,03	-	-	-	42,96	1,313	75	182,71	6,915	430
竹林	4.98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無立木地	744.16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区 分		4 齡 級		5 齡 級		6 齡 級		7 齡 級		齡 級		成長量	
		面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積
総 数	295, 98	29, 108	2, 244	275, 53	42, 750	2, 472	669, 43	123, 934	5, 203	852, 77	225, 329	7, 422	
針葉樹 総 数	295, 98	29, 108	2, 244	275, 53	42, 750	2, 472	669, 43	123, 934	5, 203	852, 77	225, 329	7, 422	
広葉樹 総 数	160, 14	20, 653	1, 825	161, 56	32, 410	2, 063	346, 83	94, 445	4, 235	703, 46	208, 256	6, 983	
人 立 工 林 総 数	135, 84	8, 455	419	113, 97	10, 340	409	322, 60	29, 489	968	149, 31	17, 073	439	
育成 単層林 総 数	181, 59	22, 204	1, 901	166, 60	32, 773	2, 079	347, 08	94, 479	4, 236	703, 29	208, 119	6, 979	
針葉樹 総 数	160, 14	20, 653	1, 825	161, 56	32, 410	2, 063	346, 83	94, 445	4, 235	702, 67	208, 046	6, 977	
広葉樹 総 数	21, 45	1, 551	76	5, 04	363	16	0, 25	34	1	0, 62	73	2	
育成 複層林 総 数	170, 49	20, 783	1, 801	155, 31	31, 310	1, 986	341, 59	93, 524	4, 184	693, 97	205, 774	6, 889	
針葉樹 総 数	151, 34	19, 386	1, 733	153, 66	31, 193	1, 981	341, 34	93, 490	4, 183	693, 35	205, 701	6, 887	
広葉樹 総 数	19, 15	1, 397	68	1, 65	117	5	0, 25	34	1	0, 62	73	2	
育成 単層林 総 数	11, 10	1, 421	100	11, 29	1, 463	93	5, 49	955	52	9, 32	2, 345	90	
針葉樹 総 数	8, 80	1, 267	92	7, 90	1, 217	82	5, 49	955	52	9, 32	2, 345	90	
広葉樹 総 数	2, 30	154	8	3, 39	246	11	-	-	-	-	-	-	
木 天 然 林 総 数	114, 39	6, 904	343	108, 93	9, 977	393	322, 35	29, 455	967	149, 48	17, 210	443	
針葉樹 総 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0, 79	210	6	
広葉樹 総 数	114, 39	6, 904	343	108, 93	9, 977	393	322, 35	29, 455	967	148, 69	17, 000	437	
育成 単層林 総 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0, 79	210	6	
針葉樹 総 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0, 79	210	6	
広葉樹 総 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
育成 複層林 総 数	-	-	-	-	-	-	1, 22	107	3	6, 23	809	20	
針葉樹 総 数	114, 39	6, 904	343	108, 93	9, 977	393	321, 13	29, 348	964	142, 46	16, 191	417	
広葉樹 総 数	114, 39	6, 904	343	108, 93	9, 977	393	321, 13	29, 348	964	142, 46	16, 191	417	
竹 林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無立木地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

区分		8 齡		9 齡		10 齡		11 齡		級	
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	級
総数	948,81	264,724	6,567	1,312,06	470,729	9,462	1,800,56	669,370	10,630	2,139,90	823,797
針葉樹	948,81	264,724	6,567	1,312,06	470,729	9,462	1,800,56	669,370	10,630	2,139,90	823,797
総数	717,28	237,276	6,011	1,171,27	453,012	9,194	1,446,60	615,409	10,044	1,644,65	753,699
広葉樹	231,53	27,448	556	140,79	17,717	268	353,96	53,961	586	495,25	70,098
総数	723,22	237,848	6,020	1,169,56	451,487	9,167	1,451,98	616,029	10,043	1,625,14	747,585
針葉樹	715,80	236,826	6,001	1,166,10	451,032	9,161	1,445,66	615,088	10,042	1,624,56	747,478
広葉樹	7,42	1,022	19	3,46	455	6	6,32	941	1	0,58	107
総数	705,29	231,605	5,855	1,157,58	446,906	9,079	1,432,27	606,397	9,888	1,567,95	722,535
育成	697,87	230,583	5,836	1,154,12	446,451	9,073	1,426,73	605,574	9,887	1,567,37	722,428
単層林	7,42	1,022	19	3,46	455	6	5,54	823	1	0,58	107
育成	17,93	6,243	165	11,98	4,581	88	19,71	9,632	155	57,19	25,050
針葉樹	17,93	6,243	165	11,98	4,581	88	18,93	9,514	155	57,19	25,050
広葉樹	-	-	-	-	-	0,78	118	-	-	-	-
総数	225,59	26,876	547	142,50	19,242	295	348,58	53,341	587	514,76	76,212
針葉樹	1,48	450	10	5,17	1,980	33	0,94	321	2	20,09	6,221
広葉樹	224,11	26,426	537	137,33	17,262	262	347,64	53,020	585	494,67	69,991
育成	1,55	462	10	9,50	2,061	32	0,84	292	2	19,27	5,834
針葉樹	1,48	450	10	3,16	1,132	19	0,84	292	2	19,27	5,834
広葉樹	0,07	12	-	6,34	929	13	-	-	-	-	-
然然	育成	16,44	1,508	33	4,02	1,230	19	23,67	2,864	36	25,82
地	針葉樹	-	-	-	2,01	848	14	0,10	29	-	0,82
林	広葉樹	16,44	1,508	33	2,01	382	5	23,57	2,835	36	25,00
天然	総数	207,60	24,906	504	128,98	15,951	244	324,07	50,185	549	469,67
森林	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
竹林	広葉樹	207,60	24,906	504	128,98	15,951	244	324,07	50,185	549	469,67
無立木地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区 分		12 歳		13 歳		14 歳		15 歳		齡 級		齡 級	
		面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積
総 数	2,484.64	927,869	9,898	2,094.73	693,768	5,645	1,856.55	572,914	3,672	1,468.44	371,959	1,845	
針葉樹 総 数	2,484.64	927,869	9,898	2,094.73	693,768	5,645	1,856.55	572,914	3,672	1,468.44	371,959	1,845	
広葉樹 総 数	1,613.41	792,513	9,002	1,176.75	558,058	5,055	933.20	438,766	3,224	398.89	221,969	1,503	
針葉樹 総 数	871.23	135,356	896	917.98	135,710	590	923.35	134,148	448	1,069.55	149,990	342	
広葉樹 総 数	1,586.41	782,838	8,914	1,133.31	539,642	4,927	875.65	414,464	3,086	342.14	195,562	1,378	
針葉樹 総 数	1,585.57	782,730	8,914	1,132.83	539,577	4,927	875.27	414,397	3,086	340.84	195,397	1,378	
広葉樹 総 数	0.84	108	—	0.48	65	—	0.38	67	—	1.30	165	—	
人 工 林	育成 単層林	1,560.62	773,603	8,824	1,102.60	529,097	4,849	854.47	406,408	3,039	322.40	188,875	1,348
針葉樹 総 数	1,559.78	773,495	8,824	1,102.20	529,045	4,849	854.09	406,341	3,039	322.40	188,875	1,348	
広葉樹 総 数	0.84	108	—	0.40	52	—	0.38	67	—	—	—	—	
育成 複層林	25.79	9,235	90	30.71	10,545	78	21.18	8,056	47	19.74	6,687	30	
針葉樹 総 数	25.79	9,235	90	30.63	10,532	78	21.18	8,056	47	18.44	6,522	30	
広葉樹 総 数	—	—	—	0.08	13	—	—	—	—	1.30	165	—	
木 天 然 林	育成 単層林	898.23	145,031	984	961.42	154,126	718	980.90	158,450	586	1,126.30	176,397	467
針葉樹 総 数	27.84	9,783	88	43.92	18,481	128	57.93	24,369	138	58.05	26,572	125	
広葉樹 総 数	870.39	135,248	896	917.50	135,645	590	922.97	134,081	448	1,068.25	149,825	342	
育成 単層林	29.13	9,054	77	71.22	21,411	137	46.59	19,123	106	56.95	26,224	123	
針葉樹 総 数	22.11	7,649	68	39.28	16,713	116	44.55	18,744	105	56.95	26,224	123	
広葉樹 総 数	7.02	1,405	9	31.94	4,698	21	2.04	379	1	—	—	—	
育成 複層林	17.27	4,002	33	20.83	4,129	22	19.25	3,939	19	4.28	842	2	
針葉樹 総 数	5.73	2,134	20	4.64	1,768	12	5.31	2,074	12	1.10	348	2	
広葉樹 総 数	11.54	1,868	13	16.19	2,361	10	13.94	1,865	7	3.18	494	—	
天然 生林	851.83	131,975	874	869.37	128,586	559	915.06	135,388	461	1,065.07	149,331	342	
竹 林	広葉樹	851.83	131,975	874	869.37	128,586	559	906.99	131,837	440	1,065.07	149,331	342
無立木地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

区分		16 歳		17 歳		18 歳		19 歳		
面積		材積		面積		材積		面積		
総数	703.58	151,543	469	681.06	163,560	519	495.98	123,144	302	
針葉樹	703.58	151,543	469	681.06	163,560	519	495.98	123,144	302	
広葉樹	98.49	59,074	308	133.71	80,110	390	129.75	68,989	262	
総数	605.09	92,469	161	547.35	83,450	129	366.23	54.155	40	
針葉樹	83.00	49,793	281	92.03	60,336	322	73.48	42.547	188	
広葉樹	6.68	869	2	0.37	62	-	-	-	-	
総数	82.82	49,666	281	87.04	58,512	315	58.15	38,915	181	
針葉樹	76.14	48,797	279	86.67	58,450	315	58.15	38,915	181	
広葉樹	6.68	869	2	0.37	62	-	-	-	-	
育成	0.18	127	-	4.99	1,824	7	15.33	3,632	7	
針葉樹	0.18	127	-	4.99	1,824	7	15.33	3,632	7	
広葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
総数	620.58	101,750	188	589.03	103,224	197	422.50	80,597	114	
針葉樹	22.17	10,150	29	42.05	19,836	68	56.27	26,442	74	
広葉樹	598.41	91,600	159	546.98	83,388	129	366.23	54.155	40	
育成	19.27	8,996	25	39.06	18,463	64	55.29	26,000	73	
針葉樹	19.27	8,996	25	39.06	18,463	64	55.29	26,000	73	
広葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
然地	育成	3.82	1,163	3	10.49	2,177	4	17.42	2,691	2
針葉樹	2.49	961	3	2.69	1,234	3	0.98	442	1	
広葉樹	1.33	202	-	7.80	943	1	16.44	2,249	1	
林	総数	597.49	91,591	160	539.48	82,584	129	349.79	51,906	39
天然	針葉樹	0.41	193	1	0.30	139	1	-	-	-
森林	広葉樹	597.08	91,398	159	539.18	82,445	128	349.79	51,906	39
竹林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無立木地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

单位 面積 : ha、材積 : m³、成長量 : m³

区 分		20 歳		21 歳		22 歳		成長量	
		面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積
総 数	649.30	111,460	141	403.88	143,344	223			
針葉樹	74.31	33,596	70	255.77	124,008	217			
広葉樹	574.99	77,864	71	148.11	19,336	6			
総 数	35.69	16,176	44	191.04	92,291	181			
針葉樹	35.69	16,176	44	189.69	92,054	181			
広葉樹	-	-	-	1.35	237	-			
総 数	35.63	16,130	44	181.77	86,551	169			
針葉樹	35.63	16,130	44	180.42	86,314	169			
広葉樹	-	-	-	1.35	237	-			
育成 単層林	0.06	46	-	9.27	5,740	12			
育成 複層林	0.06	46	-	9.27	5,740	12			
針葉樹	-	-	-	-	-	-			
広葉樹	-	-	-	-	-	-			
総 数	613.61	95,284	97	212.84	51,053	42			
針葉樹	38.62	17,420	26	66.08	31,954	36			
広葉樹	574.99	77,864	71	146.76	19,099	6			
総 数	36.26	16,682	25	64.46	31,393	35			
針葉樹	36.26	16,682	25	64.46	31,393	35			
広葉樹	-	-	-	-	-	-			
育成 単層林	5.95	1,283	1	3.11	737	1			
針葉樹	2.36	738	1	1.62	561	1			
広葉樹	3.59	545	-	1.49	176	-			
総 数	571.40	77,319	71	145.27	18,923	6			
針葉樹	-	-	-	-	-	-			
広葉樹	571.40	77,319	71	145.27	18,923	6			
竹 林	-	-	-	-	-	-			
無立木地	-	-	-	-	-	-			

区 分		総 数			1 齢			2 齢			3 齢			面積 : ha. 材積 : m ³ 、成長量 : m ³	
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積
総 数		81,394.32	24,429,678	290,194	235.38	-	-	1,050.81	30,269	3,543	2,166.24	96,430	7,760		
総 数	総 数	78,422.12	24,429,678	290,194	235.38	-	-	1,050.81	30,269	3,543	2,166.24	96,430	7,760		
	針葉樹	39,616.93	19,145,087	248,464	201.42	-	-	277.54	5,748	1,933	270.61	19,396	3,189		
人 工 立	広葉樹	38,805.19	5,284,591	41,730	33.96	-	-	773.27	24,521	1,610	1,895.63	77,034	4,571		
	総 数	37,336.34	18,042,794	243,218	204.12	-	-	299.68	6,606	1,994	275.54	19,646	3,203		
人 工 林	針葉樹	36,999.46	18,002,929	242,498	201.42	-	-	277.54	5,748	1,933	270.61	19,396	3,189		
	広葉樹	336.88	39,865	720	2.70	-	-	22.14	858	61	4.93	250	14		
木 天 然 地	育成單層林	36,784.55	17,816,360	240,570	203.92	-	-	296.07	6,528	1,974	275.54	19,646	3,203		
	針葉樹	36,461.19	17,777,795	239,875	201.22	-	-	274.73	5,691	1,914	270.61	19,396	3,189		
木 天 然 林	広葉樹	323.36	38,565	695	2.70	-	-	21.34	837	60	4.93	250	14		
	育成複層林	551.79	226,434	2,648	0.20	-	-	3.61	78	20	-	-	-		
木 天 然 林	針葉樹	538.27	225,134	2,623	0.20	-	-	2.81	57	19	-	-	-		
	広葉樹	13.52	1,300	25	-	-	-	0.80	21	1	-	-	-		
木 天 然 林	総 数	41,085.78	6,386,884	46,976	31.26	-	-	751.13	23,663	1,549	1,890.70	76,784	4,557		
	針葉樹	2,617.47	1,142,158	5,966	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
木 天 然 林	広葉樹	38,468.31	5,244,726	41,010	31.26	-	-	751.13	23,663	1,549	1,890.70	76,784	4,557		
	育成單層林	2,891.16	1,112,420	6,070	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
木 天 然 林	針葉樹	2,348.20	1,029,680	5,364	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	広葉樹	542.96	82,740	706	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
木 天 然 林	総 数	727.10	178,023	856	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	育成複層林	258.79	108,718	572	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
木 天 然 林	針葉樹	468.31	69,305	284	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	広葉樹	37,467.52	5,096,441	40,050	31.26	-	-	751.13	23,663	1,549	1,890.70	76,784	4,557		
木 天 然 林	針葉樹	10.48	3,760	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	広葉樹	37,457.04	5,092,681	40,020	31.26	-	-	751.13	23,663	1,549	1,890.70	76,784	4,557		
無立木地		2,873.65	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

区 分		4 齡		5 齡		6 齡		7 齡		級		齡		面 積		材 積		成長量		材 積		成長量		
総 数	1,841.43	130,034	7,542	838.06	96,539	5,068	1,785.99	277,666	11,142	2,786.03	576,115	18,849	1,841.43	130,034	7,542	838.06	96,539	5,068	1,785.99	277,666	11,142	2,786.03	576,115	18,849
針葉樹 総 数	221.34	27,781	2,686	237.81	49,750	3,202	638.16	165,229	7,578	1,390.30	420,124	14,769	221.34	27,781	2,686	237.81	49,750	3,202	638.16	165,229	7,578	1,390.30	420,124	14,769
広葉樹 総 数	1,620.09	102,253	4,856	600.25	46,789	1,866	1,147.83	112,437	3,564	1,395.73	155,991	4,080	1,620.09	102,253	4,856	600.25	46,789	1,866	1,147.83	112,437	3,564	1,395.73	155,991	4,080
人 工 立 林 総 数	237.43	28,715	2,732	258.74	51,344	3,266	680.36	169,239	7,699	1,416.40	423,187	14,838	221.28	27,774	2,685	237.43	49,638	3,196	635.16	164,533	7,550	1,388.98	419,775	14,757
育成 単層林 総 数	16.15	941	47	21.31	1,706	70	45.20	4,706	149	27.42	3,412	81	220.71	27,751	2,683	234.40	49,135	3,163	625.30	162,413	7,453	1,332.27	406,628	14,382
育成 複層林 総 数	0.57	23	2	6.96	754	45	10.80	2,225	100	59.63	13,433	382	941	47	17.38	1,455	58	44.26	4,601	146	24.50	3,126	74	
木 天 然 林 総 数	0.57	23	2	3.03	503	33	9.86	2,120	97	56.71	13,147	375	0.57	23	2	3.03	503	33	9.86	2,120	97	56.71	13,147	375
育成 単層林 総 数	-	-	3.93	251	12	0.94	105	3	2.92	286	7	251	12	0.94	105	3	2.92	286	7	251	12	0.94	105	3
針葉樹 総 数	1,604.00	101,319	4,810	579.32	45,195	1,802	1,105.63	108,427	3,443	1,369.63	152,928	4,011	1,604.00	101,319	4,810	579.32	45,195	1,802	1,105.63	108,427	3,443	1,369.63	152,928	4,011
広葉樹 総 数	0.06	7	1	0.38	112	6	3.00	696	28	1.32	349	12	0.06	7	1	0.38	112	6	3.00	696	28	1.32	349	12
天 然 林 総 数	1,603.94	101,312	4,809	578.94	45,083	1,796	1,102.63	107,731	3,415	1,368.31	152,579	3,999	1,603.94	101,312	4,809	578.94	45,083	1,796	1,102.63	107,731	3,415	1,368.31	152,579	3,999
育成 単層林 総 数	0.21	11	-	2.43	289	13	27.51	2,760	96	5.80	911	26	0.21	11	-	2.43	289	13	27.51	2,760	96	5.80	911	26
針葉樹 総 数	-	-	0.38	112	6	2.00	595	22	1.32	349	12	0.38	-	-	0.38	112	6	2.00	595	22	1.32	349	12	
広葉樹 総 数	0.21	11	-	2.05	177	7	25.51	2,165	74	4.48	562	14	0.21	11	-	2.05	177	7	25.51	2,165	74	4.48	562	14
育成 複層林 総 数	-	-	-	-	-	-	3.25	292	11	0.69	112	3	-	-	-	-	-	-	3.25	292	11	0.69	112	3
天然 林 総 数	1,603.79	101,308	4,810	576.89	44,906	1,789	1,074.87	105,375	3,336	1,363.14	151,905	3,982	1,603.79	101,308	4,810	576.89	44,906	1,789	1,074.87	105,375	3,336	1,363.14	151,905	3,982
针葉樹 総 数	0.06	7	1	-	-	-	1.00	101	6	-	-	-	0.06	7	1	-	-	-	1.00	101	6	-	-	-
広葉樹 林 総 数	1,603.73	101,301	4,809	576.89	44,906	1,789	1,073.87	105,274	3,330	1,363.14	151,905	3,982	1,603.73	101,301	4,809	576.89	44,906	1,789	1,073.87	105,274	3,330	1,363.14	151,905	3,982
竹 林 総 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無立木地 総 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

区 分		8 歳		9 歳		10 歳		11 歳		齡 級	
		面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積
総 数	3,361.19	917,727	23,864	3,789.63	1,357,305	28,076	4,343.39	1,718,009	28,545	7,211.93	2,767,719
針葉樹 総 数	3,361.19	917,727	23,864	3,789.63	1,357,305	28,076	4,343.39	1,718,009	28,545	7,211.93	2,767,719
広葉樹 総 数	2,212.03	765,005	20,870	2,970.44	1,243,242	26,389	3,445.09	1,587,956	27,168	4,746.18	2,393,906
人 工 立 林 総 数	1,149.16	152,722	2,994	819.19	114,063	1,687	898.30	130,053	1,377	2,465.75	373,813
育成 単層林 総 数	2,271.62	772,556	21,017	2,980.04	1,239,861	26,319	3,460.93	1,587,048	27,135	4,700.48	2,374,567
針葉樹 総 数	2,207.14	763,793	20,845	2,948.65	1,235,931	26,265	3,428.79	1,582,299	27,097	4,691.25	2,373,010
広葉樹 総 数	64.48	8,763	172	31.39	3,930	54	32.14	4,749	38	9.23	1,557
育成 複層林 総 数	2,248.29	764,743	20,791	2,964.99	1,233,991	26,200	3,415.52	1,566,394	26,782	4,657.75	2,352,668
針葉樹 総 数	2,184.74	756,088	20,621	2,933.60	1,230,061	26,146	3,383.78	1,561,706	26,744	4,648.52	2,351,111
広葉樹 総 数	63.55	8,655	170	31.39	3,930	54	31.74	4,688	38	9.23	1,557
育成 単層林 総 数	23.33	7,813	226	15.05	5,870	119	45.41	20,654	353	42.73	21,899
針葉樹 総 数	22.40	7,705	224	15.05	5,870	119	45.01	20,593	353	42.73	21,899
広葉樹 総 数	0.93	108	2	—	—	0.40	61	—	—	—	—
木 天 然 地 林 総 数	1,089.57	145,171	2,847	809.59	117,444	1,757	882.46	130,961	1,410	2,511.45	393,152
針葉樹 総 数	4.89	1,212	25	21.79	7,311	124	16.30	5,657	71	54.93	20,896
広葉樹 総 数	1,084.68	143,959	2,822	787.80	110,133	1,633	866.16	125,304	1,339	2,456.52	372,256
育成 単層林 総 数	62.15	7,080	149	47.21	10,817	177	44.83	10,672	126	107.89	28,716
針葉樹 総 数	4.89	1,212	25	21.79	7,311	124	16.23	5,631	71	50.53	19,095
広葉樹 総 数	57.26	5,868	124	25.42	3,506	53	28.60	5,041	55	57.36	9,621
育成 複層林 総 数	0.86	110	2	9.18	1,160	18	18.87	2,617	32	30.16	5,917
針葉樹 総 数	—	—	—	—	—	0.07	26	—	4.40	1,801	19
広葉樹 総 数	0.86	110	2	9.18	1,160	18	18.80	2,591	32	25.76	4,116
天然 生林 総 数	1,026.56	137,981	2,696	753.20	105,467	1,562	818.76	117,672	1,252	2,373.40	358,519
針葉樹 総 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
広葉樹 総 数	1,026.56	137,981	2,696	753.20	105,467	1,562	818.76	117,672	1,252	2,373.40	358,519
竹 林 無立木地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区 分		12 歳		13 歳		14 歳		15 歳		齡 級		成長量		材 積		材 積		成長量	
		面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積
総 数	9,769.08	3,781,082	40,585	10,728.91	4,004,972	33,972	11,448.57	3,816,781	25,719	6,934.38	2,011,007	10,450							
針葉樹 総 数	9,769.08	3,781,082	40,585	10,728.91	4,004,972	33,972	11,448.57	3,816,781	25,719	6,934.38	2,011,007	10,450							
針葉樹 広葉樹 総 数	6,191.27	3,211,023	36,943	6,360.79	3,355,350	31,313	5,438.58	2,914,903	22,884	2,227.46	1,293,434	8,860							
針葉樹 広葉樹 総 数	3,577.81	570,059	3,642	4,368.12	649,622	2,659	6,009.99	901,878	2,835	4,706.92	717,573	1,590							
針葉樹 広葉樹 総 数	5,976.11	3,121,257	36,107	6,018.48	3,202,690	30,193	4,899.49	2,685,823	21,475	1,878.97	1,133,542	8,077							
針葉樹 広葉樹 総 数	5,960.36	3,118,330	36,090	6,010.12	3,201,331	30,190	4,889.36	2,684,266	21,471	1,863.28	1,131,605	8,072							
針葉樹 広葉樹 総 数	15.75	2,927	17	8.36	1,359	3	10.13	1,557	4	15.69	1,937	5							
針葉樹 広葉樹 総 数	5,920.95	3,092,992	35,801	5,951.69	3,172,282	29,933	4,740.71	2,623,433	21,084	1,847.71	1,118,234	7,988							
針葉樹 広葉樹 総 数	5,905.20	3,090,065	35,784	5,943.33	3,170,923	29,930	4,730.72	2,621,899	21,080	1,832.02	1,116,297	7,983							
針葉樹 広葉樹 総 数	15.75	2,927	17	8.36	1,359	3	9.99	1,534	4	15.69	1,937	5							
針葉樹 広葉樹 総 数	55.16	28,265	306	66.79	30,408	260	158.78	62,390	391	31.26	15,308	89							
針葉樹 広葉樹 総 数	55.16	28,265	306	66.79	30,408	260	158.64	62,367	391	31.26	15,308	89							
針葉樹 広葉樹 総 数	-	-	-	-	-	-	0.14	23	-	-	-	-							
針葉樹 広葉樹 総 数	3,792.97	659,825	4,478	4,710.43	802,282	3,779	6,549.08	1,130,958	4,244	5,055.41	877,465	2,373							
針葉樹 広葉樹 総 数	230.91	92,693	853	350.67	154,019	1,123	549.22	230,637	1,413	364.18	161,829	788							
針葉樹 広葉樹 総 数	562.06	567,132	3,625	4,359.76	648,263	2,656	5,999.86	900,321	2,831	4,691.23	715,636	1,585							
針葉樹 広葉樹 総 数	407.82	118,239	1,009	386.07	149,917	1,056	530.47	209,906	1,256	308.27	136,835	664							
針葉樹 広葉樹 総 数	216.96	87,302	804	312.72	137,288	1,001	471.20	200,396	1,228	299.29	135,633	661							
針葉樹 広葉樹 総 数	190.86	30,937	205	73.35	12,629	55	59.27	9,510	28	8.98	1,202	3							
針葉樹 広葉樹 総 数	78.81	16,383	114	82.84	23,315	146	193.81	44,353	222	138.37	37,052	147							
針葉樹 広葉樹 総 数	11.22	4,530	41	37.95	16,731	122	73.68	28,333	174	64.89	26,196	127							
針葉樹 広葉樹 総 数	67.59	11,853	73	44.89	6,584	24	120.13	16,020	48	73.48	10,856	20							
針葉樹 広葉樹 総 数	3,306.34	525,203	3,355	4,241.52	629,050	2,577	5,824,80	876,699	2,766	4,608.77	703,578	1,562							
針葉樹 広葉樹 総 数	2.73	861	8	-	-	-	4.34	1,908	11	-	-	-							
竹林	524,342	3,347	4,241.52	629,050	2,577	5,820.46	874,791	2,755	4,608.77	703,578	1,562								
無立木地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							

区分		16 歳		17 歳		18 歳		19 歳	
面積		材積		面積		材積		面積	
総数	3,390.45	840,111	2,827	2,482.55	710,665	2,363	1,715.64	476,758	1,208
針葉樹	3,390.45	840,111	2,827	2,482.55	710,665	2,363	1,715.64	476,758	1,208
総数	685.55	409,044	2,175	686.94	421,860	2,028	439.66	274,471	1,087
広葉樹	2,704.90	431,067	652	1,795.61	288,805	335	1,275.98	202,287	121
総数	463.92	307,237	1,753	454.52	312,804	1,653	289.00	204,935	898
針葉樹	462.94	307,097	1,753	453.65	312,681	1,653	285.64	204,591	898
広葉樹	0.98	140	—	0.87	123	—	3.36	344	—
総数	458.38	304,133	1,738	445.63	308,401	1,635	285.13	202,878	893
針葉樹	457.64	304,042	1,738	444.76	308,278	1,635	281.77	202,534	893
広葉樹	0.74	91	—	0.87	123	—	3.36	344	—
育成	5.54	3,104	15	8.89	4,403	18	3.87	2,057	5
単層林	5.30	3,055	15	8.89	4,403	18	3.87	2,057	5
複層林	0.24	49	—	—	—	—	—	—	—
総数	2,926.53	532,874	1,074	2,028.03	397,861	710	1,426.64	271,823	310
針葉樹	222.61	101,947	422	233.29	109,179	375	154.02	69,880	189
広葉樹	2,703.92	430,927	652	1,794.74	288,682	335	1,272.62	201,943	121
育成	215.04	96,148	396	214.30	99,864	340	145.46	65,841	178
単層林	206.69	94,828	393	213.96	99,813	340	145.09	65,785	178
複層林	8.35	1,320	3	0.34	51	—	0.37	56	—
然然	育成	55.03	12,625	37	55.50	14,524	41	19.09	5,704
地	針葉樹	13.57	6,236	25	19.33	9,366	35	8.93	4,095
林	広葉樹	41.46	6,389	12	36.17	5,158	6	10.16	1,609
天然	総数	2,656.46	424,101	641	1,758.23	283,473	329	1,262.09	200,278
森林	針葉樹	2.35	883	4	—	—	—	—	—
竹林	広葉樹	2,654.11	423,218	637	1,758.23	283,473	329	1,262.09	200,278
無立木地	—	—	—	—	—	—	—	—	—

单位 面積 : ha、材積 : m³、成長量 : m³

区 分		20 歳		21 歳		22 歳		成長量	
		面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	成長量
総 数	675.16	209,636	422	611.57	259,444	230,248	259,444	230,248	442
針葉樹	238.44	142,985	378	373.83	29,196	29,196	29,196	29,196	440
広葉樹	436.72	66,651	44	237.74	—	—	—	—	2
総 数	136.38	96,089	303	233.12	166,699	166,699	166,699	166,699	372
針葉樹	136.23	96,063	303	229.31	166,218	166,218	166,218	166,218	372
広葉樹	0.15	26	—	3.81	481	481	481	481	—
総 数	134.36	94,785	301	225.51	163,017	163,017	163,017	163,017	366
針葉樹	134.21	94,759	301	224.92	162,932	162,932	162,932	162,932	366
広葉樹	0.15	26	—	0.59	85	85	85	85	—
総 数	2.02	1,304	2	7.61	3,682	3,682	3,682	3,682	6
針葉樹	2.02	1,304	2	4.39	3,286	3,286	3,286	3,286	6
広葉樹	—	—	—	3.22	396	396	396	396	—
総 数	538.78	113,547	119	378.45	92,745	92,745	92,745	92,745	70
針葉樹	102.21	46,922	75	144.52	64,030	64,030	64,030	64,030	68
広葉樹	436.57	66,625	44	233.93	28,715	28,715	28,715	28,715	2
総 数	92.94	42,312	69	139.85	61,730	61,730	61,730	61,730	67
針葉樹	92.94	42,312	69	139.51	61,674	61,674	61,674	61,674	67
広葉樹	—	—	—	0.34	56	56	56	56	—
総 数	11.19	4,909	6	8.13	2,774	2,774	2,774	2,774	1
針葉樹	9.27	4,610	6	5.01	2,356	2,356	2,356	2,356	1
広葉樹	1.92	299	—	3.12	418	418	418	418	—
総 数	434.65	66,326	44	230.47	28,241	28,241	28,241	28,241	2
針葉樹	—	—	—	—	—	—	—	—	—
広葉樹	434.65	66,326	44	230.47	28,241	28,241	28,241	28,241	2
竹林	—	—	—	—	—	—	—	—	—
無立木地	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 制限林普通林別森林資源表

単位 面積: ha、材積: 千m³、成長量: 千m³

区分	総数	人				木				地			
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
面積	102,219	98,498	51,093	47,405	48,439	48,013	426	47,613	47,209	404	826	805	22
材積	30,442	30,442	23,981	6,461	22,682	22,635	47	22,357	22,313	45	325	323	2
成長量	370	370	321	49	315	314	1	311	310	1	4	4	0
面積	20,825	20,076	11,476	8,600	11,103	11,014	89	10,828	10,747	81	274	266	8
材積	6,012	6,012	4,836	1,176	4,639	4,633	7	4,541	4,535	6	98	98	1
成長量	80	80	72	8	72	71	0	70	70	0	1	1	0
面積	81,394	78,422	39,617	38,805	37,336	36,999	337	36,785	36,461	323	552	538	14
材積	24,430	24,430	19,145	5,285	18,043	18,003	40	17,816	17,778	39	226	225	1
成長量	290	290	248	42	243	242	1	241	240	1	3	3	0
					8.89	4403	18	3.87	2057	5	3.58	2764	11
					0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	人				木				地				未立木地	
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	
面積	50,059	3,080	46,979	3,360	2,770	590	912	291	622	45,786	19	45,767	104	3,618
材積	7,760	1,345	6,414	1,307	1,217	90	211	121	90	6,242	8	6,235	-	-
成長量	55	7	48	7	6	1	1	1	0	47	0	47	-	-
面積	8,973	462	8,511	469	422	47	185	32	153	8,319	9	8,310	5	744
材積	1,373	203	1,170	194	187	7	33	12	20	1,146	4	1,142	-	-
成長量	8	1	7	1	1	0	0	0	0	7	0	7	-	-
面積	41,086	2,617	38,468	2,891	2,348	543	727	259	468	37,468	10	37,457	99	2,874
材積	6,387	1,142	5,245	1,112	1,030	83	178	109	69	5,096	4	5,093	-	-
成長量	47	6	41	6	5	1	1	1	0	40	0	40	-	-
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 単位未満を四捨五入しているため各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積 : ha、材積 : 千m³

区分		総 数		立 人				木 地			
				総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹
総 数	面 積	102,219	98,498	51,093	47,405	48,439	48,013	426	47,613	47,209	404
金 石 市	材 積	30,442	30,442	23,981	6,461	22,682	22,635	47	22,357	22,313	45
大 横 町	面 積	29,231	28,225	13,933	14,292	13,446	13,274	172	13,205	13,036	169
大 船 渡 市	材 積	8,113	8,113	6,221	1,892	5,979	5,961	18	5,883	5,865	18
陸前高田市	面 積	8,733	8,448	3,256	5,191	2,896	2,831	65	2,862	2,799	62
住 田 町	材 積	2,255	2,255	1,550	705	1,395	1,389	6	1,382	1,376	6
陸前高田市	面 積	24,356	23,359	12,470	10,889	11,400	11,322	78	11,227	11,151	76
住 田 町	材 積	7,734	7,734	6,266	1,468	5,730	5,722	8	5,670	5,662	8
陸前高田市	面 積	17,106	16,513	9,868	6,645	9,416	9,375	42	9,241	9,204	37
住 田 町	材 積	5,900	5,900	5,013	887	4,772	4,767	5	4,694	4,689	5
陸前高田市	面 積	22,793	21,953	11,566	10,388	11,281	11,212	69	11,079	11,018	60
住 田 町	材 積	6,439	6,439	4,931	1,508	4,806	4,797	9	4,730	4,721	8

区分		立 天				木 地				立 天				木 地			
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	育 成	单 层 林	育 成	复 层 林	総 数	针葉樹	広葉樹	総 数	针葉樹	広葉樹	伐採跡地	
総 数	面 積	50,059	3,080	46,979	3,360	2,770	590	912	291	622	45,786	19	45,767	104	3,618	1,403	2,215
金 石 市	材 積	7,760	1,315	6,414	1,307	1,217	90	211	121	90	6,242	8	6,235	—	—	—	—
大 横 町	面 積	14,779	659	14,120	641	548	93	348	111	237	13,790	0	13,789	11	995	261	734
大 船 渡 市	材 積	2,134	260	1,874	224	213	10	81	46	34	1,830	0	1,830	—	—	—	—
陸前高田市	面 積	5,552	426	5,126	410	370	40	115	55	60	5,027	0	5,027	3	282	91	192
住 田 町	材 積	860	161	699	144	139	5	30	21	8	686	0	686	—	—	—	—
陸前高田市	面 積	11,959	1,148	10,811	1,137	1,117	20	128	30	97	10,695	1	10,694	28	969	309	660
住 田 町	材 積	2,004	544	1,460	531	529	2	29	15	14	1,444	0	1,444	—	—	—	—
陸前高田市	面 積	7,097	493	6,604	502	470	32	127	23	104	6,468	0	6,468	54	539	312	227
住 田 町	材 積	1,128	246	882	240	235	5	25	12	14	863	0	863	—	—	—	—
陸前高田市	面 積	10,673	354	10,319	671	265	406	194	71	123	9,808	18	9,790	8	832	430	402
住 田 町	材 積	1,634	134	1,499	168	101	68	46	27	19	1,420	7	1,412	—	—	—	—

注 単位未満を四捨五入していざるため各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

(4) 所有形態別森林資源表

単位 面積: ha、材積: km^3

区 分	総 数	立						木						
		人			工			地			林			
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	
総 数	102,219	98,498	51,093	47,405	48,439	48,013	426	47,613	47,209	404	826	805	22	
県 有 林	面 積	30,442	30,442	23,981	6,461	22,682	22,635	47	22,357	22,313	45	325	323	2
市町村有林	面 積	24,548	24,059	11,210	12,849	10,650	10,554	96	10,320	10,228	92	330	326	4
財産区有林	面 積	6,439	6,439	4,663	1,776	4,412	4,401	11	4,294	4,284	10	118	117	0
私 有 林	面 積	442	434	142	292	140	139	1	139	138	1	2	2	-
	材 積	94	94	62	31	62	61	0	60	60	0	1	1	-
	面 積	67,344	64,563	32,338	32,225	30,240	29,930	310	29,881	29,587	294	359	343	16
	材 積	20,909	20,909	16,503	4,406	15,459	15,426	33	15,302	15,270	32	157	156	1

区 分	立						木						地			林		
	天			然			木			然			地			林		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	伐採跡地	未立木地	
総 数	50,059	3,080	46,979	3,360	2,770	590	912	291	622	45,786	19	45,767	104	3,618	1,403	2,215		
県 有 林	面 積	7,760	1,345	6,414	1,307	1,217	90	211	121	90	6,242	8	6,235	-	-	-	-	
市町村有林	面 積	2,033	14	2,019	14	14	-	87	0	87	1,932	-	1,932	0	443	123	319	
財産区有林	面 積	251	6	245	6	6	-	10	0	10	235	-	235	-	-	-	-	
私 有 林	面 積	13,409	655	12,754	940	532	408	292	104	187	12,178	19	12,159	1	489	184	305	
	材 積	2,027	262	1,765	283	216	67	65	39	26	1,680	7	1,672	-	-	-	-	
	面 積	294	3	291	1	1	-	4	2	2	288	-	288	0	8	2	7	
	材 積	32	1	31	0	0	-	1	1	0	31	-	31	-	-	-	-	
	面 積	34,323	2,407	31,916	2,406	2,223	183	529	184	345	31,388	0	31,388	103	2,678	1,094	1,584	
	材 積	5,450	1,076	4,373	1,018	995	23	134	81	53	4,297	0	4,297	-	-	-	-	

注 単位未満を四捨五入しているため各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

(5) 制限林の種類別面積

自然公園												自然環境保全地域												その他		
自定公園				県立公園				自然公園				鳥獣保護法による特別保護地区				都市緑地保全地域				文化財記念物法による指定史跡等				急傾斜地崩壊危険区域		
特別保護地区		第一種特別地域		第二種特別地域		第三種特別地域		小地域		種別未定地域		第一種特別地域		第二種特別地域		第三種特別地域		自然環境保全地域		自然環境保全地域		急傾斜地崩壊危険区域				
保林	安林	土砂崩れ防備林	その他の保安林	砂防施設	砂防施設	砂防施設	砂防施設	砂防施設	砂防施設	砂防施設	砂防施設	砂防施設	砂防施設	砂防施設	砂防施設	砂防施設	砂防施設	砂防施設	砂防施設	砂防施設	砂防施設	砂防施設	砂防施設	砂防施設		
水資源区 分	かん養林	土砂流出防備林	その他の保安林	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	合計	
総数	12,756.78	2,630.41	69.76	(20.70)	(11.96)	(582.33)	(415.09)	(10.66)	(34.06)	(3.80)	(1,015.06)	(129.80)	(1,182.72)	(1,182.72)	(919.11)	(2,101.83)	(1,188.64)	(3,151.57)	(61.45)	(69.61)	(13.95)	(0.84)	(2,673.43)	(2,825.10)		
金石市	5,428.43	359.63	4.94	1,156.43	6,959.40	44.62	61.44	17,421.56	44.62	(7.54)	(29.34)	(815.12)	(291.12)	(865.58)	(291.12)	(865.58)	(291.12)	(865.58)	(27.66)	(13.63)	(1.64)	(0.84)	(1,064.58)	(1,064.58)		
大槌町	80.87	169.59	7.41	(21.27)	(21.27)	351.60	3.46	1.27	58.39	37.07	92.18	(50.99)	143.17	(50.99)	143.17	(50.99)	143.17	(50.99)	(13.17)	(14.03)	(1.7)	(0.32)	(4.69)	(4.69)		
大槌渡市	2,397.18	1,192.62	6.21	511.28	4,107.29	18.12	3.23	10.91	125.15	1,148.91	1,288.20	(2.99)	(68.27)	(71.26)	(71.26)	(68.27)	(71.26)	(68.27)	(71.26)	(71.26)	(1.42)	(13.58)	(1.7)	(5.70)	(0.38)	(1,242.12)
陸前高田市	1,738.44	305.36	30.43	(1.98)	(10.46)	(33.44)	(45.88)	2,244.45	1.49	(2.99)	(28.65)	(28.65)	(28.65)	(28.65)	(28.65)	(28.65)	(28.65)	(28.65)	(3.76)	(75.02)	(1,018.06)	(915.35)	(915.35)	(915.35)	(915.35)	(915.35)
住田町	3,081.86	603.21	20.80	53.55	3,759.42	9.15																			(14.32)	(14.32)

卷之三

(6) 樹種別材積表

単位: 千m³

樹種 林種	針葉樹						広葉樹	
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 N	計	クリ	コナラ
総数	15,733	247	6,927	1,047	27	23,981	475	1,874
人工林	15,733	247	5,582	1,047	27	22,635	4	8
天然林	0	-	1,345	-	-	1,345	471	1,866
樹種 林種	広葉樹						合計	
	ミズナラ	カシバ	ホオノキ	カエデ	サクラ	その他 L		
総数	633	263	251	350	410	2,205	6,461	30,442
人工林	0	0	-	0	0	35	47	22,682
天然林	633	263	251	350	410	2,170	6,414	7,760

注1 広葉樹の材積は、昭和58年度広葉樹賦存状況調査の構成比率による。

2 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

(7) 特定保安林の指定状況

単位 面積：ha

市町村	番号	特 定 保 安 林				要 整 備 森 林		備 考
		総 数	人工林	天然林	その他	箇所数	面 積	
総 数	—	—	—	—	—	—	—	
釜石市	—	—	—	—	—	—	—	
大槌町	—	—	—	—	—	—	—	
大船渡市	—	—	—	—	—	—	—	
陸前高田市	—	—	—	—	—	—	—	
住田町	—	—	—	—	—	—	—	

(8) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

種 類		荒 廃 地	荒 廃 危 險 地	備 考
総 数		10.59	—	
市 町 村 別 内 訳	釜石市	5.69	—	
	大槌町	1.73	—	
	大船渡市	0.59	—	
	陸前高田市	1.21	—	
	住田町	1.37	—	

(9) 森林の被害

単位 面積 : ha

種類	火災			気象害			病虫害			シカ害			その他獣害		
年度	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5
総数	0.18	0.01	-	-	-	-	904.46	1170.32	1000.19	21.80	19.69	15.54	0.72	0.72	0.69
市町村別内訳	釜石市	-	-	-	-	-	107.50	294.49	390.06	15.73	14.31	13.70	-	-	-
	大槌町	-	-	-	-	-	30.00	105.37	91.10	0.62	0.59	0.31	0.72	0.72	0.69
	大船渡市	0.18	-	-	-	-	178.88	150.73	151.48	1.19	1.47	0.27	-	-	-
	陸前高田市	-	0.01	-	-	-	411.08	396.77	219.59	1.87	0.79	0.13	-	-	-
	住田町	-	-	-	-	-	177.00	222.96	147.96	2.39	2.53	1.13	-	-	-

注1 森林整備課資料による。

2 火災、気象害については曆年、病虫害、シカ被害、その他獣害については年度

3 火災、気象害、シカ被害、その他獣害については被害実面積、病虫害については被害区域面積

(10) 防火線等の整備状況

単位 延長 : m

種類	防火帯道	防火線	備考
総数	-	-	
市町村別内訳	釜石市	-	-
	大槌町	-	-
	大船渡市	-	-
	陸前高田市	-	-
	住田町	-	-

注 森林整備課資料による

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林業経営体数

単位 経営体数

区分		総 数	保有山林なし	5ha未満	5~10ha未満	10~50ha未満	50ha以上	備考
総 数		162	14	23	37	63	25	
市町村別内訳	釜石市	43	4	5	8	16	10	
	大槌町	9	-	-	2	6	1	
	大船渡市	33	3	6	6	12	6	
	陸前高田市	30	2	4	10	12	2	
	住田町	47	5	8	11	17	6	

注 1 2020年農林業センサスによる。

2 保有山林とは、権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林をいう。

3 林業経営体とは、下記のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 保有山林面積が3ha以上で、かつ、調査実施年を計画期間に含む森林経営計画を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い育林若しくは伐採を実施した者。

イ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して素材生産を行っている者。ただし、素材生産については、調査期日前1年に200m³以上の素材を生産した者に限る。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 件数：件、面積：ha

区分		総 数		公 有 林		私 有 林		備考
		件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	
総 数		55	38,158	22	31,055	33	7,103	
市町村別内訳	釜石市	19	9,666	2	4,334	17	5,332	
	大槌町	6	2,309	2	1,278	4	1,031	
	大船渡市	4	6,948	2	6,916	2	32	
	陸前高田市	16	7,225	14	7,149	2	76	
	住田町	10	12,011	2	11,379	8	632	

注 1 市町村別の件数欄には、当該市町村の森林についてたてられている森林経営計画の認定森林所有者等の数を記載する。

2 認定が複数の市町村に跨る場合、件数はそれぞれの市町村で1件としている。

3 令和5年度末現在で認定されている森林経営計画である。

4 面積総数は端数処理しているため、必ずしも一致しない。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 件数：件、面積：ha

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
釜石市	93	366	8	123	-
大槌町	28	50	-	-	-
大船渡市	21	39	-	-	-
陸前高田市	-	-	-	-	-
住田町	-	-	-	-	-

令和6年3月31日現在

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数:人、金額:千円、面積:ha

市 町 村 別	組 合 名	組合員数	常勤役員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森 林 面 積	備 考
森 林 組 合	総 数	6,721	36	266,477	74,116	
	釜 石 市	釜 石 地 方	1,630	9	99,032	25,051
	大 槌 町					
	大 船 渡 市	気 仙 地 方	3,478	19	107,597	37,644
	住 田 町					
	陸 前 高 田 市	陸 前 高 田 市	1,613	8	59,848	11,421
生 産 森 林 組 合	総 数	1,359	-	230,586	2,366	
	釜 石 市	一 の 渡	19	-	3,800	449
		松 倉	64	-	5,120	99
		尾 崎 白 浜	70	-	14,801	236
		洞 泉	10	-	9,000	134
		太 田 林	20	-	11,400	77
		早 栄	14	-	13,130	21
		定 内	24	-	26,402	262
	大 槌 町	折 合	13	-	2,452	38
		浪 板	102	-	2,000	20
	大 船 渡 市	坂 本 沢	20	-	-	53
		鷹 生	56	-	31,900	70
		上 富 岡	27	-	7,701	25
		下 富 岡	37	-	15,268	36
		吉 浜	303	-	3,684	57
		蛸 ノ 浦 清 水	200	-	2,050	24
		永 浜	42	-	9,622	59
		蛸 ノ 浦 契 約 会	138	-	48,616	121
	陸 前 高 田 市	耕 内	32	-	8,160	72
	住 田 町	船 作 山	89	-	9,000	409
		新 田 山	43	-	2,880	41
		安 本 山	36	-	3,600	63

注 1 森林組合については、森林組合一斉調査資料による。(令和3年度実績)

2 組合員数については、正組合員と准組合員との合計数である。

イ 事業内容及び活動状況等

組合名	指導事業	販売事業	林産事業	加工事業	購買事業	養苗	森林造成事業	福利厚生事業	利用及び金融事業	合計	単位 金額：千円
総数	9,062	202,547	403,505	—	45,302	—	434,363	347,100	—	1,441,879	
森林組合別内訳											
釜石地方	8,855	138,500	104,164	—	32,931	—	205,765	100,324	—	590,539	
仙地方	155	38,890	63,561	—	11,539	—	163,346	156,691	—	434,182	
陸前高田市	52	25,157	235,780	—	832	—	65,252	90,085	—	417,158	

注 森林組合一斉調査資料による。(令和3年度実績)

(5) 林業事業体等の現況

区分	林業経営体	木材卸売 (素材市売市場)	木材・木製品製造業
総 数	20	1	14
釜石市	5	-	1
大槌町	-	-	3
大船渡市	4	-	3
陸前高田市	4	1	3
住田町	7	-	4

注 林業経営体数は「2020年農林業センサス」林業経営体-組織形態別経営体数（法人化している経営体数より）、木材・木製品製造業は岩手県の工業(2022)（従業者4名以上の事業所）による。

(6) 林業労働力の概況

単位：人

事業体名	区分 年度	総数	就労日数区分別人数			年齢別人数			性別	
			60日未満	60～149日	150日以上	39歳以下	40～59歳	60歳以上	男	女
森林組合	令和2年	45	-	3	42	14	23	8	45	-
	令和3年	45	-	2	43	14	22	9	45	-
	令和4年	43	-	3	40	13	22	8	43	-
森林組合以外の林業事業体	令和2年	115	-	24	91	18	50	47	102	13
	令和3年	120	-	19	101	21	48	51	104	16
	令和4年	116	-	21	95	26	44	46	101	15

注1 森林整備課資料による。

注2 未回答があるため、総数と内訳が合致しない場合がある。

(7) 林業機械化の概況

機械種名	摘要	単位	数量	備考
フェラバンチャ		台	1	
スキッダ		台	0	
プロセッサ		台	14	
ハーベスター		台	9	
フォワーダ		台	13	
タワーヤード		台	3	
スイングヤード		台	1	
グラッブルソー		台	-	
その他の		台	9	フォーク取納型グラップルバケット等

注 森林整備課資料による。(令和5年3月31日現在)

(8) 作業路網等の整備の概況

単位 路線数：路線 延長：m

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		備考
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	
総 数	8	14,323	5	5,797	9	16,350	
森林整備事業	1	1,415	1	1,020	-	-	
水源林造成事業	-	-	-	-	-	-	
治山事業	1	60	1	66	-	-	
県有林	-	-	-	-	-	-	
その他	6	12,848	3	4,711	9	16,350	

注 森林整備課資料による。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：1,000m³、実行歩合：%

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	630	650	1,280	757	195	952	120	30	74
針葉樹	550	650	1,200	701	195	896	127	30	75
広葉樹	80	-	80	56	-	56	70	-	70

注1 単位未満を四捨五入しているため、各値と総数は一致しないことがある。

注2 主伐の実行量は令和2年次～4年次の実績に令和5年次～6年次の見込量を加えたものである。

注3 間伐の実行量は令和2年度～5年度の実績に令和6年度の見込量を加えたものである。

(2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
2,440	1,274	52	1,380	428	31	1,060	846	80

注 実行量は令和2年度～5年度の実績に令和6年度の見込量を加えたものである。

(3) 間伐面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

計画		実行		実行割合	
11,550		3,039		26	

注 間伐の実行量は令和2年度～5年度の実績に令和6年度の見込量を加えたものである。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：m、実行歩合：%

開設延長			拡張延長		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
40,530	8,021	20	6,060	782	13

注 実行量は令和2年度～5年度の実績に令和6年度の見込量を加えたものである。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

種類	指定			解除実績
	計画	実行	実行歩合	
総数	1,045	370	35	3
水源かん養	685	338	49	1
災害防備	360	32	9	-
保健風致等	-	-		2

注 実行量は令和2年度～5年度の実績に令和6年度の見込量を加えたものである。

イ 保安施設地区の面積
該当なし。

ウ 治山事業の数量

単位 実行歩合 : %

種類	治山事業施行地区数		
	計画	実行	実行歩合
総数	26	10	38
保安林整備	7	4	57
防災林造成	2	2	100
山地治山	10	4	40
治山施設機能強化	6	-	-
地すべり	1	-	-

注 実行量は令和2年度～令和5年度の実績に令和6年度の見込量を加えたものである。

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積 : ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工 場等建物敷地及 びその附帯地	採石採土地	その他の 林地	合計
18	1	40	0	684	744

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積 : ha

原野	農用地	官行造林の 返地	その他の 林地	合計
-	3	10	7	20

注 四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 材積：千m³、面積：ha、延長：km

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐 採 立 木 材 積	総 数	総 数	1,450	1,300	3,797	3,472	3,115	2,796	2,403	2,006
		針葉樹	1,350	1,180	3,123	2,918	2,667	2,408	2,078	1,738
		広葉樹	100	120	674	554	448	388	325	268
	主 伐	総 数	750	850	3,771	3,448	3,070	2,714	2,269	1,771
		針葉樹	650	730	3,097	2,894	2,622	2,326	1,944	1,503
		広葉樹	100	120	674	554	448	388	325	268
	間 伐	総 数	700	450	26	24	45	82	134	235
		針葉樹	700	450	26	24	45	82	134	235
		広葉樹								
造 林 面 積	総 数	2,700	3,350	2,806	6,302	9,556	8,921	8,285	7,395	
	人 工 造 林	1,600	2,250	1,243	2,911	4,988	4,525	4,005	3,410	
	天 然 更新	1,100	1,100	1,563	3,391	4,568	4,396	4,280	3,985	
林 道 開 設 延 長		10	11							

注 地域森林計画樹立の翌年度から5年間を第Ⅰ分期、次の5年間を第Ⅱ分期以下同様とし、最終の分期を第Ⅷ分期とする。

(2) 分期別期首資源表

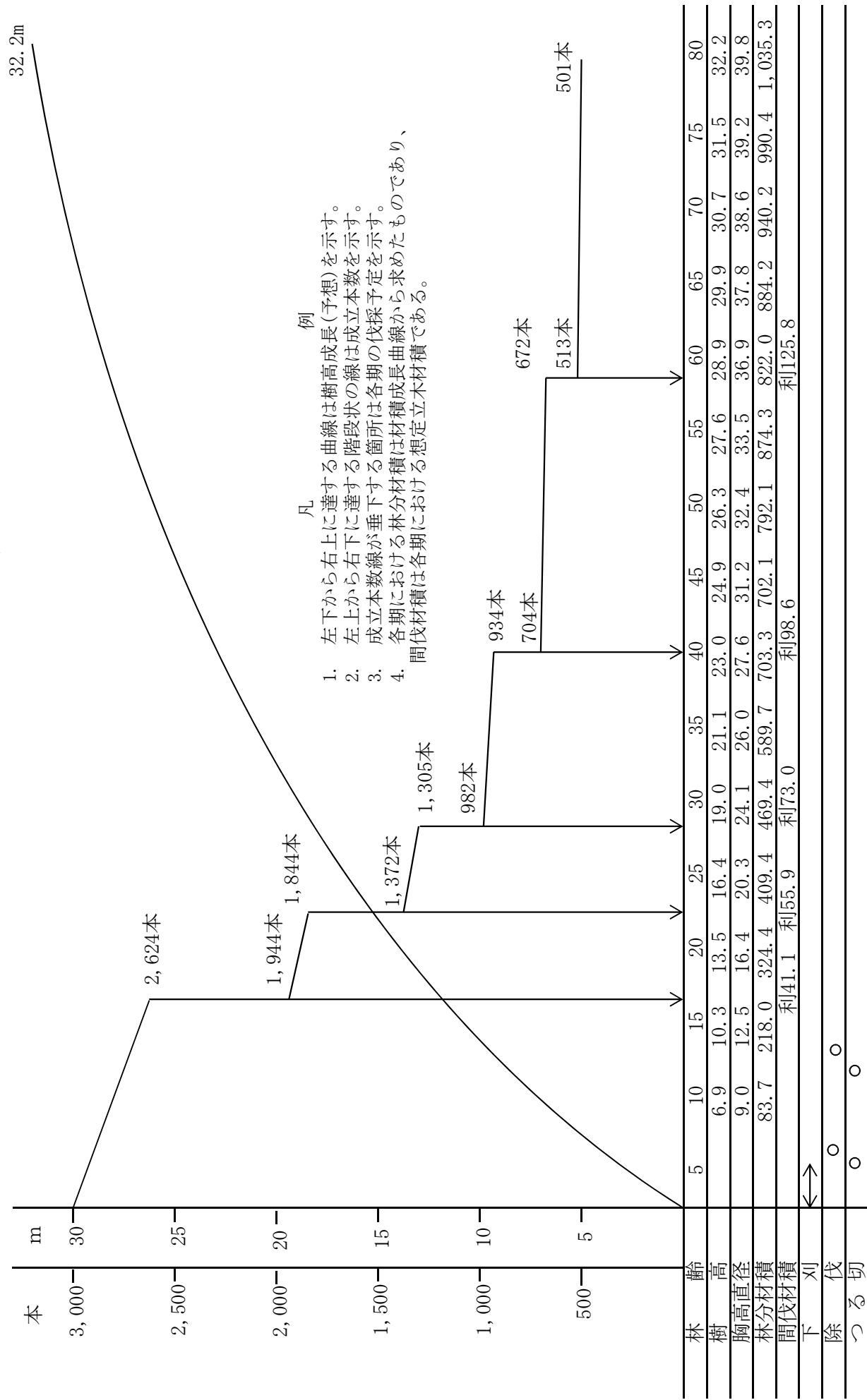
単位 面積 : ha、材積 : 1,000m³

区分		面積										材積				
		総数	伐採跡地	小計	1.2齢級	3.4齢級	5.6齢級	7.8齢級	9.10齢級	11.12齢級	13.14齢級	15.16齢級	17.18齢級	19.20齢級	21齢級以上	
第I分類	人 工 林	102,219	3,721	98,498	1,539	4,574	3,569	7,949	11,246	21,606	26,129	12,497	5,375	3,000	1,015	
	人 工 林	49,511	1,071	48,439	692	1,453	5,115	9,063	13,888	12,927	2,768	909	418	424	30,442	
	育成单層林	48,671	1,058	47,613	688	770	1,418	5,004	8,970	13,707	12,649	2,711	876	410	407	
	育成複層林	839	13	826	4	12	35	110	92	181	277	57	33	8	17	
	天然单層林	52,709	2,650	50,059	846	3,792	2,116	2,834	2,183	7,717	13,292	9,729	4,466	2,582	591	
	育成複層林	3,395	35	3,360	-	0	30	70	102	564	1,034	600	454	301	204	
第II分類	天然生林	916	4	912	-	-	4	24	56	152	317	202	103	44	11	
	天然生林	48,398	2,611	45,786	846	3,792	2,082	2,740	2,025	7,001	11,851	8,928	3,910	2,237	376	
	育成单層林	102,219	4,286	97,934	6,706	1,286	3,915	3,453	7,549	10,708	20,366	24,573	11,567	4,702	3,109	
	育成複層林	50,242	1,690	48,552	3,064	689	779	1,400	4,846	8,663	13,026	11,968	2,503	812	802	
	育成单層林	48,312	1,690	46,622	1,957	685	768	1,365	4,735	8,570	12,845	11,690	2,448	779	780	
	育成複層林	1,930	-	1,930	1,107	4	35	111	93	181	278	55	33	22	211	
第III分類	天然育成单層林	51,977	2,595	49,382	3,642	597	3,136	2,053	2,703	2,045	7,340	12,605	9,064	3,890	2,307	
	天然育成複層林	3,528	191	3,337	386	-	-	50	62	90	483	896	523	387	460	
	天然生林	2,293	-	2,293	1,385	-	-	4	24	55	153	317	200	102	53	
	育成单層林	46,156	2,404	43,752	1,871	597	3,136	1,999	2,617	1,900	6,704	11,392	8,341	3,401	1,794	
	育成複層林	102,219	7,849	94,371	18,213	5,375	1,121	3,060	2,850	6,181	8,284	15,599	18,143	8,935	6,610	
	天然育成单層林	49,998	3,568	46,430	8,475	3,058	686	753	1,242	4,006	6,716	9,665	8,609	1,798	1,422	
第V分類	天然育成複層林	47,557	3,568	43,989	7,964	1,951	682	742	1,207	3,895	6,623	9,484	8,331	1,743	1,367	
	天然育成单層林	2,441	-	2,441	511	1,107	4	11	35	111	93	181	278	55	55	
	天然育成複層林	52,222	4,281	47,941	9,738	2,317	435	2,307	1,608	2,175	1,568	5,934	9,534	7,137	5,188	
	天然育成单層林	3,478	204	3,274	629	386	-	-	25	52	71	355	645	360	751	
	天然育成複層林	3,951	-	3,951	1,658	1,385	-	-	4	24	55	153	317	200	155	
	天然生林	44,793	4,077	40,716	7,451	546	435	2,307	1,579	2,099	1,442	5,426	8,572	6,577	4,282	
第VII分類	天然育成单層林	102,219	7,379	94,841	18,754	14,588	5,123	971	2,439	2,334	4,754	6,202	11,686	14,094	13,896	24,452
	天然育成複層林	49,804	2,931	46,873	8,930	8,439	3,047	664	674	1,003	3,029	4,919	6,993	6,363	2,812	
	天然育成单層林	47,363	2,931	44,432	8,930	7,928	1,940	660	663	968	2,918	4,826	6,812	6,085	2,702	
	天然育成複層林	2,441	-	2,441	-	511	1,107	4	11	35	111	93	181	278	110	
	天然育成单層林	52,416	4,448	47,968	9,824	6,149	2,076	307	1,765	1,331	1,725	1,283	4,693	7,731	11,084	
	天然育成複層林	3,444	118	3,326	430	627	383	-	-	21	43	55	259	475	1,033	
第IX分類	天然育成单層林	3,951	-	3,951	-	1,658	1,385	-	-	4	24	55	153	317	355	
	天然生林	45,021	4,330	40,691	9,394	3,864	308	307	1,765	1,306	1,658	1,173	4,281	6,939	9,696	
	育成单層林	102,219	6,535	95,685	15,289	14,513	13,345	4,885	813	1,955	1,823	3,593	4,515	9,169	25,785	
	育成複層林	49,570	2,139	47,431	6,408	8,895	8,401	2,961	592	549	733	2,138	3,488	5,201	8,065	
	天然育成单層林	47,129	2,139	44,990	6,408	8,895	7,890	1,854	588	538	698	2,027	3,395	5,020	7,677	
	天然育成複層林	2,441	-	2,441	-	-	511	1,107	4	11	35	111	93	181	388	
第VIII分類	天然育成单層林	52,649	4,395	48,254	8,881	5,618	4,944	1,924	221	1,406	1,090	1,455	1,027	3,968	17,720	
	天然育成複層林	3,385	29	3,356	236	429	618	355	-	17	35	42	192	1,432	1,024	
第X分類	天然育成单層林	3,951	-	3,951	-	1,658	1,385	-	-	4	24	55	153	672	581	
	天然生林	45,313	4,366	40,947	8,645	5,189	2,668	184	221	1,406	1,069	1,396	930	3,623	15,616	

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

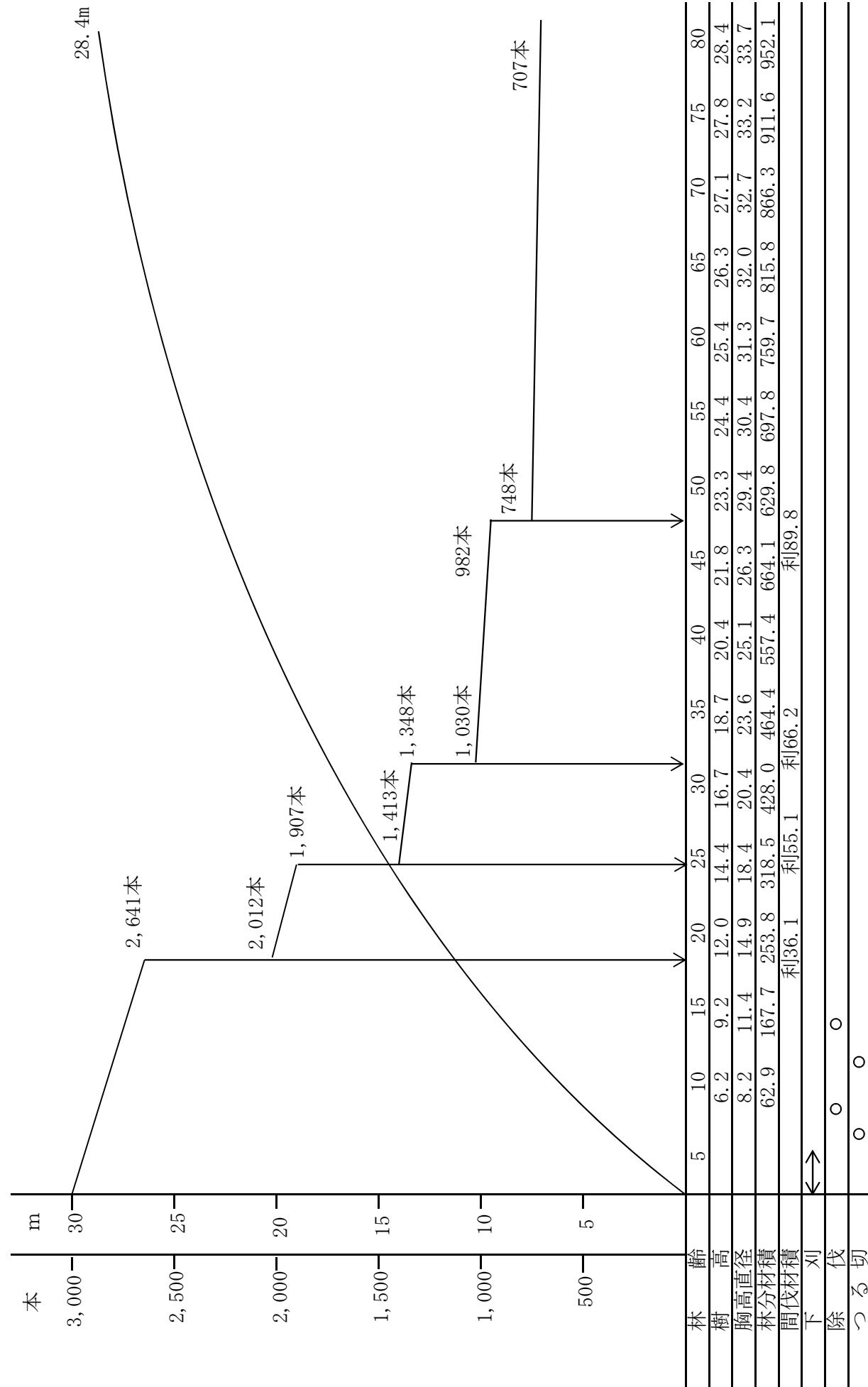
7 その他
(1) 施業方法別の施業体系図
〔森林施業の指針1〕

スギ一般材施業の指針(地位上)



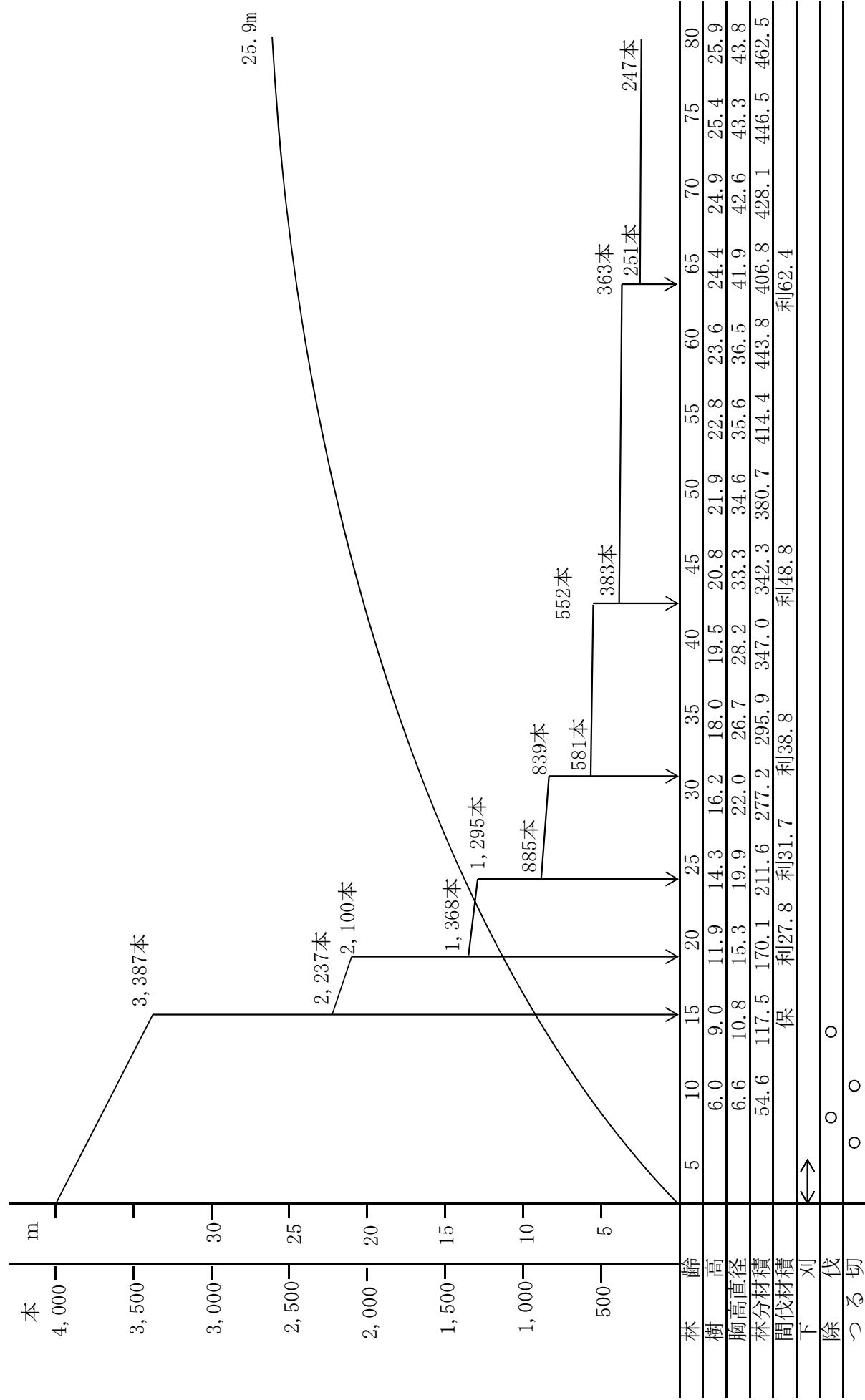
[森林施業の指針2]

スギ一般材施業の指針(地位中)



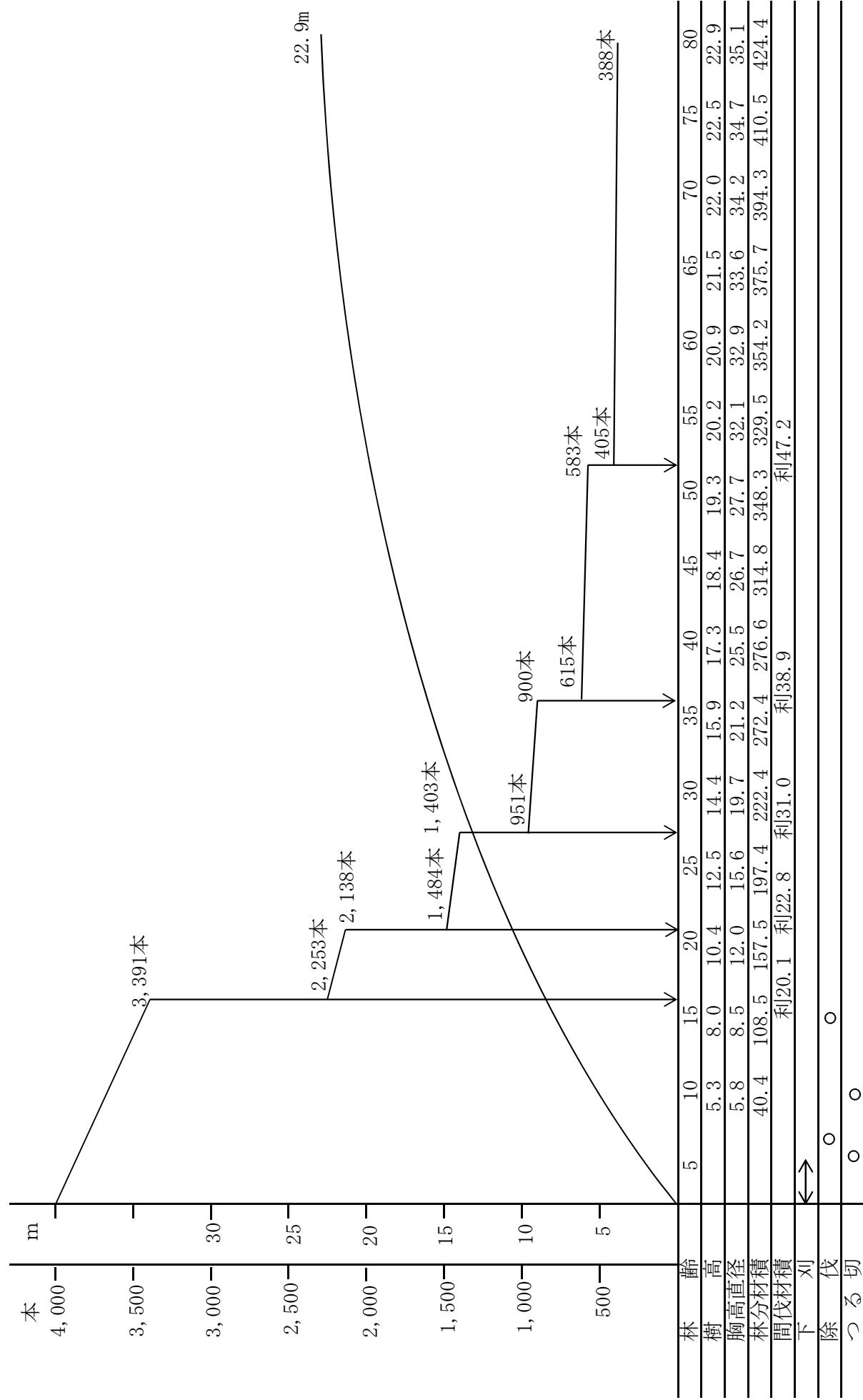
[森林施業の指針3]

アカマツ一般材施業の指針(地位上)



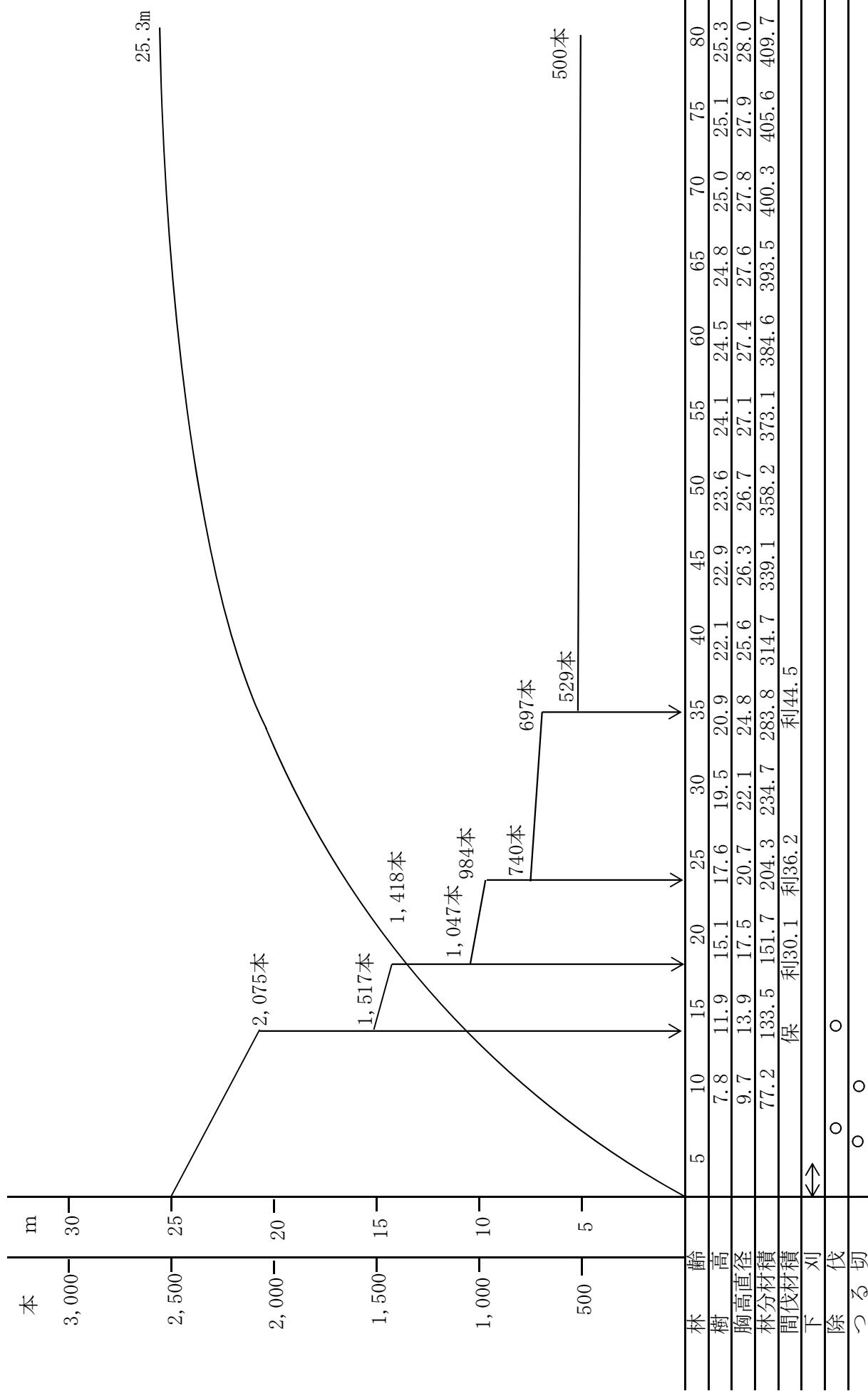
〔森林施業の指針4〕

アカマツ一般材施業の指針(地位中)



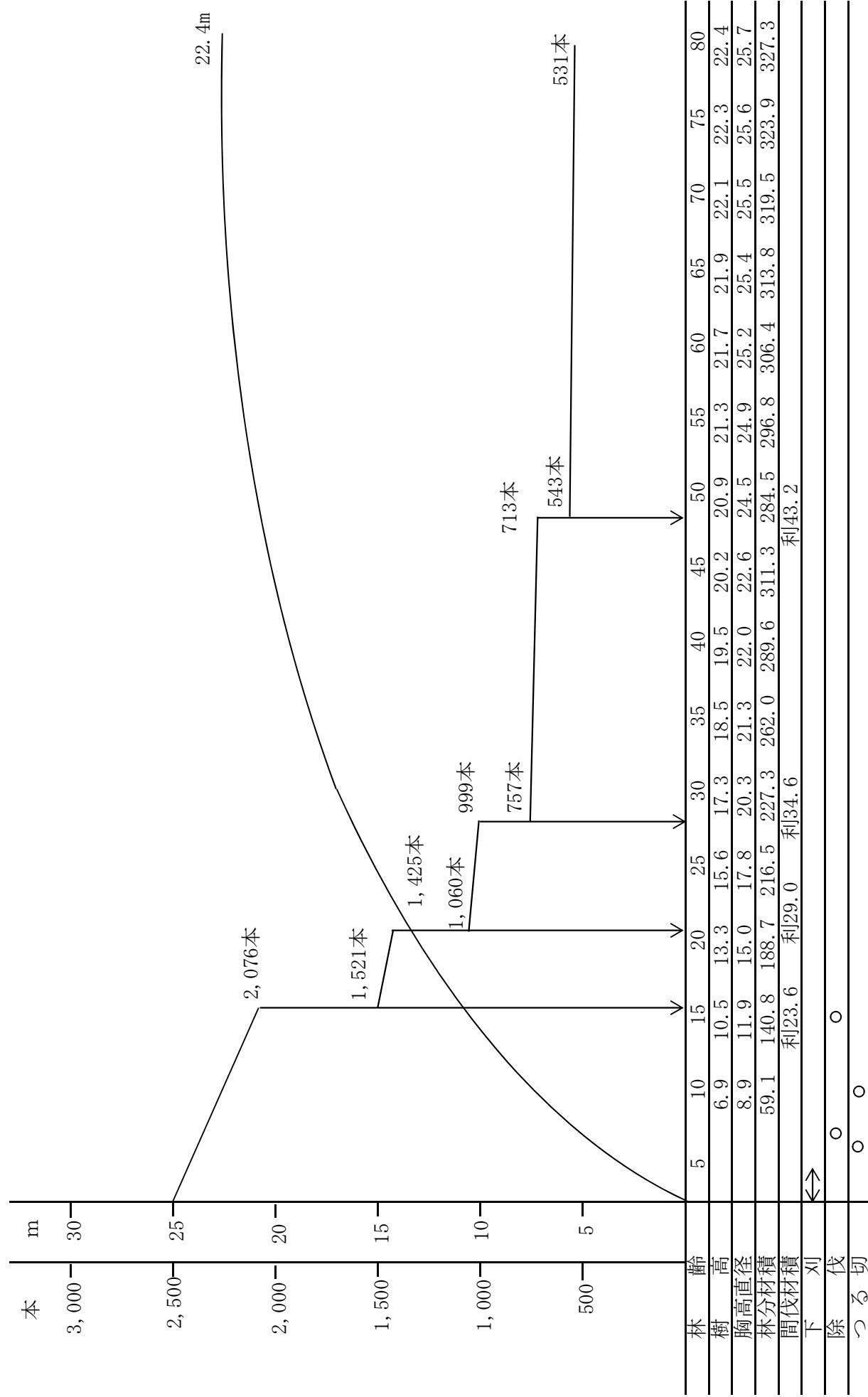
[森林施業の指針5]

カラマツ一般材施業の指針(地位上)



[森林施業の指針6]

カラマツ一般材施業の指針(地位中)



(2) 持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

単位 材積 : 千m³

主伐(皆伐)上限量の目安	
568	

第2表 持続的伐採可能量(年間)

単位 再造林率 : % 材積 : 千m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	568	115	683
90	511		626
80	454		569
70	398		513
60	341		456
50	284		399
40	227		342
30	170		285
20	114		229
10	57		172

(参考) 用語の解説

(五十音順)

項目	解説	主な掲載個所
いよくのうりょくりんぎょうけいえいたい 意欲と能力のある林業 経営体	森林経営管理法第36条第2項に基づき、県が登録・公表する林業経営体。経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有し、経営管理を確実に行うための経理的な基礎を有すると認められる者。	P37～39
いわて木質バイオマス エネルギー利用展開指 針(第3期)	「いわて県民計画(2019～2028)」に掲げる推進方策等に対応した木質バイオマスエネルギー利用促進の指針を示すものとして、2019年度～2022年度を期間として策定した計画。	P39
いわて林業アカデミー	林業への就業希望者等を対象に、林業に関する知識及び技術を体系的に取得することを目的に岩手県が平成29年4月から開講した研修。将来的に林業事業体の経営の中核となり得る現場技術者を養成している。	P37
えだう 枝打ち	一般的には無節の良質材を育成するため下方の枝を切り落とすことをいう。近年は、複層林における下層木や、裸地化した土壤表面での植物の生育が可能となるよう陽光を与えるなど、公益的機能を確保する観点からも行われる。	P28
おびじょううたくばつさぎょう 帯状伐作業	単木伐の非効率性を補うとともに、皆伐による裸地化の弊害を避けるため、立木を樹高幅ほどで帯状に伐採し、その跡地は植栽若しくはぼう芽又は天然下種による更新を期待して行われる施業体系(作業種)の一つ。	P21
かいばつ 皆伐	主伐の一種で、一定範囲の樹木を一斉に全部又は大部分を伐採すること。	P7, 9, 19～24, 32, 33, 40, 51, 59, 71, 72
かき起こし	更新補助作業の一つ。天然下種からの芽生えの発生と根付きを促進するため、地表面を熊手などで掻き起こし、土壤を露出させること。	P25
かいがんぼうさいりん 海岸防災林	潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を有しており、農地や居住地を災害から守るなど地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしている森林。	P45
かせんしゅうざい 架線集材	主に空中に張ったワイヤーロープに取り付けた搬器を、集材機械によって移動させて集材する方法。急傾斜地でも搬出が可能であり、林地を荒らすことが少ないなどの長所がある。	P36, 40, 42
かそうぼく 下層木	樹冠が2段以上の層状構造をなしている森林で、上層の木に対して下層の木。	P24

(五十音順)

項目	解説	主な掲載個所
緩傾斜地 かんけいしやち	計画書では、全国森林計画の路網整備の水準から、傾斜15度未満としている。 なお、高性能林業機械化促進基本方針では、傾斜20度未満とされている。	P34, 38
活着 かつちやく	植栽した苗・移植をした挿し木・接ぎ木をした植物が、根付くこと。	P24
間伐 かんばつ	森林の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業。一般に、除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に行われる。	P4, 6~9, 12, 16~18, 20, 22, 27~29, 33, 35, 39, 45, 49, 51, 53, 54, 59, 70, 71
寒風害 かんふうがい	土壤の凍結により給水困難な状態となり、また寒風のため枝葉から水分が失われて、脱水による乾燥枯死をもたらす被害。	P20
基幹路網 きかんろも	林道及び林業専用道を示す。	P3, 34, 35
郷土樹種 きょうどじゅしゅ	それぞれの地方や立地環境によく適応し、自然状態で分布している樹種、及び歴史的に長期間にわたり植栽されてきた樹種。	P23, 32
切土 きりど	地盤より上方にある土砂等をかき落とし、または切り崩す作業により切り取った土砂及びその行為。	P36, 42, 43
急傾斜地 きゅうけいしやち	計画書では、全国森林計画の路網整備の水準から、傾斜30度以上としている。 なお、高性能林業機械化促進基本方針では、傾斜20度以上とされている。	P1, 31, 34, 35, 38, 69, 70, 72
禁伐 きんばつ	樹木の伐採を禁止すること。	P72
群状沢伐作業 ぐんじょうたくばつさぎょう	単木沢伐の非効率性を補うとともに、皆伐による裸地化の弊害を避けるため、森林内の一部をパッチ状に小区画伐採し、その跡地は植栽若しくはぼう芽又は天然下種による更新を期待して行われる施業体系（作業種）の1つ。	P21
原生的 げんせいてき	人の手がほとんど又は全く加わっておらず、自然のあるがままの状態。	P15, 18
公益的機能 こうえきてききのう	一般的に、森林の有する多面的機能のうち、木材等の生産機能を除いた機能をさす。	P4, 6~10, 22~25, 30, 32, 33
高性能林業機械 こうせいのうりんぎょうきかい	一機種で、伐倒・枝払い・造材・集材のうち、二工程以上の多工程処理を行う車両系又は架線系の林業機械。実際の生産性や経済性は、地形、伐採方法、路網密度などの作業条件によって大きく左右される。	P7, 29, 38, 39

(五十音順)

項目	解説	主な掲載個所
合板	丸太の円周方向に薄板を切り出し、纖維方向を直交させ奇数枚数を接着剤で貼り合わせた板。	P26, 39
合法性確認木材	原木の生産される国又は地域における法令に適合して伐採されたことが確認された木材。	P39
広葉樹	樹木を葉の形で分類した名称で、ケヤキ、ブナ、ナラ、ツバキなど扁平な葉をもった樹木をいう。 針葉樹に対する語。	P2, 3, 6, 9, 17, 21~23, 26, 32, 35, 48, 49, 53
小段	大きな法面の中段に設ける巾0.5~1mの踏み段。法面の安定を高め、法面を流下する水の流速を減じて浸食を防ぐ効果がある。	P43
混交林	性質の異なった2種類以上の樹種（針葉樹と広葉樹など）が混じって生育する森林。単純林の対語。	P6, 9, 24, 35, 49
コンテナ苗	容器の内側にリブ（縦筋状の突起）や細長いスリット（縦長の隙間）を設けるなどにより、水平方向の根巻きを防止するとともに、底面を開けることで垂直方向に空気根切りができる容器によって育成した、根鉢付きの苗木。根が培地に張り巡られ、根鉢が容易に崩れない状態が保たれ、根が垂直方向に発達して根巻きしないのが特徴。	P24
材積	立木または造材された丸太、さらに製材された木材の体積をいう。立木では枝条を含むときと樹幹だけの場合がある。単位は立方メートル、石がある。	P4, 9, 21, 24, 27, 53, 70, 71
里山	集落や農地の周辺にあって、薪炭材や肥料となる落葉など、生活に密着した資材を継続的に供給してきた森林。	P17
地拵え	植栽や天然更新の準備のため、雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。	P24
市町村森林整備計画	森林法第10条の5に基づき、市町村が計画的かつ長期的視点にたって、適切に林業経営、森林施業を推進するためにたてる造林から伐採までの森林施業に関する総合的な計画。	P8, 20, 22~24, 26~28, 30, 35, 50
集成材	挽き板又は小角材を、その纖維方向を平行にして、厚さ、幅、長さ方向に接着して集成した材料。節、目切れなどの欠点を除去・分散させることで、製材よりも強度の変動が小さい。	P12, 26, 39
樹下植栽	複層林などを造成するために、林間に樹木を植栽すること。	P51
樹冠	樹木の葉と枝の集まり（枝と葉の層）をいう。	P7, 19, 24, 25, 27, 52, 70~72
受光伐	複層林などを造成するために、下層木が成長できるように陽光を調整するために行う伐採。	P51

(五十音順)

項目	解説	主な掲載個所
主伐	利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり、伐採後、次の世代の樹木の育成、すなわち更新を伴う伐採である。	P4, 9, 18, 20, 21, 26, 32, 33 35, 53, 71
上層木	樹冠が2段以上の層状をなしている森林で、下層の木に対して上層の木。	P27
植生	ある区域に集まって生育している植物の全体をいう。自然植生、現存植生などと使う。	P7, 14, 16, 20, 24, 25, 28, 32, 34, 44, 48
除伐	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回行われる。	P28, 51
人工造林	苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等の人為的な方法により森林を造成すること。	P4, 9, 21, 23, 24, 53, 54
針葉樹	樹木を葉の形で分類した名称で、スギ、ヒノキ、マツ類、モミなど細くとがった葉をもった樹木をいう。 広葉樹に対する語。	P2, 3, 9, 22, 25, 26, 53
森林	森林法第2条で、「1 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹」「2 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地」但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く、と定められている。	P1~4, 6~52, 57~73
森林経営管理制度	「森林経営管理法」に基づき、経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつないでいくシステム。平成31年4月1日から開始。	P12, 37
森林経営計画	森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、単独又は共同により森林の経営を行う一体的な森林について、計画的な施業及び保護のために自発的にたてる5年間の計画。	P7, 34, 35, 37, 73
森林作業道	除間伐等の森林整備や木材の集材・搬出のために、主として森林施業用の林業機械の走行を想定する簡易な構造の作業道のこと。	P7, 34~36, 38
森林(の)施業	目的とする森林を造成、維持するための造林、保育、間伐、伐採等の一連の森林に対する行為。	P7~9, 16, 18, 20, 30, 32~35, 37, 38, 50, 51, 62, 73
(森林の)機能区分	森林を、その森林の地形、地質、土壤その他の立地条件、林況等に関する評価因子をもとに、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能の7つの機能に区分したもの。	P30, 47

(五十音順)

項目	解説	主な掲載個所
森林の有する多面的機能	森林の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能。	P16, 19~21, 26
森林保健施設	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号の規定により森林の有する保健機能を高度に發揮させるため公衆の利用に供する施設。休養施設、教養文化施設、スポーツ又はレクリエーション施設、宿泊施設等がある。	P50~52
森林・林業基本計画	森林・林業基本法の基本理念の実現に向けて、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同法に基づき策定した計画。森林及び林業施策の基本方針、森林のもつ多面的機能の発揮並びに木材の供給及び利用に関する目標、政府が講すべき施策を明記。	P6
スイングヤーダ	主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。建設用ベースマシンに集材用ワインチを搭載し、アームをタワーとして使用する。	P38
筋地拵え	植栽する列だけ刈り払い、残りはそのまま放置とともに、植付けの際に障害となるものを取り除く作業。刈り払ったものなどは残った列の上、あるいは列に沿わせて置く。	P24
捨土	切土を現場内利用した余りの土砂。	P36, 43
制限林	保安林及び森林法施行規則第7条の2で定められている立木の伐採に制限がある森林をいう。 保安林、砂防指定地、鳥獣保護法の特別保護地区、自然公園法の特別地域内の森林等がある。	P40, 41, 63, 70
静砂垣	砂の移動防止と植栽木への防風を目的として、植栽地全面に設ける垣をいう。使用材料により、竹ス、ヨシズ、粗朶などがある。	P43
生態系	ある地域の生物の群集とそれに関する無機的環境をひとまとめにし、物質循環、エネルギー流などに注目して機能系としてとらえたもの。	P15, 18, 30~33, 46
生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生物多様性条約においては、「生物の多様性」とは、全ての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含むとしている。	P6, 15, 16, 18, 21
全国森林計画	森林法第4条の規定に基づき「森林・林業基本計画」に即して、農林水産大臣が閣議決定を経て、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項等について、5年ごとにたてる15年間の計画。	P6, 8, 9

(五十音順)

項目	解説	主な掲載個所
全面地拵え ぜんめんじごしえ	植付け予定地の雑草木やササ及び散乱している幹や枝など、植付けの際に障害となるものを植栽予定地の全面にわたって取り除く作業。	P24
造林 ぞうりん	林地に森林を仕立てること。造林の方法には人工造林と天然更新がある。	P4, 6, 8, 9, 13, 18, 20, 21, 23, 24, 26, 45, 46, 51, 53, 54, 73
粗腐植 そふしきよ	落葉や落ちた枝が一部分解した表面層で、一般的にきのこや菌類で満たされている。	P25
抾伐 たくばつ	主伐の一種で、森林内の成熟木を数年～十数年ごとに計画的に伐採（抜き切り）すること。伐採により森林の状態が大きく変化せず、持続的な森林経営ができる。	P7, 9, 20～22, 24, 32, 40, 59, 70～72
タワーヤーダ	簡便に架線集材できる、元柱になる鉄柱と集材装置を装備した移動式の集材機。	P35, 38
単層林 たんそうりん	単一の林冠層で構成されている森林の総称。	P7, 18, 19, 23, 34, 51
短・中伐期作業 たん・ちゅうじやくさぎょう	薪炭用材、しいたけ原木等の生産を目的になら類を対象として、短期間（25年～35年）で一斉にある程度まとまった面積を伐採し、ぼう芽による更新を期待して行われる施業体系（作業種）、又は中径材の生産を目的にすぎ、あかもつ、からまつなどを対象として、おおむね標準伐期齢前後で一斉にまとまった面積を伐採し、その跡地を人工植栽する施業体系（作業種）。	P21
単木抾伐 たんぼくたくばつ	立木の伐採が、森林及びその周辺における自然環境に大きな変化を招くおそれが少ない程度の抾伐。	P21, 72
単木抾伐作業 たんぼくたくばつさぎょう	抾伐作業の1種で、更新のために伐区から一定量を単木的に均等に抜き切りする方法。	P21
地域森林計画 ちいきしんりんけいかく	森林法第5条第1項の規定に基づき知事が全国森林計画に即して、森林計画区内の民有林を対象に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、市町村森林整備計画における森林施業の指針となるもの。	P13
蓄積 ちくせき	森林の現存量、材積をいう。単位はm ³ （立方メートル）	P2, 3, 19, 72
治山施設 ちさんしせつ	保安林の指定の目的を達成するために必要として実施された保安施設事業（森林法）及び地すべりを防止するために地すべり防止工事（地すべり等防止法）により設置された施設。	P10, 14, 16, 45, 62
地質 ちしつ	地殻を構成する物質。その種類、性質または状態をさすことが多い。大部分は岩石であるが、地層、堆積物、風化生成物ないし土壤も含まれる。	P1, 16, 20, 32, 34, 35, 43

(五十音順)

項目	解説	主な掲載個所
長伐期施業（作業）	主に用材林の生産を目的に長伐期（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢以上）で、一斉にある程度まとまった面積を伐採し、その跡地は、植栽又はぼう芽による更新を期待して行われる施業体系（作業種）の1つ。	P6, 21, 32
坪地拵え	苗木を植え付ける所の周辺だけ円形あるいは方形に刈り払い、植付けの際の障害となるものを取り除く作業。	P24
適地適木	森林を仕立てる際、土壤、気象、地形、地質などその土地の立地に合った樹種を検討し、判断すること。	P23, 26
天然下種更新	林地内に残した木（母樹）またはその側方の木より自然に落ちた種から発芽した稚樹を後継樹として森林を仕立てる方法。	P20, 25, 26
天然更新	人のかかわりは補助手段として、主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させることをいう。 種子が自然に落下し、発芽して成長する場合（天然下種更新）と、木の根株から発芽（ぼう芽）して成長する場合などがある。	P4, 9, 24～26, 53, 54
天然林	天然の状態であって、造林・保育についてはほとんど人の手が加わっていない森林。	P20, 35
特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第1項の規定により、令和3年度から令和12年度までを対象期間として実施される間伐等の実施の促進に関し、岩手県が定めた基本的な方針。	P4
特定苗木	特定母樹から採取された種穂から育成された苗木。 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき、成長に優れ雄花着生性が低いなどの基準を満たすものが特定母樹に指定されている。	P23
土壤	地殻表面などの母岩が風化・崩壊したものに腐植などが加わり、気候や生物などの作用を受けて生成したもの。水分の動態、有機物の分解合成の過程の相違によって特有の発達を示す。	P1, 7, 14～16, 24, 30, 32, 35, 40, 71
法面	勾配のある面。斜面。森林土木における切土、盛土の傾斜面。	P36, 43, 44
伐期	林木の伐採・収穫の時期。	P4, 20, 32
伐区	もともと伐採（主伐）が行われる区域をさすが、造林から育林、伐採までの作業が一貫して同一に行われる区域にも用いられる。	P20, 21, 32, 72
伐採種	主伐における伐採方法をいう。皆伐、択伐等に分けられる。	P71
ハーベスター	伐倒、枝払い、玉切り、集積の一連の多工程の処理を連続して行う自走式の高性能林業機械。	P38

(五十音順)

項目	解説	主な掲載個所
標準伐期齢 ひょうじゅんばきりょう	主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢等を勘案し、地域森林計画で示した指針をもとに、森林計画制度上の誘導指標として市町村森林整備計画で定めた年齢。 保安林の指定施業要件の基準に用いられている。	P22, 32, 48, 52, 71, 72
流量 りゅうりょう	単位時間当たりに流出する水の量。	P44
フォワーダ フォワーダ	林地内の丸太を林道端等まで積載・集材する車両機械。	P12, 35, 38
複層林 ふくそうりん	林冠構成が複数状態をしている森林の総称。二層のものを二段林、三層のものを三段林という。	P7, 16, 19, 24, 32, 35, 51
複層林施業 ふくそうりんせぎょう	森林を構成する林木の一部を伐採し、苗木の植栽等を行うことにより、複数の林冠を構成する森林を造成する施業。	P32
プロセッサ プロセッサ	全木（枝付き）の枝払い、玉切り、集積の一連の工程を行う高性能林業機械。	P38
平均成長量 へいきんせいちょうりょう	その年までに成長した量を総成長量というが、これを年数で割ったもの。	P22, 31
保安施設事業 ほあんしせつじぎょう	森林法第41条の規定に基づき、保安施設地区内において、その保安林の目的を達成するために実施される森林の造成事業、又は森林の造成若しくは維持に必要な事業。	P6
保安施設地区 ほあんしせつちく	農林水産大臣又は知事が保安施設事業を行う必要があるとして、農林水産大臣が森林法第41条の規定により指定した森林。この地区は、事業完了後一定期間経過後は保安林と見なされる。	P13, 31～33, 45, 59, 71
保安林 ほあんりん	水源のかん養、土砂の流出等の防備、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存等のため、森林法第25条に基づいて農林水産大臣又は知事が指定した森林。森林の施業に一定の制限が課せられる。	P4, 6, 10, 13, 16, 17, 31～33, 40, 41, 45, 47, 57, 60, 63～66, 70, 71
保育 ほいく	植栽を終了してから伐採するまでの間に、樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称。	P6, 7, 16～18, 27, 28, 33, 45, 51, 72
ぼう芽 ぼうめ	立木を伐採した後に切り株から発生する芽をぼう芽という。	P20, 25, 26
ぼう芽更新 ぼうめいこう	立木を伐採した後に切り株から発生したぼう芽を成長させて林を更新する方法。 コナラ、クヌギなど、ぼう芽力の強い広葉樹に対して行われる。ぼう芽更新は、薪炭林などで行われる。	P20, 25, 26

(五十音順)

項目	解説	主な掲載個所
保健機能森林 ほけんきのうしんりん	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2の規定に基づき、地域森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認める場合に、森林の保健機能の増進を図るべき森林として、市町村森林整備計画でその区域が特定されている森林。	P50～52
保護樹帯 ほごじゅたい	造林をする際に前生樹の一部を帶状に残して風をさえぎり、または主風の方向に対して樹木を帶状に造成することによって気象害などの被害の軽減を目的に残された又は造成された樹木の集団をいう。	P20
母樹 ぼじゅ	優良な形質をもった種子や穂木、茎や根を採取する樹をいう。母樹の集団を母樹林という。	P4, 20, 24, 26
密度管理図 みつどかんりず	林木の成長に関する密度効果の法則等を応用し、生育段階に応じた密度と材積等の関係を一つの図にまとめて表したもの。 この図から立木密度と上層木の樹高によって幹材積、平均直径、収量比数を知ることができ、密度管理方式に応じて収量を予測できる。	P27
緑の回廊 みどりかいろう	原生的な天然林や貴重な野生動植物の生息・生育地を保全管理するため国が国有林に設定したもので、平成17年度までにその途切れた部分をつなぐための民有林緑の回廊が設定された。	P30
猛禽類 もうきんるい	飛翔力が強く、曲がった鋭いくちばしをもち、他の鳥類や哺乳類・爬虫類などを捕食する大型の鳥の総称。	P29
木質バイオマス もくしち	「岩手県木質バイオマス資源活用計画」では、県内の森林から出る用材、間伐材、林地残材、あるいは輸入木材などを木質バイオマスと捉えている。	P39
盛土 もりど	土をもって高くすることをいい、建築物の敷地、道路、堤防等を築造する際使用される土砂及びその行為。	P36, 43
有用広葉樹 ゆうようこうようじゅ	一般に、住宅部材、家具用材等として利用される材が採れる樹種を指している。家具建築用材などに利用されるブナ、カシバ類、ナラ類、ケヤキ、キリ、ハリギリなどがある。	P21, 23
擁壁 ようへき	崖や盛土の側面が崩れ落ちるのを防ぐために築く壁。	P43
林業専用道 りんぎょうせんようどう	森林作業道と組み合わせて、間伐作業を始めとする森林施業の用に供する道をいい、普通自動車や大型ホイールタイプフォワーダなど車両の走行を想定した構造となっている。	P7, 34, 35, 38
林業経営体 りんぎょうけいえいたい	林家や林業会社など所有権または所有権以外の権限に基づいて育林または伐採を行うことができる山林を保有している世帯、法人、団体をさす。	P7, 12, 37～39

(五十音順)

項目	解説	主な掲載個所
りんぎょううふきゅうしじういん 林業普及指導員	森林所有者等に対して、森林・林業に関する技術及び知識の普及や森林施業に関する指導を行い、また、試験研究機関との連携により専門の事項の調査研究を行う、一定の資格を持つ都道府県の職員。	P23, 24
りんぎょううろうどうりょくかくほしえん 林業労働力確保支援センター	林業労働力の確保の促進に関する法律第11条に基づき林業労働力の確保等を目的として設立された公益法人を、知事が林業労働力確保支援センターとして指定するもので、本県では、(公財)岩手県林業労働対策基金を平成8年に支援センターとして指定している。	P37
りんどう 林道	木材等の林産物を搬出したり、林業経営に必要な資材を運搬するため森林内に開設された道路の総称。行政では、林道規程に適合し、林道台帳に登載されているものをさす。	P3, 4, 7~9, 15, 16, 34, 35, 38, 55, 56
りんばん 林班	森林の位置と施業の便を考え設定した森林区画の単位。原則として字界、沢筋・尾根筋・河川などの自然地形又は地物をもって、面積がおおむね50ha程度となるように設定しているもの。	P35, 36, 41, 42, 63~69
りんれい 林齢	森林の年齢。森林が成立(更新又は植栽)した年を1年とし、それから経過した森林の年数をさす。	P22, 27, 28, 73
れつじょううかんばつ 列状間伐	選木基準を定めずに単純に列状に間伐する方法。高性能林業機械の導入による作業効率の向上、選木作業の省力化等による間伐経費の削減に有効な間伐方法。	P29